

平成18年版  
環境報告書

平成18年版

# 環境報告書



豊  
田  
市

豊 田 市

R100

古紙含有率100% (表紙70%) 再生紙を使用しています  
白色度 70%



豊田市はチーム・マイナス6%に賛同しています。



# はじめに

環境問題の歴史は、工場を中心とする産業型の公害問題に始まり、近年では、世界的に深刻な問題となっている地球温暖化、不法投棄や不適正処理による廃棄物問題、ダイオキシン類や PCB 等の化学物質対策など、複雑化かつ多様化しております。

本市におきましては、平成 17 年 4 月に藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町と合併し、愛知県下で最大の面積となりました。市域の約 70%を占める森林を始めとする豊かな自然を保全し、共生していくうえで必要なことは、資源循環のしくみを確保することです。そのためには、市民、事業者、市が、それぞれの生活や活動によって環境に与える影響を常に意識し、自ら環境に配慮した行動を積極的に行うことが求められます。

そこで、本市では、平成 18 年 3 月に「豊田市の環境を守り育てる条例」、「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」、「豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の 3 条例を制定及び一部改正いたしました。これらの条例に基づき、本市の環境施策をさらに推進し、豊田市環境基本計画に掲げる「みんなで創る信頼と安心の環境都市・とよた」の実現を目指します。

本環境報告書は、平成 17 年度の本市における環境の現況と環境に関する施策等を取りまとめたものです。持続可能な循環型社会の実現に向けて、本書を幅広くご活用いただければ幸いです。

平成 19 年 1 月

豊田市長

鈴木 公平

## 環境問題をめぐる平成17年度の動きから

### 環境に関する条例の制定及び豊田市環境審議会

新たな環境問題に適切に対応するため、豊田市環境基本計画に基づき、平成18年3月に環境に関する下記の3条例の制定又は一部改正を行いました。

- ・ 「豊田市の環境を守り育てる条例」(制定)
- ・ 「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」(制定)
- ・ 「豊田市の一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」(一部改正)

制定及び一部改正に当たっては、学識経験者、市民公募者及び関係団体職員の計18名の委員で構成する豊田市環境審議会に諮問し、3回の審議を経た後、答申をいただきました。

### フェロシルト問題に関する対応

市内(旧藤岡町)4か所に埋められていたフェロシルト問題では、自主的に撤去するよう排出元である企業に対して強く働きかけ、全ての場所で撤去が終了しました。撤去が終了した所については、市で環境調査を行い、周辺環境に影響がないことを確認しました。(18頁)

### 合併に伴う河川水質調査地点の見直し

平成17年4月の市町村合併により、市の面積は918.47km<sup>2</sup>となり、矢作川を中心に河川流域も広がりました。そのため、河川水質調査地点についても見直しを行いました。新たに追加された調査地点は以下のとおりです。

矢作川(有平橋)、巴川(足助近岡 下山境 香恋の里)、介木川(小渡新橋 万町浄水場取水口)、木瀬川(堀越橋)、野入川(矢作川合流前)、名倉川(宮古橋)、段戸川(矢作川合流前)、明智川(矢作川合流前)、田代川(葎磨橋)、井の平川(日沢橋)、山田川(御船川合流前)、西中山川(御船川合流前)、足助川(交流館裏)、阿習川(月原橋)(55~58頁)

### 環境学習施設の整備

「体験」や「学習」を通じて環境保全活動の実践につなげるため、「生活環境」と「自然環境」の二つの環境学習施設を、市民参画により整備しています。

「生活環境」では、新清掃工場の隣に「豊田市環境学習施設eco-T(エコット)」を整備し、「ごみ」を起点として生活と環境の係わりを楽しく学ぶ場として平成19年度オープンを目指していきます。

「自然環境」では、「自然観察の森岡田地域」を整備し、市民が自然とふれあい、体験することを通じて自然環境を学ぶ場として平成21年度オープンを目指していきます。(95頁)

### エコシールセンター

平成18年1月に、エコシールの活用を幅を広げ、エコシールをより一層浸透させる拠点として、ITS情報センター内にエコシールセンターをオープンしました。エコシールセンターでは、エコシールを20枚貼った台紙の枚数に応じて、環境グッズや豊田市の特産品などと交換ができます。(96頁)

## 第1部 総論

## 第1章 豊田市環境基本計画の概要

(1)計画の目的	1
(2)計画の位置づけ	1
(3)計画の期間	1
(4)計画の構成	2

## 第2章 エコチャレンジプロジェクトの進捗状況

## 環境指標及び重点施策・事業の実施状況

プロジェクト1:「廃棄物の発生を抑え、循環資源の有効利用を進めます」	4
プロジェクト2:「廃棄物の管理体制を強化し、適正処理を進めます」	4
プロジェクト3:「二酸化炭素等の排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます」	4
プロジェクト4:「自然と人が身近にふれあえる場や機会を増やします」	5
プロジェクト5:「農地・森林を保全し、環境保全上の多様な機能を確保します」	5
プロジェクト6:「交通環境を整備し、環境への負荷を低減します」	6
プロジェクト7:「化学物質などによる汚染の実態把握を進め、環境リスクを軽減します」	6
プロジェクト8:「河川、雨水などの水環境を改善し、健全な水循環の向上をめざします」	6
プロジェクト9:「緑豊かなやすらぎを感じる都市基盤を整備します」	7
プロジェクト10:「環境問題に関し、市民、事業者、行政が協働できる仕組みをつくりま	7

## 第2部 各論

## 第1章 資源の循環的利用が進んだまちづくり

## 第1節 廃棄物の発生抑制

1 ごみ処理量	9
2 ごみ減量化に向けた取組み	10
3 事業者との連携	10

## 第2節 廃棄物の再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進

資源化とリサイクル	11
-----------	----

## 第3節 廃棄物の適正処理

1 一般廃棄物	12
2 産業廃棄物	14
3 豊田PCB廃棄物処理事業	16

## 第4節 廃棄物に関する情報公開、管理・指導體制の強化

1 一般廃棄物の適正処理指導	18
2 産業廃棄物の適正処理指導	19

---

---

## 第2章 地球環境の改善に貢献することができるまちづくり

### 第1節 地球温暖化対策

- 1 新エネルギーの導入 ..... 21
- 2 低公害車の普及促進 ..... 22

### 第2節 酸性雨対策

- 酸性雨調査 ..... 24

## 第3章 豊かな自然と共に生きるまちづくり

### 第1節 水循環の向上

- 雨水の利用促進 ..... 25

### 第2節 水資源の保全

- 1 豊田市水道水源保全基金 ..... 26
- 2 環境林整備事業 ..... 27
- 3 矢作川水源の森 間伐材利用プロジェクト ..... 27
- 4 水辺環境の整備 ..... 28
- 5 豊田市矢作川研究所 ..... 30

### 第3節 多様な生態系の保全と育成

- 1 自然環境の現況 ..... 31
- 2 自然保全 ..... 33
- 3 開発に関する審査・調査・指導 ..... 35
- 4 動植物調査 ..... 36
- 5 希少な動植物の保護 ..... 38
- 6 湿地の保護 ..... 40
- 7 名木の保護 ..... 40

### 第4節 自然とのふれあい空間の形成

- 1 自然とのふれあい空間の整備 ..... 41
- 2 自然とふれあう機会の充実 ..... 42
- 3 自然シリーズの刊行 ..... 43

## 第4章 生活環境が保全され、安心して暮らせるまちづくり

### 第1節 環境に配慮した総合交通体系の整備

- 交通対策 ..... 44

### 第2節 生活環境の保全

- 1 環境影響評価(環境アセスメント) ..... 45
- 
-

---

---

2	公害防止協定の締結	45
3	事業者への資金融資制度	46
4	環境監視調査	46
5	環境法令に係る届出の受理等	46
6	事業場の公害防止管理	47
7	開発行為の指導	47
第3節 大気汚染の防止		
1	大気環境調査	48
2	有害大気汚染物質モニタリング調査	51
3	自動車排出ガス調査	52
4	大気環境の保全	52
第4節 水質汚濁の防止・河川等の水質浄化		
1	河川水質調査	55
2	工場・事業場対策	59
3	生活排水対策	61
第5節 地下水汚染、地盤沈下の防止		
1	地下水	64
2	地盤沈下	66
第6節 騒音・振動、悪臭などの防止		
1	騒音・振動	67
2	悪臭対策	74
第7節 近隣公害対策		
1	公害に関する苦情	75
2	ごみ散乱防止対策	75
3	あき地環境保全	75
第8節 化学物質対策		
1	ダイオキシン類	76
2	P C B調査	79
3	P R T R制度	81

## 第5章 快適で魅力あふれる環境が整備されたまちづくり

### 緑のネットワークの形成

1	緑化の推進	83
2	(財)豊田市公園緑地協会	85

---

---

---

---

## 第6章 「環境都市・とよた」を築くため、参加と協働ができるまちづくり

### 第1節 環境情報の提供

- 1 「環境報告書」等による情報公開 ..... 86
- 2 ホームページによる情報公開・提供 ..... 86

### 第2節 環境教育、環境学習の充実

- 1 学校の取組み ..... 87
- 2 啓発イベント ..... 91
- 3 啓発事業 ..... 92
- 4 環境学習施設の整備 ..... 95

### 第3節 市民、事業者、行政の連携強化

- 1 とよたエコライフ倶楽部の活動 ..... 96
- 2 市民の活動 ..... 98
- 3 事業者の取組み ..... 99

### 第4節 行政の率先行動

- 1 環境マネジメントシステム（ISO14001）の継続的改善 ..... 100
- 2 グリーン購入の実践 ..... 105
- 3 公共施設におけるごみ減量 ..... 109
- 4 公共工事における環境配慮指針 ..... 111

## 参考資料

- 環境行政年表 ..... 112
  - 環境部の業務内容 ..... 119
  - 開発に関する法規制等 ..... 121
  - 環境関連例規（条例） ..... 122
  - 環境関連例規（告示） ..... 123
  - 環境関連資料 ..... 123
  - 環境に関する宣言 ..... 124
  - 環境方針 ..... 125
- 
-



## 第 1 章 豊田市環境基本計画の概要

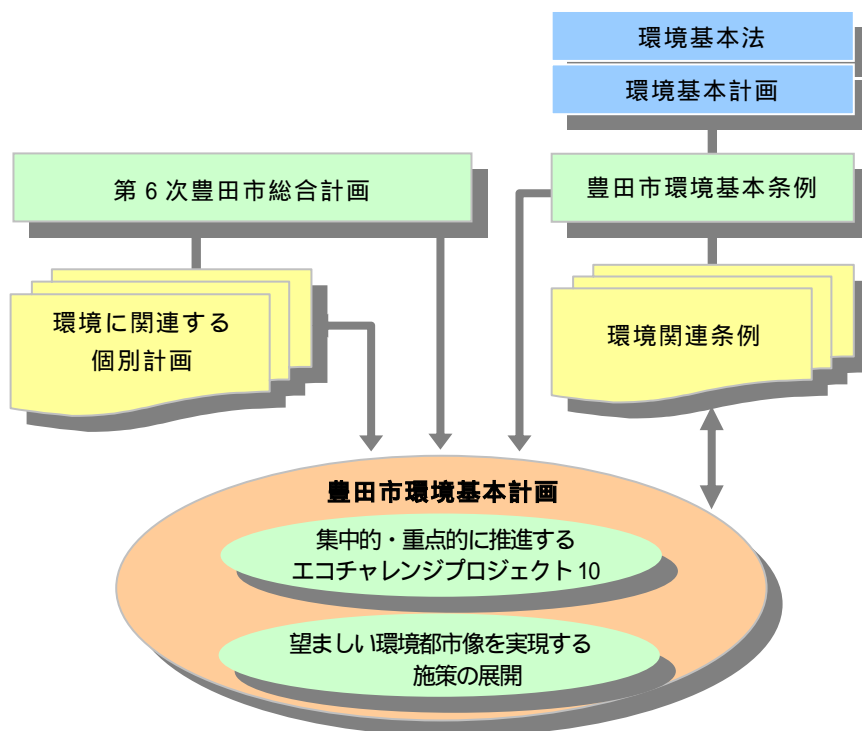
### ( 1 ) 計画の目的

豊田市環境基本条例（昭和 46 年制定、平成 8 年 9 月全部改正）でめざす「持続的な発展が可能な社会」の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

### ( 2 ) 計画の位置づけ

豊田市環境基本条例第 14 条に基づき策定する計画であり、環境分野に関連する各種計画及び施策を立案・実施するにあたっての基本となるものです。

また、第 6 次豊田市総合計画に示された様々な施策を、環境の視点を通して関連性を持たせ、まちづくり目標の一つである「豊かな自然と調和する環境にやさしいまち」を実現していくための環境分野における総合計画として位置づけています。



### ( 3 ) 計画の期間

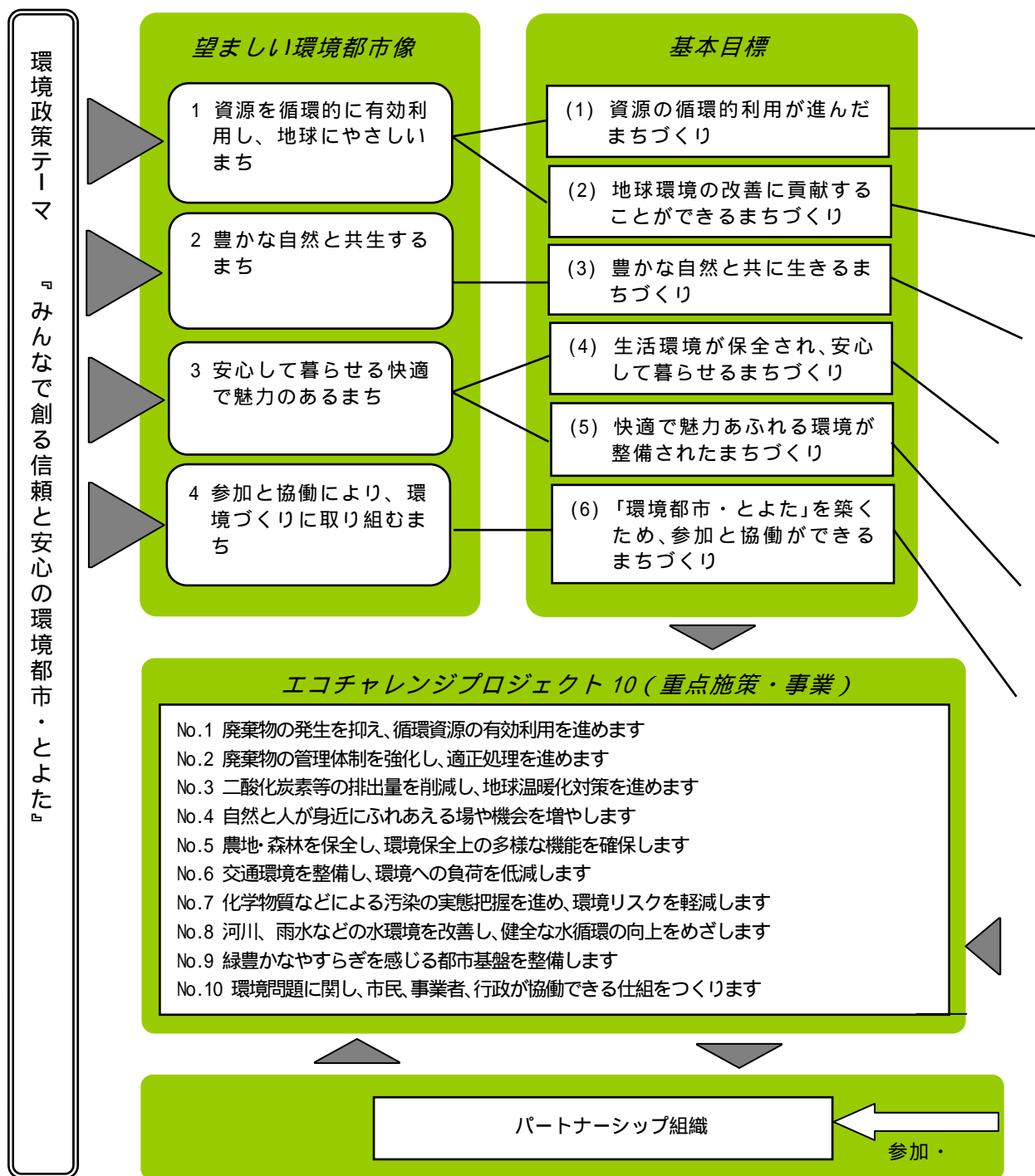
本計画の期間は、2002 年度（平成 14 年度）を初年度とし、第 6 次豊田市総合計画の目標年次と合わせて 2010 年度（平成 22 年度）を目標年次としています。

(4) 計画の構成

【望ましい環境都市像を実現するために】

豊田市環境基本計画は、計画期間中においてめざすべき4つの「望ましい環境都市像」と6つの「基本目標」を明らかにしています。

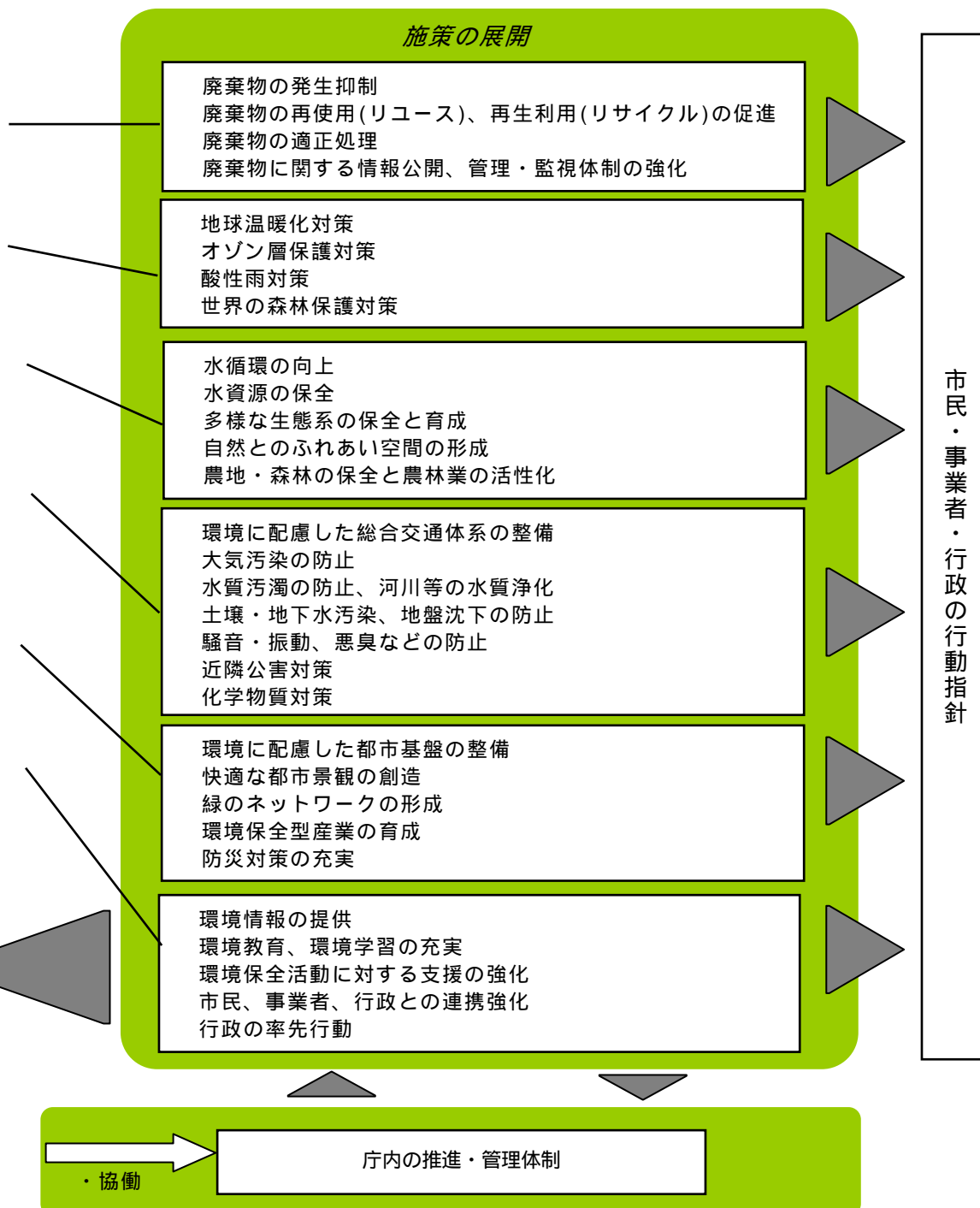
この「望ましい環境都市像」の実現をめざし、基本計画全体をリードするための10のプロジェクトを「エコチャレンジプロジェクト」として位置づけています。



### 「エコチャレンジプロジェクトの役割」

エコチャレンジプロジェクトは、「施策の展開」の中からプロジェクトを推進するための重点施策・事業を抽出し、計画期間の前半5年間で短期的かつ重点的に実施するものです。

エコチャレンジプロジェクトは、計画期間の前半をリードする施策・事業の集合体ともいえます。



## 第2章 エコチャレンジプロジェクトの進捗状況

### プロジェクト1 廃棄物の発生を抑え、循環資源の有効利用を進めます

#### 環境指標

指標名(単位)	平成17年度実績
一般廃棄物(可燃系)の減量化量	23,400トン(前年度比:+828)
一般廃棄物(不燃系)の埋立量	22,071トン(前年度比:-230)

#### 重点施策・事業

施策・事業名	平成17年度実績
資源循環に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業	とよたエコライフ倶楽部をとおして普及啓発を推進(大型食品店買物袋持参率:17.8%、共通シール発行:約580万枚)(環境政策課)
家庭ごみ(可燃)の減量化・資源化の推進	ストックヤード数(20基、累計348基)、リサイクルステーション数(4箇所、累計15箇所)、集団回収活動団体数(516団体)(清掃管理課)
容器包装リサイクル法に基づく分別収集事業	プラ製容器分別収集についてワーキンググループによる検討を実施(清掃管理課)
食品循環資源の再生利用等の促進	生ごみ処理機等購入費補助(711基)、地域生ごみ減量化補助(179世帯)、生ごみの減量に関する啓発活動の継続(清掃管理課)
家庭ごみ(不燃)の減量化の推進	「溶融スラグ」「飛灰」の資源化に関する調査、研究(清掃管理課)
多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の策定指導事業	継続的に処理計画の策定を指導(廃棄物対策課)

### プロジェクト2 廃棄物の管理体制を強化し、適正処理を進めます

#### 環境指標

指標名(単位)	平成17年度実績
市内PCB廃棄物の処理の推進	13社と収集運搬協定を締結
環境への負荷を最小限にしたごみ焼却場の完成	78%完成 国庫補助金申請(16年度繰越分:8月、17年度分:11月)

#### 重点施策・事業

施策・事業名	平成17年度実績
事業場に対する指導体制の強化	市産廃適正処理条例の制定(廃棄物対策課)
不法投棄監視制度の拡充及び整備	不法投棄パトロール隊(131団体)、まちの美化活動団体(119団体) 不法投棄:処理件数970件、処理量249.8トン(清掃業務課)
新清掃工場建設事業	出来高ベース進捗率78% 環境アセスに基づく建設工事中の環境監視調査(清掃管理課)
新不燃物最終処分場建設事業	完成、18年4月供用開始
PCB廃棄物の処理対策の推進	大気2地点、水質2地点、土壌1地点、底質2地点のモニタリング調査実施 豊田市PCB処理安全監視委員会の開催(環境保全課)
廃棄物処理施設に対する立地規制手法の強化	紛争予防条例による地元説明会の実施(3施設、累計10施設)(廃棄物対策課)
市外産業廃棄物搬入事前届出制度の強化	市産廃適正処理条例の制定(廃棄物対策課)

### プロジェクト3 二酸化炭素等の排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます

#### 環境指標

指標名(単位)	平成17年度実績
市内の住宅用太陽光発電システム設置数	1,515戸(前年度比:+357)

(12年度以降は、市補助件数)	
市内の低公害車普及台数 (市補助件数)	2,097台 (前年度比:+537)
市事業に基づく温室効果ガス排出量	8,586万 kg-CO2 (16年度実績)

#### 重点施策・事業

施策・事業名	平成17年度実績
新エネルギー普及促進事業	太陽光発電システムの導入 (朝日丘交流館、美里交流館(生涯学習課)、拳母小学校(教育行政課))
省エネルギービジョンの推進	他計画等と整合性を取り、省エネルギーの導入を促進(環境政策課)
低公害車等普及促進事業	公用車への低公害車の率先導入 (ハイブリッド車2台、低排出ガス&低燃費車26台((総)庶務課等))
市の事業活動における地球温暖化防止実行計画の推進	環境率先行動の推進 (四半期に1回の全職員による自己評価、全部門A評価)(環境政策課)
地球環境問題に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業	とよたエコライフ倶楽部活動、こども環境サミット2005の開催(環境政策課)

#### プロジェクト4 自然と人が身近にふれあえる場や機会を増やします

##### 環境指標

指標名(単位)	平成17年度実績
「自然観察の森」年間来場者数	15,886人 (前年度比:-4,090) (愛知万博、鞍ヶ池公園に流出)
多自然型河川(広沢川等)年間整備総延長	253メートル (前年度:312メートル)

#### 重点施策・事業

施策・事業名	平成17年度実績
自然環境基礎調査事業	新市域の自然環境に関する予備調査の実施(環境政策課)
自然観察の森再整備事業	ガイドボランティア養成・登録(16名)、子どもわくわく自然学習(3回) とよた自然わくわくクラブ活動(21回)(環境政策課)
生きものと共生する地域づくり推進事業	自然保護活動団体の育成・支援(環境政策課)
親水護岸、せせらぎ水路等多自然型水辺づくりの推進	拠点施設の事業手法及び場所の検討(河川課)
多自然型河川整備の推進	普通河川(広沢川等)の多自然型河川整備の実施(河川課)

#### プロジェクト5 農地・森林を保全し、環境保全上の多様な機能を確保します

##### 環境指標

指標名(単位)	平成17年度実績
農業振興地域の農用地面積	6,423.0ヘクタール (前年度比:+1,333)
環境林整備事業で管理する森林面積	124.1ヘクタール (前年度比間伐+1.35)

#### 重点施策・事業

施策・事業名	平成17年度実績
自然環境機能増進総合対策事業(~H16) 環境保全型産地形成対策事業(H15~)	梨園(63戸、43.4ha)、桃園(56戸、32.1ha) (事業終了)(農政課)
環境に配慮したほ場整備事業	若園南部地区(完了)、上郷東部地区(12.4ha)(継続)(農地整備課)
農村自然環境整備事業	緑化施設整備(L=3.6キ口)、農道整備(L=3.1キ口) 水辺環境整備(1箇所)(農地整備課)
環境林整備事業	間伐面積(1.35ha)(森林課)

間伐材の利用促進事業	公共工事、公共施設への積極的利用(森林課)
------------	-----------------------

プロジェクト6 交通環境を整備し、環境への負荷を低減します

環境指標

指標名(単位)	平成17年度実績
大気環境中の二酸化窒素濃度	0.04ppm以下の維持

重点施策・事業

施策・事業名	平成17年度実績
自動車NOX・PM法に基づく具体的施策の推進	ディーゼル車等の規制適合車への買替促進補助金交付(16台)(事業終了) (環境保全課)
交通環境対策推進事業	大気汚染1地点、騒音11地点、振動3地点で調査実施 結果を報道機関、ホームページで公表(環境保全課)
豊田都市圏新渋滞対策事業	TDM研究会参加事業所の拡大、社会実験の実施(交通政策課)
パーク・アンド・ライド駐車場整備事業	民間駐車場利用促進策の検討、駐車場整備候補地の検討(交通政策課)
道路交通情報システム高度化推進事業	駐車場案内板新設1基、文字パターンの追加(交通政策課)
生活交通確保対策事業	生活交通(ふれあいバス等)の運行継続(交通政策課)

プロジェクト7 化学物質などによる汚染の実態把握を進め、環境リスクを軽減します

環境指標

指標名(単位)	平成17年度実績
化学物質の使用・排出量の把握事業所数	173社(前年度比:+14)
大気、水質及び土壌中のダイオキシン類濃度	環境基準達成

重点施策・事業

施策・事業名	平成17年度実績
事業者への化学物質適正管理の指導促進	PRTTR法に基づく届出の周知 有害物質使用工場の立入(56事業所)(環境保全課)
リスクコミュニケーションの場づくりの推進	豊田市PCB処理安全監視委員会の設置、開催(3回) 事故現場視察(環境保全課)
土壌・地下水汚染に関する事業者の浄化対策の促進	有害物質使用工場立入:45事業場、県条例に基づく土壌・地下水汚染の報告:3社、土壌・地下水汚染に関する自主報告:0社、報告に基づく周辺地下水調査の実施:2件(環境保全課)
ダイオキシン類の発生抑制の促進	立入指導(54施設)、測定結果報告(排出ガス・排水(57施設)、ばいじん等(24施設))、行政検査(2施設)(環境保全課)

プロジェクト8 河川、雨水などの水環境を改善し、健全な水循環の向上をめざします

環境指標

指標名(単位)	平成17年度実績
水道水源保全事業で管理する森林面積	678ha(前年度比:+51)
下水道普及率	56.3%(前年度比:+2.8)

重点施策・事業

施策・事業名	平成 17 年度実績
水道水源保全事業の推進、拡大	人工林間伐の実施(間伐):63.54ha 水源保全林の選定(測量):51.39ha(森林課)
雨水流出抑制施設整備の推進	雨水貯留施設設置(実績89基(内、新設58基、不要浄化槽の転用31基))(下水道管理課)
公共用水域における環境モニタリング調査	水質汚濁環境モニタリング調査の実施(環境保全課)
下水道整備の推進	普及率 56.3%(下水道建設課)
高度処理型合併処理浄化槽の設置促進	高度処理型合併浄化槽設置(実績274基(内、集落促進事業188基) (下水道管理課)

プロジェクト9 緑豊かなやすらぎを感じる都市基盤を整備します

環境指標

指標名(単位)	平成 17 年度実績
市民一人あたりの都市公園面積	11.74 m <sup>2</sup> /人 (前年度比:+0.03)

重点施策・事業

施策・事業名	平成 17 年度実績
豊田市駅前通り地区市街地再開発事業	東棟・西棟建築工事の継続(都市再開発課)
市営住宅建替改善計画の策定及び事業実施	環境共生住宅建替事業の推進(住宅課)
緑豊かな都市計画道路、市道の整備	排水性舗装・透水性舗装による道路の整備(街路課)
道路法面緑化整備の推進	市道新設・改良整備のうち、対応可能路線について継続的に実施(土木課)
総合公園整備事業	扶桑公園費用対効果の検証、毘森公園園路整備工事(公園課)
都市緑地、風致公園整備事業	枝下緑道整備、挙母線跡地緑道整備、若園緑地施設整備、鞍ヶ池緑地整備(英国庭園移設工事等)(公園課)
豊田ジャンクション高架下公園整備事業	造成工事、防球ネット、マレットゴルフ場整備(幹線道路推進課)

プロジェクト10 環境問題に関し、市民、事業者、行政が協働できる仕組みをつくります

環境指標

指標名(単位)	平成 17 年度実績
環境指導者登録者数	86人(前年度比:+21)
環境保全協定(公害防止協定)締結事業所数	48社(前年度比:+0)

重点施策・事業

施策・事業名	平成 17 年度実績
環境学習拠点整備事業	施設建設工事及び展示製作(環境政策課)
環境指導者養成事業	環境学習リーダー養成講座等、環境学習の各種講座の実施(環境政策課)
学校教育における環境教育の推進	環境学習出前講座の実施(職員・ボランティアを学校に派遣)(環境政策課)
環境学習ネットワーク事業	市民ボランティアによる水生生物調査、学習施設展示製作ワークショップへの参加(環境政策課)
環境保全協定の締結事業	協定内容の検討(環境保全課)
とよた環境市民会議の運営	とよたエコライフ倶楽部役員会及び運営委員会の開催(環境政策課)
環境NPO(ボランティア団体)との協働、支援事業	環境学習施設に関して検討(環境政策課)

# 第 1 章 資源の循環的利用が進んだまちづくり

## 第 1 節 廃棄物の発生抑制

### 1 ごみ処理量

豊田市において、平成 17 年度に市が処理したごみ（一般廃棄物）の量は、合計 13.4 万 t、一人 1 日当たりのごみ排出量（排出量原単位）は 891 g でした。平成 16 年度に比べ、排出量は、年間約 7,107 t 増加し、排出量原単位は、70 g 減少しました。その原因は、市町村合併（ただし旧稲武町を除く）したことによるものと考えられます。（清掃管理課）

1 日当たりのごみの量 366 t	一人 1 日当たりのごみの量 891 g	一人 1 年当たりのごみの量 325 kg
----------------------	-------------------------	--------------------------

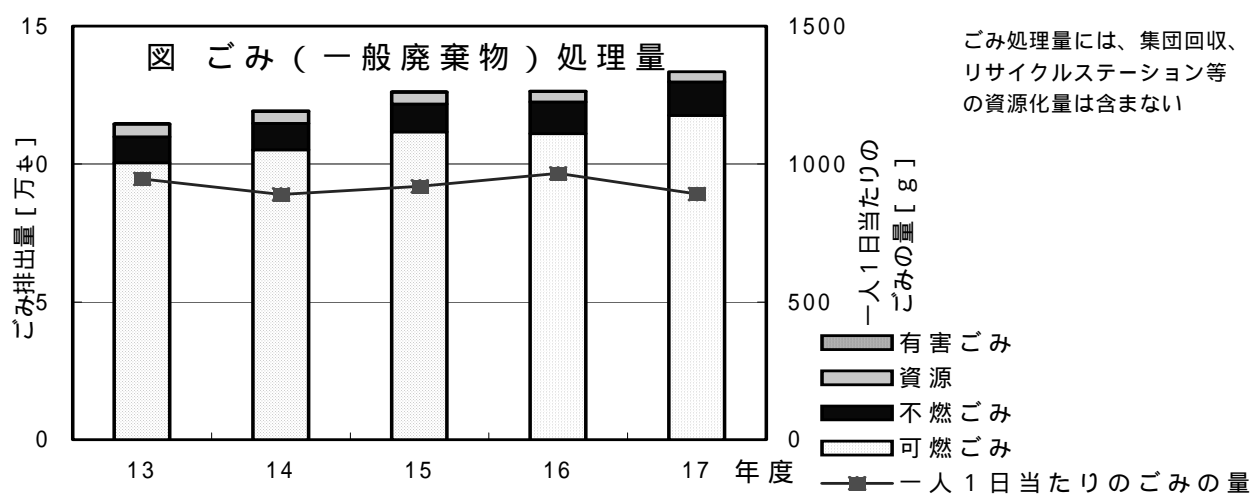


図 ごみ（一般廃棄物）処理量

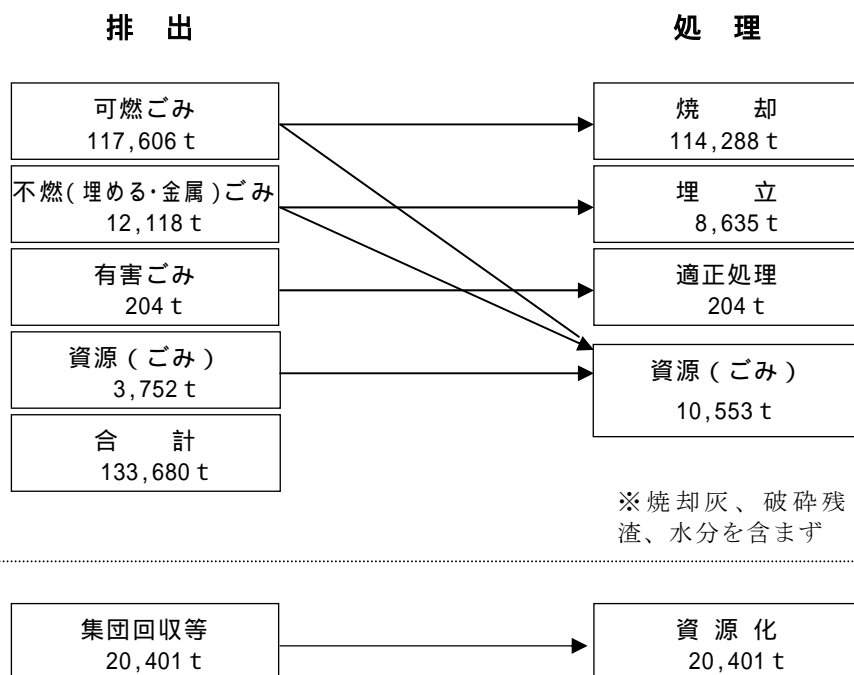


図 ごみ（一般廃棄物）処理フロー（平成 17 年度）



## 2 ごみ減量化に向けた取組

資源のリサイクル・ごみ減量研修会や施設見学会の開催、パンフレットの作成や市広報へのリーフレット折込み等により、ごみ減量の意識啓発に努めました。(清掃管理課)

<p><b>資源のリサイクル・ごみ減量の出前講座</b>          ごみ減量・リサイクルの意識啓発、資源・ごみの正しい分け方、出し方の研修のため、自治区や各種団体と共催          ○平成17年度...27回開催</p>	<p><b>パンフレット等による啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○『資源・ごみの分け方、出し方』カレンダー</li> <li>○『資源・ごみの分け方、出し方ガイドブック』</li> <li>○小学校4年生用社会科学習資料 『ごみてなんだ？リサイクルってなあに？ 文太と良夫のゴミックアドベンチャー』 マンガをとおして、資源のリサイクルとごみの減量化の必要性を学ぶ</li> <li>○『粗大ごみの出し方』</li> <li>○『リサイクルステーションを利用しましょう』</li> <li>○『目で見る資源・ごみの分け方、出し方』</li> <li>○事業者向け『事業所から発生するごみを適正に処理しましょう！』</li> </ul>
<p><b>推進月間の啓発活動</b>          ○環境委員情報交換会(5月19日～6月5日)</p>	
<p><b>清掃施設の見学会</b>          小学4年生を始め各種団体が渡刈清掃工場・勘八不燃物処分場などを見学          ○平成17年度...129回、計7,300人</p>	

## 3 事業者との連携

とよたエコライフ倶楽部(詳細 p 96)では、ごみになるものを売らない店舗を増やすために次の活動を行っています。(環境政策課)

### (1) お店と市民の「地球にやさしい」申合せ書

平成12年10月1日、市内の食料品を扱う大規模店舗27店との間で、詰め替え型商品を積極的に販売すること、トレイの削減や包装の簡素化等をすすめることを内容とした、“お店と市民の「地球にやさしい」申合せ書”の締結をしました。また、締結店との間で具体的な取組みを定め、その内3項目については、17年度末における努力目標値を設定しました。

平成17年度末現在の申合せ書の締結店舗数は22店です。

### (2) エコストア宣言店

エコストア宣言制度を実施し、環境に配慮した店舗の普及を図っています。

平成17年度末宣言店数は463店です。

## 第 2 節 廃棄物の再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進

### 資源化とリサイクル

平成 17 年度の資源化量は 30,954 t、リサイクル率は 20.1%でした。平成 9 年 4 月から実施している分別収集や下のような資源化施策によって、資源化量は上昇してきました。(清掃管理課)

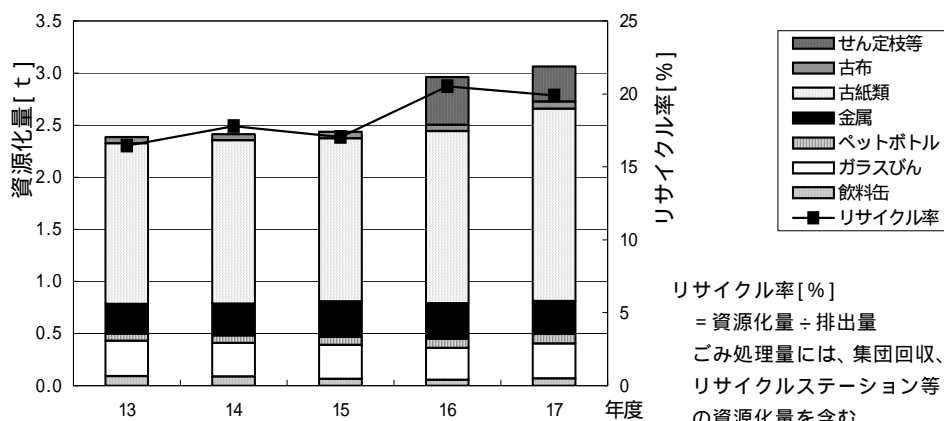


図 資源化量とリサイクル率

<p><b>資源の日分別収集</b></p> <p>資源の日を設け、ガラスびん、飲料缶、ペットボトルを分別収集しています</p> <p>○平成 17 年度実績 ... ガラスびん 2,303 t 飲料缶 261 t ペットボトル 491 t プラスチック製容器包装 21 t</p>	<p><b>リサイクルステーション</b></p> <p>大型店舗の駐車場等 15 か所に常設ステーションを設置し、古紙、古布、飲料缶、ペットボトル、びん等を回収しています</p> <p>○平成 17 年度実績 ... 古紙 8,995 t 古布 448 t 飲料缶 357 t ペットボトル 413 t びん 474 t プラスチック製容器包装 65 t</p> <p>○リサイクルステーション設置場所 (15 か所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジャスコ豊田店</li> <li>・メグリア本店</li> <li>・A コープ 畷部店</li> <li>・東山体育センター</li> <li>・三洋堂書店梅坪店南</li> <li>・スーパーやまのぶ若林店</li> <li>・愛環鉄道三河上郷駅高架下</li> <li>・愛環鉄道四郷駅マレットゴルフ場</li> <li>・フィールフードメッセトヨタ店</li> <li>・豊田市運動公園陸上競技場北東</li> <li>・渡刈清掃工場東第二東名高架下</li> <li>・ふじのさと南側(藤岡飯野町)</li> <li>・メグリア藤岡店(西中山町)</li> <li>・A コープ下山店(大沼町)</li> <li>・愛環鉄道保見駅高架下</li> </ul>
<p><b>不燃ごみリサイクル事業</b></p> <p>金属ごみ及び不燃性粗大ごみを民間処理施設で破碎処理し、金属を回収、リサイクルしています</p> <p>○平成 17 年度実績 ... 2,991 t</p>	<p><b>生ごみ処理機器購入補助制度</b></p> <p>家庭から出る生ごみを家庭で処理するために、生ごみ処理機器の購入に補助金を交付しています</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象... 豊田市に住所のある人が、愛知県内の販売店で購入した場合。ただし、電気式処理機は1世帯につき1個。</li> <li>・手続... 購入申請 補助金交付</li> <li>・補助額... 購入費の1/2 上限 30,000 円</li> <li>・実績... 平成 17 年度 堆肥化容器 185 基 電気式処理機 588 基</li> </ul>
<p><b>搬入ごみ資源回収</b></p> <p>助八不燃物処分場・渡刈清掃工場に自己搬入された資源・金属ごみ等を、選別・回収しています</p> <p>○平成 17 年度実績 ... ガラスびん 888 t 飲料缶 103 t 金属 177 t 古紙・布類 58 t</p>	<p><b>せん定枝等の資源化</b></p> <p>せん定枝や刈草を民間の堆肥化施設へ搬入し、堆肥化等として再利用しています</p> <p>○平成 17 年度実績 ... 3,260 t</p> <p>緑のリサイクル研究会を開催し、せん定枝等の有効利用対策等を報告書にまとめました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究会 (委員 13 名) 3 回開催</li> <li>作業部会 (委員 8 名) 3 回開催</li> </ul>
<p><b>集団回収</b></p> <p>学校や子ども会など、集団(廃品)回収を実施した団体に、回収量に応じて報奨金を交付しています</p> <p>○平成 17 年度実績 ... 8,840 t</p>	<p><b>リサイクルの家設置事業</b></p> <p>ごみの資源化と減量化を図るために、自治区にリサイクルの家を設置し、古紙やアルミ缶等の資源類を一時的に保管する場所としています</p> <p>○実績... 平成 4 年度から累計 169 自治区 347 基 平成 17 年度 15 自治区 19 基</p>
<p><b>資源行政回収</b></p> <p>崇化館地区及び旧町村の一部で、古紙・古布等の資源を回収しています</p> <p>○平成 17 年度実績 ... 古紙 767 t 古布 42 t</p>	

### 第3節 廃棄物の適正処理

#### 1 一般廃棄物

##### (1) ごみ処理

本市のごみ処理事業は、家庭から排出されるごみ（一般廃棄物）については、直接市が収集しています。事業活動に伴って排出されるごみ（一般廃棄物）については、事業者による処理施設への直接搬入、又は許可業者が収集、運搬し、その処理を市の処理施設で行っています。

##### (2) 分別収集の実施

家庭から排出されるごみについては、平成9年4月から、資源とごみの6分別8種類の収集をステーション方式で行い、粗大ごみは戸別有料収集方式で行っています。（清掃業務課）

【ステーションの数】平成18年3月31日現在	3,860 箇所
○資源ステーション	1,121 箇所
○分別ごみステーション	
燃やすごみ用	3,606 箇所
金属ごみ・埋めるごみ用	3,569 箇所

表 資源・ごみの分別

分別		収集	出し方など	
資源	ガラスびん	月1回 (資源の日)	資源ステーション	
	飲料缶			
	ペットボトル			
有害ごみ		月1回		
燃やすごみ		週2回	指定ごみ袋 (緑文字)	分別ごみ ステーション
金属ごみ		月1回	指定ごみ袋 (青文字)	
埋めるごみ		月1回	指定ごみ袋 (赤文字)	
粗大ごみ		申込制	戸別有料収集	

##### (3) 指定ごみ袋

本市では、昭和42年に市指定ごみ袋（紙製）を採用、平成5年に半透明のポリエチレン製袋に変更しました。現在の指定袋は、燃やすごみ用（緑文字）、金属ごみ用（青文字）、埋めるごみ用（赤文字）の透明ポリエチレン製3種類で、自治区を通じてあっせん販売するとともに、市内のスーパーなどでも販売しています。自治区あっせん販売価格は、平成14年4月から1パック（大は20枚入り、小は30枚入り）200円から150円に変更しました。

平成17年7月より形状をレジ袋型に変更しました。（清掃業務課）



リサイクルステーション



資源の収集

#### (4) ごみ処理施設

一般廃棄物の処理施設

<p><b>【豊田市施設】</b></p> <p><b>渡刈清掃工場</b>〔ごみ焼却処理〕</p> <p>所在地…豊田市渡刈町大明神 39-3</p> <p>処理方式…全連続燃焼方式</p> <p>能力…220t/24h</p> <p><b>藤岡プラント</b>〔ごみ焼却処理〕</p> <p>所在地…豊田市下川口町奥山 516-4</p> <p>処理方式…全連続燃焼方式</p> <p>能力…150t/24h、90t/24h</p>	<p><b>【豊田三好事務組合（旧豊田加茂広域市町村圏事務処理組合）施設】</b></p> <p><b>グリーン・クリーンふじの丘</b>〔ごみ埋立処分〕</p> <p>所在地…豊田市藤岡飯野町大川ヶ原 1161-89</p> <p>面積…52ha 全体容量…125,000m<sup>3</sup></p> <p><b>砂川衛生プラント</b>〔し尿・汚泥処理〕</p> <p>所在地…西加茂郡三好町三好丘 4-19-15</p> <p>処理方法…標準脱窒素処理方式+高度処理</p> <p>処理能力…200kℓ/日</p> <p><b>【逢妻衛生処理組合施設】</b></p> <p><b>逢妻衛生処理場</b>〔し尿・汚泥処理〕</p> <p>所在地…豊田市前林町前越 1</p> <p>処理方法…浄化槽汚泥専用処理方式 } + 高度処理 標準脱窒素処理方式 }</p> <p>処理能力…350 kℓ/日</p>
--	---

※ 渡刈清掃工場の更新

<p>豊田市新清掃工場の建設</p> <p>処理方式…全連続燃焼方式、流動床式熱分解ガス化熔融方式</p> <p>処理能力…405t/24h(135t×3炉)</p> <p>建設期間…平成 15～18 年度（稼動 平成 19 年 4 月 1 日～）</p> <p>※新清掃工場の稼動に伴い、藤岡プラントの一部（昭和 54 年稼動の 150t 炉）は廃止します。</p>
--

#### (5) し尿処理

し尿収集は市の直営及び委託業者による収集、浄化槽汚泥は許可業者による収集を行っており、し尿の収集はくみ取り確認券の購入によって行っています。し尿及び浄化槽汚泥の処理は、砂川衛生プラント及び逢妻衛生処理場にて行っています。

し尿くみ取り世帯数は平成 17 年度末現在 5,186 世帯で、平成 17 年度のし尿処理量実績は 20,094 kℓでした。また、平成 17 年度の汚泥処理量実績は 110,167 kℓでした。し尿くみ取り世帯数及びし尿処理量は、浄化槽や下水道への切替えが進んでいることから、年々減少して

います。(清掃業務課)

## 2 産業廃棄物

本市は中核市として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)に基づく排出事業者の指導、産業廃棄物処理業者等への許可、監視・指導等の産業廃棄物処理に関する事務を行っています。

循環型社会の構築のための一側面として、産業廃棄物の発生抑制や適正処理に伴う環境負荷の低減とリサイクルによる減量化の一層の促進に向け、積極的な指導、啓発等を展開するとともに、市民が安心して暮らすことができるよう、廃棄物処理に係わる苦情等へもきめこまかな対応を行っています。(廃棄物対策課)

### (1) 産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置の状況

市内の産業廃棄物処理業者数は、下表のとおりです。なお、平成17年度は、4月に周辺町村と合併したことから、豊田市長のみなし許可が発生し、処理業者数が大幅に増加しました。

表 産業廃棄物処理業者数(平成16・17年度末現在)

種 類	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		合 計	
	H16年度	H17年度	H16年度	H17年度	H16年度	H17年度
収集運搬業	1,803	4,807	100	498	1,903	5,805
処 分 業	67	87	3	7	70	94
合 計	1,870	4,894	103	505	1,973	5,899

また、市内の産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場設置状況は、次のとおりです。

表 産業廃棄物中間処理施設設置状況(平成16・17年度末現在)

中間処理の形式	処分業での施設数		自社処理での施設数		合 計	
	H16年度	H17年度	H16年度	H17年度	H16年度	H17年度
汚 泥 の 脱 水	2	3	31	36	33	39
汚 泥 の 焼 却	2	2	2	1	4	3
汚 泥 の 乾 燥	2	2	0	0	2	2
廃 油 の 油 水 分 離	0	0	1	0	1	0
廃 油 の 焼 却	3	2	3	2	6	4
廃酸・廃アルカリの中和	0	0	1	1	1	1
廃プラスチックの破砕施設	4	2	5	5	9	7
廃プラスチックの焼却	4	3	2	3	6	6
汚泥のコンクリート固形化	1	1	0	0	1	1
産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラを除く)	5	5	2	3	7	8
廃PCB等又はPCB処理物の 分 解 施 設	1	1	0	0	1	1
計	24	21	47	51	71	72

表 産業廃棄物最終処分場設置状況（平成 16・17 年度末現在）

処分場の形式	処分業での施設数		自社処理での施設数		計	
	H16 年度	H17 年度	H16 年度	H17 年度	H16 年度	H17 年度
年 度						
し や 断 型	0	0	1	1	1	1
安 定 型 (3,000m <sup>2</sup> 以上)	6	4	0	0	6	4
管 理 型 (1,000m <sup>2</sup> 以上)	8	4	3	0	11	4
計	14	8	4	1	18	9

既に埋立てを終了し、維持管理のみを行っている施設を除く。

**しや断型最終処分場**：コンクリート製の仕切りなどで雨水、公共の水域、地下水としや断され、有害な燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さいなどを埋立処分できる処分場。

**安定型最終処分場**：性状が安定し、絶対に腐敗したり有害物質が溶け出したりすることがない産業廃棄物（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類）だけを埋立処分できる処分場。産業廃棄物の飛散及び流出の防止を配慮した構造となっている。

**管理型最終処分場**：燃え殻、汚泥や腐敗性があり地下水を汚染する恐れのある産業廃棄物でも埋立てることができる処分場。内部から生ずる浸出液による公共用水域や地下水への汚染を防止するための設備を備えている。

## （ 2 ）（財）豊田加茂環境整備公社

豊田市及び三好町内の企業等から排出される廃棄物の適正な処理を推進し、地域生活環境の保全及び産業の健全な発展を図ることを目的として、平成元年に第三セクターの（財）豊田加茂環境整備公社（旧名称:（財）豊田加茂産業廃棄物処理公社）が設立され、平成 4 年から御船産業廃棄物処分場（管理型最終処分場）で埋立て処分を開始しています。現在、市内企業を中心に 100 余社から排出される燃え殻、鉍さい、廃プラスチック類、汚泥などの埋立て処分を行っており、平成 9 年度から 2 か所、平成 15 年度から 1 か所、計 3 か所の圏域内の清掃工場から排出される一般廃棄物の焼却灰もあわせて埋立て処分しています。

平成 17 年度の廃棄物総受入量は約 44,000 t で、このうち約 32,000 t が産業廃棄物、約 12,000 t が一般廃棄物の焼却灰でした。産業廃棄物は、前年度と比較して約 18% の減少となりました。

表 廃棄物受入実績

年度	平成 16 年度	平成 17 年度
産業廃棄物	39,000t	32,000t
一般廃棄物	12,000t	12,000t
総受入量	51,000t	44,000t

### 3 豊田PCB廃棄物処理事業

#### (1) 経緯

本市は、平成12年9月、市内に保管及び使用中の電気機器等に含まれるPCBについて、その処理のあり方を審議するために豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会を設置し、検討してきました。この動きを踏まえ、平成13年4月に国から、平成14年6月に愛知県から東海4県のPCB廃棄物広域処理施設の候補地として立地の協力要請がありました。

これを受けて、市では、予定地の周辺と逢妻男川流域の併せて19自治区の区長及び区役員等に説明を行いました。また、市議会各派に対しては、関係自治区への説明状況を含めて、逐次説明を行いました。各派からは安全性の確保を重視した見解書や意見が出されました。

これらを勘案して検討した結果、広域処理施設の立地要請の受入方針を決定し、説明会での意見等を反映した受入条件を付して、平成14年9月に愛知県、10月に国に対して受入回答を行いました。

市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成17年8月15日に処分業の許可を出し、これを受けて日本環境安全事業(株)は平成17年9月1日に豊田PCB廃棄物処理施設の操業を開始しました。(環境保全課)

#### (2) 豊田PCB廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定

平成16年4月27日に、豊田PCB廃棄物処理事業に係る市の受入条件で規定する事項について、具体的な実務や手順を定めた「豊田PCB廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定」を日本環境安全事業(株)と本市との間で締結しました。(環境保全課)  
(協定の特徴)

- ・事業に伴う大気汚染や水質汚濁を防止するため、法規制よりも厳しい排出管理目標値を設定し、その達成に努める。
- ・事故等により有害物質が外部に排出された場合等、日本環境安全事業(株)は処理施設の停止を含めた措置等を講じるとともに、市へ報告する。
- ・環境保全上支障が認められる時、市は施設の一時停止を含めた措置等を指示できる。
- ・日本環境安全事業(株)は運転、排出、環境の各モニタリングを実施し、結果を市へ報告する。
- ・処理実績、モニタリング結果等の処理事業に関する情報を積極的に公開する。

#### (3) 豊田市PCB処理安全監視委員会

本市ではPCB廃棄物処理事業における安全性、環境保全の確保のために「豊田市PCB処理安全監視委員会」を平成15年10月3日に設置しました。市民参加の監視を推進するため、安全監視委員会には、周辺自治区代表と公募の市民も委員として参加しています。

平成17年度は、操業に向けた対応を含めて、3回開催しました。(環境保全課)

#### ( 4 ) 事業概要

施設立地場所	細谷町 3 丁目 1 番 1
処理対象	東海 4 県の P C B 廃棄物（高圧トランス、高圧コンデンサ等）
処理方式・処理能力	脱塩素化分解法・最大 1.6 t / 日（P C B 分解量）
事業の期間	処理の開始 平成 17 年 9 月 1 日 事業の完了 平成 28 年 3 月（予定）

#### ( 5 ) P C B を含む排ガスの漏えい事故

平成 17 年 11 月 21 日に日本環境安全事業（株）より、蒸留エリアの第 1 洗浄液蒸留塔の塔底ポンプの圧力計の取り付け部が破損し、そこから P C B 入りの洗浄液が防油堤内で漏えいし、その蒸気の一部が未処理のまま外部へ排出させたとの報告を受けました。

市は、直ちに豊田 P C B 廃棄物処理施設に立入調査をするとともに、協定に基づき、処理施設の停止、原因の究明その結果報告及び運転の再開時に市の承認を得ることを文書にて指示しました。また、周辺環境の緊急調査の結果、すべての結果において環境基準等を下回っており、健康への影響はないものと考えます。（環境保全課）

##### 日本環境安全事業（株）の対策

- ・ 事故対策委員会による原因究明と対策の検討実施
- ・ 全施設を対象とした漏洩防止事故対策
- ・ ヒューマンエラー防止のための教育訓練の実施（緊急時を含む）

##### 市の監視・指導等

- ・ 立入検査による安全対策の実施状況の確認
- ・ 作業スケジュール等の報告徴収
- ・ 周辺環境の緊急調査の実施

##### 安全監視委員会の活動

- ・ 平成 18 年 1 月 31 日に委員会を開催し、事故の状況報告及び事故対策の中間報告を実施
- ・ 平成 18 年 2 月に事故現場の視察を実施

##### 現在の状況（平成 18 年 3 月 31 日現在）

日本環境安全事業（株）は、事故対策を継続実施のため、豊田 P C B 廃棄物処理施設の運転は停止をしています。



## 第 4 節 廃棄物に関する情報公開、管理・指導体制の強化

### 1 一般廃棄物の適正処理指導

#### ( 1 ) 不法投棄物の回収処理

市民からの不法投棄情報の収集、迅速な投棄物の回収を行い、更なる投棄の防止を行いました。

処理件数 970 件      処理量 249.8 t

#### ( 2 ) 美化活動団体の拡大と活動支援

市民等のまち美化意識を高め、不法投棄パトロール隊、まちの美化活動団体の拡大を進めるとともに、活動に必要な資材の支給、活動によって集められた投棄物の回収などの支援を行い、まち美化を進めました。

不法投棄パトロール隊 131 団体 1,729 人  
まちの美化活動団体 119 団体 8,441 人

#### ( 3 ) 不法投棄パトロール員の設置

不法投棄パトロール員 6 人（3 班体制）で、パトロール活動、市民等の美化活動の支援を行い、まち美化を進めました。

#### ( 4 ) 不適正処理の指導

不法投棄については、警察等と連携して投棄者の調査を行い、注意、原状回復等の指導、処分を行いました。

指導件数 15 件（投棄者原状回復 7 件）

#### ( 5 ) 不法投棄対策連絡会の設置

不法投棄対策連絡会を 2 回開催し、警察、道路・河川・公園等の管理者、ごみの収集担当部署等との情報交換を行い、行政としての取組みを進めました。

## 2 産業廃棄物の適正処理指導

### (1) 処理施設の適正管理指導

廃棄物処理施設の適正な維持管理指導のために、約 200 の排出事業者及び処理業者の施設に立入り検査を行い、適正処理指導を行いました。

### (2) 不適正処理の防止

野焼きや不法投棄などの不適正処理の防止、及び許可業者の適正処理推進のためにパトロールを行い、延べ 814 の事業場に立ち入りました。また、関係機関、関係部署との連携を図り対応しました。

特に、市内（旧藤岡町）4 か所に埋められていたフェロシルト問題では、自主的に撤去するよう排出元である企業に対して強く働きかけ、全ての場所で撤去が終了しました。撤去が終了した箇所については、市で環境調査を行い、周辺環境に影響がないことを確認しました。

### (3) 不法投棄等の通報体制づくり

本市は、平成 13 年に市内の郵便局及びタクシー協会と不法投棄に関する覚書を締結していましたが、周辺町村との合併を契機に内容と協力事業所を整理・統合することで、より一層市民の安全と安心の確保と地域環境の保全を図ることを目的として、平成 18 年 1 月 27 日に、日頃市内において幅広く業務を行っている 5 団体（愛知県タクシー協会豊田支部、中部電力(株)豊田営業所、豊田森林組合、郵便局、猟友会）と「通報に関する覚書」を締結しました。

平成 17 年度は、不法投棄の通報 1 件を含む 5 件の通報があり、撤去するなどの対応をしました。

### (4) 苦情相談への対応

市民・企業などから平成 17 年度に寄せられた産業廃棄物に関する苦情の総件数は 177 件で、前年度と比較して 21 件増加しました。苦情の主な内容としては、廃棄物の野焼き、不法投棄、農地等への不法埋立て等です。

### (5) 不適正処理に関する行政処分

パトロールや市民等からの通報や苦情、立入り検査等によって不適正処理事案が発見されることがあります。発見後は、速やかに原因者に対してその行為を中止し原状回復措置を求める指導や許可の取消しなどの行政処分を行っています。平成 17 年度は、排出事業者及び処理業者等に対し、指導票による改善指導 80 件、改善勧告 20 件の計 100 件の行政指導と、許可取消 14 件、施設設置許可取消 1 件、施設改善命令 1 件の計 16 件の行政処分を行い、不適正処理事案を改善しました。

## ( 6 ) 「豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」の運用

この条例は、廃棄物処理施設の新設や、既存施設の変更の際、廃棄物処理法による許可申請に先立ち、事業者と住民との間での紛争の未然防止と紛争が起きた場合の調整を目的に、平成 13 年 9 月 1 日から施行しています。

平成 17 年度は、産業廃棄物処理施設 5 件（がれき類の破砕施設の更新、廃プラスチック類の焼却施設の新設、汚泥の乾燥施設の増設、がれき類の破砕施設に品目を追加、木くずの破砕施設の新設）、一般廃棄物処理施設 1 件（ペットボトルの圧縮梱包施設）、計 6 件の届出がありました。

## ( 7 ) 愛知県「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」の施行

平成 15 年 10 月から愛知県「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」が施行されました。条例の主な内容

- ・ 廃棄物処理法に該当しない規模の小型焼却炉設置者に対して届出が義務化され、法律の構造基準、維持管理基準が適用されました。
- ・ 小型焼却炉など産業廃棄物処理施設を設置する事業者は、施設で処理する廃棄物の量、ダイオキシン類などの環境測定結果を記録/保存し、周辺住民から請求があれば、その記録を閲覧させなければなりません。
- ・ 産業廃棄物の処理（運搬または処分）を委託しようとする場合は、委託先の事業者が廃棄物を処理する能力を備えているか確認が必要になりました。また、委託後も毎年その事業者の処理の状況の確認が必要となり、不適正処理を知ったときは、知事（政令市長）に届出が必要です。
- ・ 屋外で産業廃棄物を保管しようとする事業者は、事前に届出が必要となりました。
- ・ 愛知県外の事業場で発生した産業廃棄物を処分するため、自らまたは委託により搬入しようとする事業者（排出事業者）は、事前にその内容の届出が必要です。

なお、上記内容と（6）の豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の内容などを包含した「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」が平成 18 年 3 月に制定され、同年 10 月から施行されました。

## ( 8 ) P C B 廃棄物の適正保管に関する調査・公表

P C B 特別措置法に基づき、市内の事業場から P C B を含む廃棄物の保管状況、P C B 使用製品の使用状況の届出を受け、公表しました。この調査の結果、P C B 廃棄物保管事業場数は 317、P C B 使用製品使用事業場数は 51 ありました。

このうち、日本環境安全事業（株）で処理される高圧コンデンサ及び高圧トランスは、5,934 台でした。

## 第2章 地球環境の改善に貢献することができるまちづくり

### 第1節 地球温暖化対策

#### 1 新エネルギーの導入

##### (1) 公共施設への太陽光発電システムの導入

新たに豊田市朝日丘交流館、豊田市美里交流館及び豊田市立拳母小学校に太陽光発電システムを設置しました。

公共施設に率先的に導入することにより、産業分野等への導入促進、普及に貢献していくとともに、市民に地球温暖化防止対策の必要性を啓発し、太陽光発電システムの一般家庭への普及を図っていくものです。

表 公共施設における太陽光発電システム設置状況

年度	公共施設名	規模
12年2月	西部コミュニティセンター	10kw×1基
13年7月	豊田スタジアム	40kw×1基
14年1月	豊田市竜神交流館	10kw×1基
14年3月	豊田市立美山幼稚園	10kw×1基
14年12月	豊田市運動公園体育館	10kw×1基
16年3月	豊田市立伊保小学校	10kw×1基
16年12月	鞍ヶ池公園	3kw×1基
17年3月	豊田市立岩倉小学校	10kw×1基
17年11月	豊田市朝日丘交流館	10kw×1基
17年11月	豊田市美里交流館	10kw×1基
18年3月	豊田市立拳母小学校	10kw×1基



西部コミュニティセンターの太陽光発電システム

##### (2) 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

太陽光発電システムは自然エネルギーを使用し発電するため、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギーであり、地球環境保全の観点から、積極的な導入が求められています。

豊田市では平成12年4月より、地球温暖化対策に寄与するとともに、環境への負荷が少ない循環型社会の構築をめざし、市内における太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を行っています。

平成17年度の補助件数は357件、補助合計額は110,441千円でした。

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	合計
補助件数(件)	90	132	248	288	256	357	1,371
補助合計額(千円)	28,249	38,522	77,813	90,413	80,154	110,441	425,592

##### 【住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度の概要】

- 対象者...自ら居住する豊田市内の住宅に発電システムを設置する者(1世帯1回限り)
- 補助額...10万円×出力値(ただし、上限は30万円)

## 2 低公害車の普及促進

### (1) 低公害車普及促進費補助制度

平成 10 年 4 月より、豊田市では市民の低公害車の購入に対する補助制度を設けました。

この目的は、低公害車の購入者に対してその購入費の一部を補助することにより、低公害車の普及促進を図り、地球温暖化の原因物質の一つである二酸化炭素や、その他大気汚染物質の排出抑制に寄与することです。本市は全国自治体で初めてこの制度を導入しました。

平成 17 年度の補助件数は 537 件、補助合計額は 62,645 千円でした。(環境政策課)

年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	合計
補助件数(台)	187	89	61	170	137	321	595	537	2,097
補助合計額(千円)	20,645	9,577	6,691	19,846	16,052	37,245	68,628	62,645	241,329

#### 【低公害車普及促進事業補助制度の概要】

- 対象車...ハイブリッド自動車(排気量 1,500CC 以下)、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車
- 対象...新車登録した低公害車を自ら使用する目的で購入し、新車登録する 1 年以上前から市内に在住している個人
- 補助額...車両本体等価格の 5% (上限 12 万円)

### (2) 低公害車普及のための基盤整備

低公害車を広く普及するため、燃料供給施設の整備などを進めています。

天然ガス自動車に関しては、民間との連携により、市内深田町、鷺鴨町、西田町(東名高速上郷 S A 上下線)にエコ・ステーション(急速充填スタンド)が整備されています。愛知県内では、平成 18 年 3 月末現在 30 か所のエコ・ステーションが整備され、今後もスタンドの充実に向けた取組みが行われます。このほか、市役所横に公用車用の天然ガス自動車小型充填機 2 基が設置されています。(環境政策課)

### (3) 低公害車の率先導入

豊田市では、公用車として低公害車を率先して導入しています。平成17年度末における低公害車保有台数は97台となりました。引続き、公用車の低公害車化を進めていくとともに、低公害車に転換できない車両についてもできるだけ環境に配慮したものを導入していきます。

(総務部庶務課)



表 公用車への低公害車導入

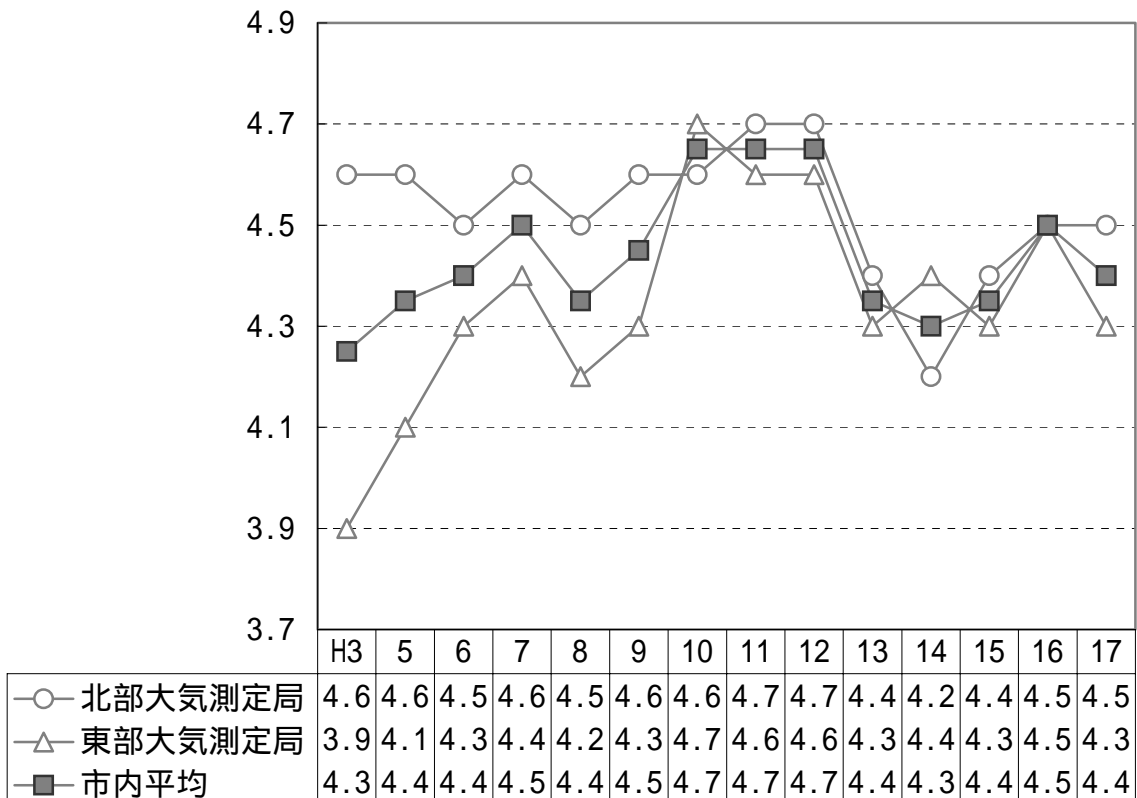
	電気自動車	天然ガス自動車	ハイブリッド自動車	合計
平成16年度末保有数	2台	38台	51台	91台
平成17年度末保有数	2台	37台	58台	97台

## 第 2 節 酸性雨対策

### 酸性雨調査

酸性雨について、市内 2 か所の大気測定局で調査を行っています。平成 17 年度の年間平均値は、北部大気測定局で pH 4.5、東部大気測定局で pH 4.3 でした。(環境保全課)

表 pH 値の経年変化 (年平均値)



酸性雨: 自動車の排気ガスや工場から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中の水分に溶け込んで硫酸や硝酸等に変化し、水素イオン濃度 (pH) が酸性にかたよっている雨 (又は雪や霧など)。正常な雨は、大気中の炭酸ガスが溶け込んでいるため pH 5.6 程度で、一般的には pH 5.6 以下の降雨を酸性雨という。

欧米では、以前から酸性雨による樹木や文化財等への被害、湖沼や土壌の酸性化が報告されてきた。近年、開発途上国における工業化の進展により、硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量も増加していることから、地球規模で雨の酸性化が進んでいる。

水素イオン濃度 (pH): 水溶液の酸性・中性・アルカリ性の度合を示す。0~14 で表され、pH 7 が中性、pH が 7 より小さいほど酸性、7 より大きいほどアルカリ性が強いことを表す。

### 第3章 豊かな自然と共に生きるまちづくり

#### 第1節 水循環の向上

##### 雨水の利用促進

###### (1) 雨水の地下浸透

雨水の地下浸透を確保するために、学校、公園、歩道などに透水性の舗装を行っています。河川への流出抑制や、舗装面の水たまり排除のほか、川の流水量の増加、地盤沈下の防止、街路樹の補水、地中の温度上昇防止などの効果が期待できます。(担当各課)

###### (2) 雨水貯溜施設補助制度

下水道接続の際に不用となる浄化槽を改造して、あるいは新設で雨水貯溜施設を設置する方に対し、補助制度を設けています。雨水の有効利用、雨水流出の抑制などの効果が期待できます。

平成17年度の設置件数は93件で、4,680千円の助成をしました。  
(下水道管理課)

###### 【雨水貯溜施設補助金交付制度の概要】

- 不用浄化槽を転用する場合...補助率2/3(上限有り)
- 新設の場合 ...補助率1/2(上限有り)
- 国土交通省の新世代下水道支援事業、一部補助金を受けている
- 期待される効果...雨水浸透面積減少による雨水流出を抑制
  - 降雨時の浸水被害の軽減
  - 水道使用の軽減
  - 日常生活における雨水の再利用
  - 不用浄化槽の再利用



## 第2節 水資源の保全

### 1 豊田市水道水源保全基金

#### (1) 水道水源保全事業

##### 人工林の間伐で水源かん養機能の向上をめざす

平成12年1月、上流5町村（藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町＝現在は豊田市と合併）と基本協定を締結し「豊田市水道水源保全事業」を開始しました。また平成13年10月には稲武町（現在は豊田市と合併）まで対象区域を拡大しました。

この事業は、人工林が間伐されずに放置され、保水力の低下や山崩れなどの危険性が高まっている現状を踏まえ、「人工林の間伐」に力点を置き、町村と共同し、荒れた人工林を手入れすることにより水源かん養機能を高めていくものです。



水源保全林

##### 20年の公的管理で健全な人工林に

この事業は、まず放置された私有の人工林の中から概ね2ha以上の区域を選定します。この森林を「水源保全林」と呼びます。豊田市はこの水源保全林に対して、「間伐」を中心とした公的管理を20年間にわたって行い、水源かん養機能を高めます。そしてこの作業費用の全額を、豊田市が水道水源保全基金の制度を活用して負担します。「豊田市水道水源保全事業」は、下図のような仕組みで運営しています。（森林課）

#### 「豊田市水道水源保全事業」の仕組み

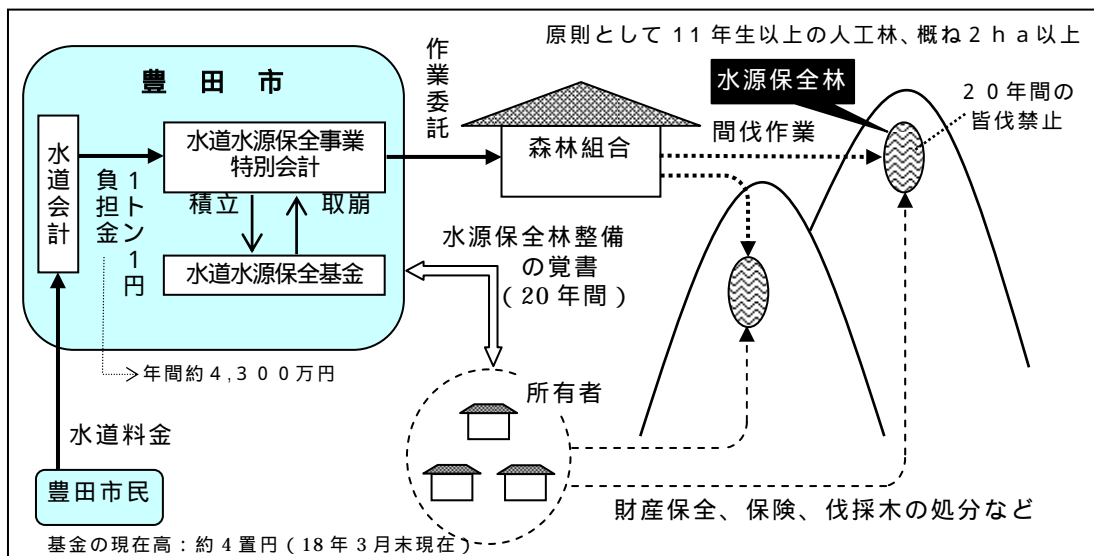


表 水道水源保全事業実績（平成 17 年度）

地区	測量面積 ha	間伐面積 ha	森のカルテ 箇所	負担金額 円
藤岡 小原	12.88	17.56	18	4,424,762
足助		4.09	7	871,080
下山	9.33	12.47	26	3,201,933
旭	22.07	22.31	39	6,003,154
稲武	7.11	7.11	16	1,946,826
合計	51.39	63.54	106	16,447,755

## （２）水道水源保全事業啓発

水源地域の森林は、水源のかん養、山地災害の防止、水質の浄化など多くの公益的機能を持っていますが、林業の衰退により森林の機能を維持する仕組みが崩れ、森林が荒廃し、公益的機能が低下しています。

広く森林の重要性及びその現状を認識し、豊田市が取り組んでいる「水道水源保全事業」を理解してもらうため、産業展において森林に関するクイズやパンフレットの配布とパネル掲示を行ったり、矢作川上流（旭地区市有林）にて間伐体験・自然観察会を実施するなど事業の啓発に努めました。（森林課）

## 2 環境林整備事業

林業の不振や非林業家による森林所有の増加などから、間伐などの手入れが行われない森林が増加し、荒廃が進んでいます。そこで、環境保全上、整備が必要な市内（旧豊田市内）の森林を公的に整備する「環境林整備事業」を平成 12 年度から開始しました。

この事業は、一定の要件を備えた森林を「環境林」と位置づけ、市が所有者に代わって間伐、除伐等の整備を行い、森林の持つ本来の公益的機能が発揮される森づくりを長期的視点で進めるものです。

平成 17 年度は、坂上町で 1.35ha の間伐を行いました。（森林課）

## 3 矢作川水源の森 間伐材利用プロジェクト

人工林の間伐で水源の森を健全に保つことの大切さを人々に知ってもらうため、地産地消の理念を基に矢作川流域の間伐材で作った屋外家具（ベンチ、テーブル・イスセット）を「愛・地球博」に設置。万博の閉幕後は、その屋外家具を製作者である市民の方々に返却しました。

間伐材利用を身近に感じてもらうため、間伐材でプランターカバーを製作する「親子木工教室」を実施しました。

また、万博で使用された木材をリユース（再利用）するため、「万博リユース材・木づかいコンテスト」を実施。応募アイデアの中から入賞した作品には、万博リユース材を支給し作品を製作してもらいました。



万博リユース材・木づかいコンテスト  
最優秀賞「ツリーハウス」

最終事業として、今後の地域材利用について考える「木づかいシンポジウム」を実施し、このプロジェクトは平成 17 年 12 月に終了しました。

なお、この活動の後継事業として誕生した「矢作川水源の森・森のプレゼント事業実行委員会」は、企業や個人からの寄付を募り、流域材でベンチを製作し、公共的施設・団体等へ寄贈する活動を続けています。(森林課)

#### 4 水辺環境の整備

##### (1) 多自然川づくり

河川が、コンクリート水路のような単純な形状であれば、単調な生態系しか形成することができませんが、自然河川のような多様な構造であれば、変化に富んだ環境が創出され、豊かで多様な生態系を形成することができます。

河川改修工事においては、伝統的河川工法を見直し、瀬と淵を保全・再生し、植生や自然石を利用した護岸を採用するなど、自然の河川が持つ多様な構造を尊重し、生物の良好な育成環境に配慮しながら、河川が本来有している環境の保全に努めています。

(河川課)



多自然河川(加納川)

表 多自然川づくりの実施例

<p><b>五六川</b>（準用河川） - 児ノ口公園 - 久保町地内、延長 217m、平成 6～7 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公園と中を流れる五六川との一体整備にあたり、都心におけるピオトープとなる空間を整備</li> <li>○暗渠だった五六川を地上に呼び返し、地元の古老に聞いた昔の川をイメージし再現</li> <li>○瀬や淵、蛇行のある河道をつくり、多様な流れを創出</li> <li>○護岸は空石積みや粗朶柵を施し、小動物の生息空間を多様化</li> <li>○川沿いに遊歩道を整備</li> </ul>	<p><b>加納川</b>（普通河川） 加納町地内、平成 3 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○洪水による河岸崩壊に伴う復旧工事</li> <li>○温泉地の横で人の通る場所でもあり、周辺の景観に配慮した改修を実施</li> <li>○法面保護は、丸太や柳を組み合わせた植物護岸を採用</li> <li>○流れの中に自然石を配置して、深みや浅瀬を形成</li> </ul> <p>加納町地内 平成 12 年度 単市災</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 12 年 9 月の豪雨で天然河岸が崩壊</li> <li>○平成 3 年度に行った工事内容を参考に、自然石や間伐材を用いた復旧工事を行う</li> </ul>
<p><b>矢作川</b>（一級河川） 平戸橋下流、延長 800m、平成 3～4 年度、県施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○巨石による水制工（9 基）...道路工事で発生した石を利用</li> <li>○水制工により河岸を保護し、流れに変化をもたせ多様な生物生息空間を創出</li> <li>○玉石による低水護岸...河床削掘で発生した玉石を洗浄して使用</li> <li>○アマリングの解消</li> <li>○一帯は近自然型の「古岸水辺公園」として、地元愛護会が管理</li> <li>○平成 12 年度水制工 2 基を補修するとともに巨石による分散型落差工を設置し、より流れの変化を創出 「お釣土場水辺公園」越戸町地内、延長 400m、平成 8 年度、市施工</li> <li>○河畔林の整備...マダケの竹藪を間引いて光を入れ多様な動植物の生育を促進し、自然生態系を維持改善</li> <li>○土場（昔の川港、船着場）を保全</li> <li>○遊歩道の整備...越戸ダム下流から竜宮橋までの間に散策路を設置 毎年 5 月に行われる矢作川「筏下り」では、いろいろな工夫を施した自作の筏が登場する 毎年 5 月の第二土曜日に河川保全活動を行っている諸団体が一堂に会し、矢作川「川会議」を開催</li> </ul>	<p><b>太田川</b>（準用河川） 大内町地内、延長 713m、平成 5 年度～平成 11 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○落差工は多段式魚道</li> <li>○水生昆虫のため水際は植栽護岸</li> <li>○多様な生物の生息空間のため静水域を確保</li> <li>○生態系景観を確保</li> </ul>
<p><b>山田川</b>（普通河川） 山田川緑地の一部で、せせらぎ広場を設置するとともに、落差工を改良し、魚類の生息環境を整備した。また、これらの施設は、地元の愛護会により維持管理を行っている。</p>	<p><b>ソウレ川</b>（普通河川） 松平町地内、延長 93m、平成 3 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○松平郷園地整備の一環</li> <li>○石組みと柳枝による護岸</li> <li>○湧水を活かしたトンボ池</li> </ul> <p><b>檜尾川</b>（準用河川） 野見山町地内、延長 625m、平成 8 年度～14 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の田や山林との生態系の連続性を保全</li> <li>○寄石による流れの多様化</li> </ul>
	<p><b>加茂川</b>（一級河川） 東山町～京ヶ峰地内、延長 540m、平成元～8 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○加茂川公園と一体で多自然整備 自然植生の回復</li> <li>○寄石による流れの多様化</li> </ul>

## (2) 親水型河川・施設の整備

人が水と親しむことができるような護岸の整備、川づくりによって、子どもたちの自然教育や、市民の生涯学習の場としての役割を担っています。

平成11年3月に開通した豊田大橋(矢作川)は、両岸の橋脚から河川敷の白浜公園、千石公園に降りられ、川中央の橋脚部には川面観察デッキを設けて、川を楽しむことのできる構造となっています。(河川課)



親水に配慮した豊田大橋

### 【親水型河川・施設】

矢作川	...	豊田市民芸館～豊田大橋～竜宮橋
水辺散策路		お釣土場水辺公園、古岸水辺公園など
緑陰歩道	...	豊田市駅周辺(挙母小学校～豊田市役所間) 都心にうるおいを与えるせせらぎ歩道
日明川	...	巨石を有効利用した石積護岸による水路を整備 散策路から河川に入ることができる 豊田市総合野外センターとの一体的利用
加茂川	...	川へ降りる階段や親水護岸により、河川散策できる 市民のふれあいの場となっている



緑陰歩道

## (3) 安永川浄化用水事業

家庭雑排水や工場排水の流入により水質汚濁が進行している安永川、五六川、初陣川に、水質の清浄な矢作川から浄化用水を導入し、河川の水質改善とともに、親水機能を持つ河川の整備を行っています。

これまでに、取水口、導水路、高架水槽等の「安永川浄化用水導水機場」を整備し、平成10年4月より試行導水を開始しました。今後、中心市街地のまちづくりの一環として治水機能・都市環境の快適性を高める空間づくりの計画・整備を進めていきます。(河川課)

## 5 豊田市矢作川研究所

豊田市は、流域住民の生活を根底で支える矢作川の豊かな自然を守るとともに、より一層の環境改善を図る目的として、豊田市矢作川研究所を組織しています。

矢作川の豊富な水量の維持、水質の保全、住民の生活に潤いとゆとりを与える良好な河川環境の維持と創造をめざして調査・研究活動を行っており、活動内容とその成果を広く社会に還元するため、毎年1回シンポジウムを開催し、毎月研究所報などを発行しています。(河川課)

### 第3節 多様な生態系の保全と育成

#### 1 自然環境の現況

##### (1) 森林

近年、森林・農地が宅地等に転用される傾向がありますが、平成17年度末現在、本市における森林面積は62,754haで、市面積の68.3%を占めています。自動車産業が盛んな工業都市としてのイメージが強い豊田市ですが、森林に恵まれているといえます。このうち、民有林面積は61,327haで、ヒノキを主体とした人工林の面積は35,122haであり、人工林比率は57.3%です。これらの民有林のうち26.0%を占める広葉樹林は、以前は地域住民の生活に密着した里山として維持管理されていましたが、現在では「雑木林」として放置された状態が続いています。

一方、これまで造林されてきたスギ・ヒノキ林も、35年生以下の若いものが人工林面積の19.0%、芯持ち柱材が得られる林齢(41~45年生)となっているものまでを含めた面積が、30.7%を占めていますが、木材価格の低迷、高齢化、各種経費の上昇などにより手が入られず放置された状態の森林が多くなっています。(森林課)

表 森林資源の現況

保有形態別面積(平成17年度末現在)

保有形態	総面積		立木地 [ha]			その他 (竹林) (無立木地) ha	人工林率 [%] (B/A)
	面積[ha] (A)	比率[%]	計	人工林 (B)	天然林		
総数	62,712	100.0	60,565	36,229	24,206	2,277	57.77
国有林	1,385	2.21	1,385	1,107	148	130	79.93
地域森林計画 対象民有林	61,327	97.79	59,180	35,122	24,058	2,147	57.27
公有林	5,605	8.94					
県有林	2,444	3.90					
市有林	3,161	5.04					
私有林	55,722	88.85					
地域森林計画の 対象外の区域	42						
森林面積	62,754						

四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない

民有林(立木地)の齡級別面積(平成17年度末現在)

(単位: ha)

区分	齡級別 総数 (林齡)	1~2 齡級	3~4 齡級	5~6 齡級	7~8 齡級	9~10 齡級	11 齡級以上
		(~10年生)	(11~20)	(21~30)	(31~40)	(41~50)	(51年生~)
民有林 計 (立木地)	59,180	592	1,960	4,282	6,395	10,435	35,516
人工林	35,122	498	1,391	2,691	5,453	8,067	17,022
天然林	24,058	94	569	1,591	942	2,368	18,494

主要樹種別の面積率 ... スギ 12.9%、ヒノキ 27.8%、マツ類 11.2%

四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない

## (2) 植生

希少な植生としては、猿投山山頂周辺のもみ、ツガ林に代表される常緑性の自然林(常緑樹林)があります。常緑樹林以外の森林の大部分は二次林です。二次林は、里山などのように自然林が伐採された後に形成された森林や、スギ・ヒノキ林のように植林された森林ですが、これらの二次林は最終的な形態である常緑樹林などの極相林に変化していく途中の段階と考えることもできます。

他にも、田之土里湿原等の中間湿原や、伊熊神社社叢のカシ類を主体とした暖帯性植生と針葉樹のもみ、落葉広葉樹のコフサダ等の温帯性植生が混じる針広混交樹林があります。(環境政策課)

## (3) 自然公園

### 愛知高原国定公園

自然公園法に基づく自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園があり、本市では北部から東部にかけての山間地に愛知高原国定公園が指定されています。愛知高原国定公園の全域は計21,705haです。豊田市内の区域は、猿投山、松嶺、勘八、鞍ヶ池、王滝、松平、六所山、東大林、榊野、笹戸、奥矢作湖、西市野々、阿蔵、筈ヶ岳、香嵐溪、三河湖、黒田の各地区あわせて13,920haで、市面積の約15%を占めています。(開発審査課)

### 天竜奥三河国定公園

本市では北東部の稲武町に天竜奥三河国定公園が指定されています。天竜奥三河国定公園の全域は計14,959haです。市内の区域は、面ノ木の1地区のみで特別保護地区31haを含む301haです。(開発審査課)

### 東海自然歩道

東海自然歩道は、東京の明治の森・高尾国定公園から大阪の明治の森・箕面国定公園までの、全長1,697kmの歩道です。その中の「豊田市コース」は、富士見峠から紅葉の名所香嵐溪、広大な草原の広がる勘八牧場を通り、霊峰猿投山の山頂までの55kmのコースです。

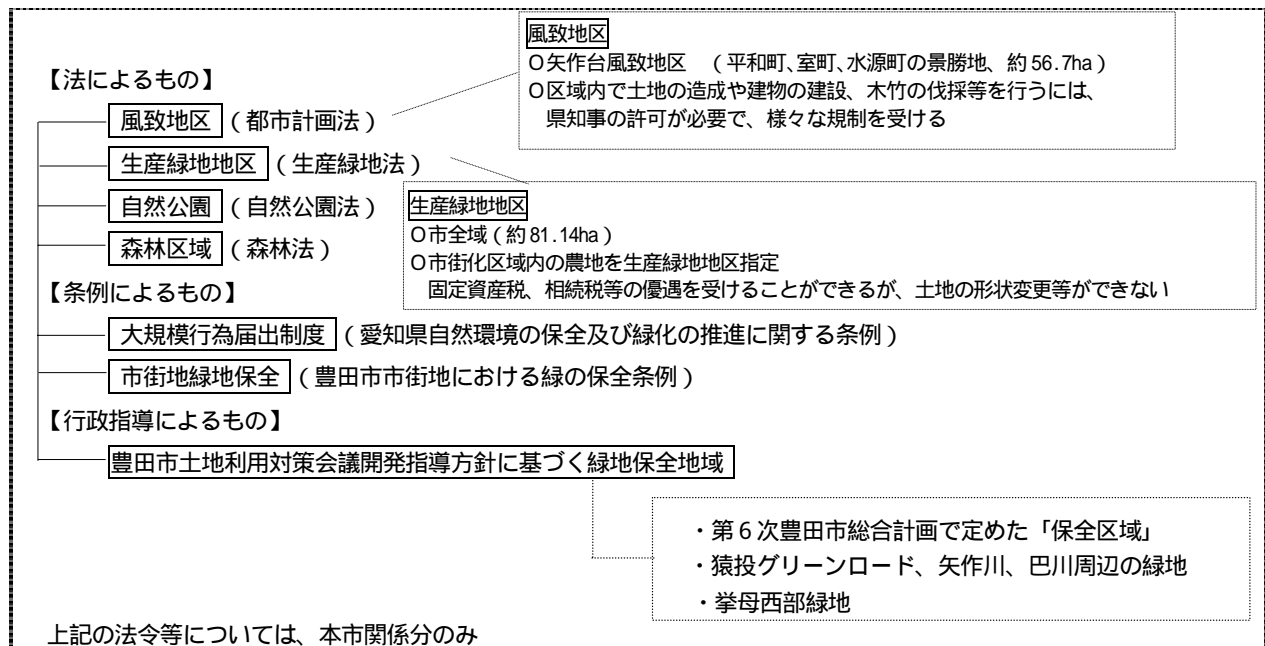
東海自然歩道は、自然の豊かな自然公園の中を通り、ハイキングコースとしても最適なため、自然散策の場として親しまれています。(環境政策課)

## 2 自然保全

### (1) 緑地保全

近年の都市化により、緑地は減少し続けています。将来の貴重な財産としての緑地を残していくために、森林法、自然公園法、都市計画法などの法令、市条例、指導要綱に基づく行政指導などにより緑地保全を行っています。(環境政策課)

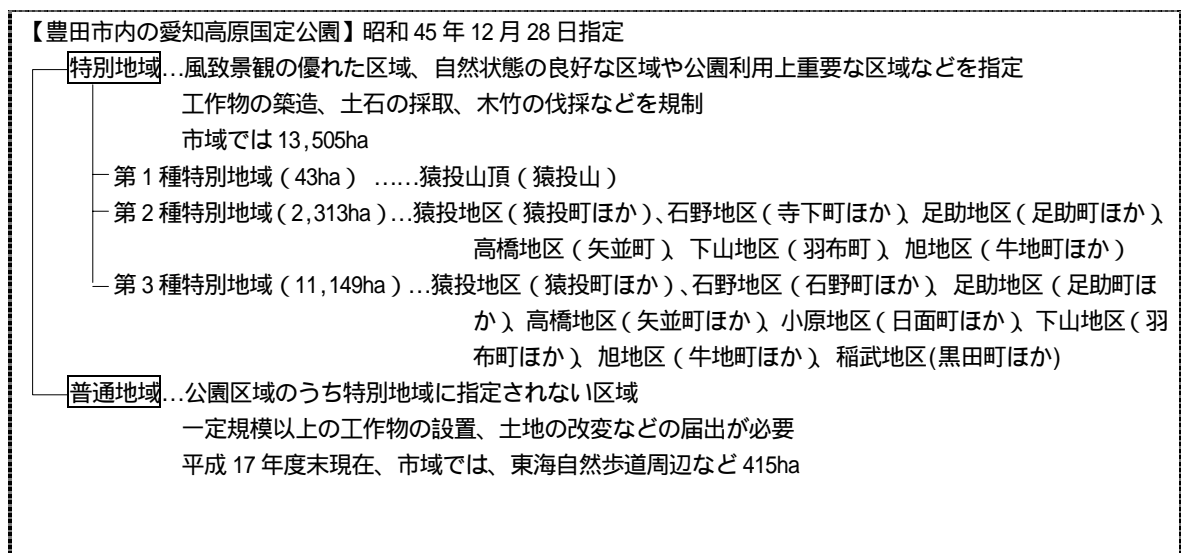
図 緑地保全に関する主な制度(豊田市関係分)と体系



### (2) 自然公園 (自然公園法)

自然公園法に基づく自然公園として、本市では、北部から東部にかけての山間地に愛知高原国定公園及び天竜奥三河国定公園が指定されています。この区域は、自然環境の程度により類別し、行為の制限等が定められており、区域内で行為を行う場合、県知事の許可等を必要とします。

平成 17 年度は、特別地域及び普通地域内で、176 件の許可申請等がありました。(開発審査課)





【豊田市内の天竜奥三河国定公園】昭和44年1月10日指定

- 特別地域...風致景観の優れた区域、自然状態の良好な区域や公園利用上重要な区域などを指定
  - 工作物の築造、土石の採取、木竹の伐採などを規制
  - 市域では301ha
- 特別保護地区(31ha).....稲武町(面ノ木付近)
- 第2種特別地域(270ha)...稲武町(面ノ木付近)

(3) 森林区域(森林法)

森林法に基づいて、保安林や地域森林計画対象民有林等が指定されています。これらの森林区域に指定することで、森林の持つ様々な機能を保持したり、森林資源の生産を促進し、乱開発の規制を行っています。(森林課)

【森林法に基づく森林区域】

- 保安林(県豊田加茂農林水産事務所)
  - 平成17年度末現在の指定地域は、市北部、東部を中心に18,047ha(市面積の20%)
- 地域森林計画対象民有林(森林課)
  - 平成17年度末現在の指定地域は、市北部、東部を中心に61,327ha(市面積の67%)

(4) 市街地における緑の保全

急速に宅地化の進む市街地において、健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持するため、「豊田市市街地における緑の保全条例」により、市街地における緑地保全を図っています。

条例に基づき、平成17年度末現在、871筆368,969.93㎡が緑地指定され、そのうち約8.5割の744筆315,309.34㎡が保全緑地に認定されています。(公園課)

【市街地緑地保全制度の概要】

- 指定緑地の指定
  - 市街地内で、風致、景観、健全な生活環境を維持する上で必要な緑地を、市長が豊田市市街地緑地保全審議会の意見を聞いて指定
  - 指定を受けると、保全緑地の認定が受けられ、市長への買取りの申し出ができるが、伐採、工作物の築造などに行為届必要
- 保全緑地の認定
  - 指定緑地の指定を受けた地権者は、申請により保全緑地の認定が受けられる
  - 認定を受けると、固定資産税、都市計画税の免除が受けられるが、5年間は、伐採、造成、工作物などの築造はできない、相続を除いた買取り以外の所有権移転はできない等の制限あり
- 保全認定の更新
  - 保全緑地の認定は5年ごとに更新することができる

(5) 豊田市の開発指導方針に基づく緑地保全指導

本市では、良好な自然を確保し自然環境の保全のため、豊田市土地利用対策会議で決定された開発指導方針に基づき、拳母西部地域、猿投グリーンロード周辺、矢作川や巴川周辺の緑地を保全するよう指導しています。(森林課)

## (6) 総合計画における保全区域

豊田市は恵まれた自然環境を将来にわたり保全していくために、総合計画の中で「保全区域」を設定して、緑地を現況のまま保全することに努めています。保全区域は、自然公園法の特別地域を主体とし、4,810haが設定されています。(森林課)

### 【保全区域の内訳】

- ・自然公園法の区域(4,155ha)(第1種～第3種特別地域)
- ・都市緑地(349ha)(枝下緑道、矢作緑地、水源緑地、秋葉緑地、五ヶ丘緑地、乙部緑地)
- ・その他の方針で位置付けした区域(306ha)(野見山町、水源町、市木町、西広瀬町の一部)

## (7) 開発緑地の管理

宅地開発、工業団地の造成を行う場合、開発で残された緑地の一部は、豊田市宅地開発等指導要綱に基づく緑地として、市に帰属されます。これらの緑地は、適切な維持管理を行い、開発された周辺の環境が保全され、周辺住民の憩いの場として、また、安らぎの空間として活用されています。

平成17年度末現在、29地点、約41haの緑地があり、草刈り等委託による管理を行っています(公園課)

## 3 開発に関する審査・調査・指導

### (1) 土石採取行為等審査会

本市では、事業者などが土石採取行為などを行う場合に、手続きとして「豊田市開発事業等に関する指導要綱」による事前協議を行うことを定めています。事前協議の中で、自然を保全し、公害や災害の発生を未然に防止するために、個別法令および個々の指導基準に適合した事業となるよう行っています。

平成17年度に行った土石採取事業に関する事前協議会は、18件でした。(開発審査課)

#### 【該当となる土石採取行為】

- 山土、山砂利、岩石などを地表面より採掘し、当該行為地から販売、又は、処分のため、特定の土地に運搬する行為
- 硅砂、粘土など鉱業法による鉱物を露天掘にて採掘する行為
- 宅地造成など土地の造成及び取付道路など付帯工事により当該行為地から土石を搬出する行為
- 農地造成若しくは林地、牧草地造成及び農道、林道などの建設、又は、これに伴う付帯工事により土石を行為地外に搬出する行為
- その他、地表面を採掘など改変し、土石などを当該行為地から他の土地へ搬出する一切の行為

### (2) 民間開発に関する指導及び立入調査

自然環境及び生活環境の悪化を防止するため、民間が開発行為を行う場合、環境保全のための指導を行い、事業場への立入調査を行っています。平成17年度は、35件の立入調査を行いました。(開発審査課・環境政策課)

#### 【指導の対象となる事業】

- 豊田市開発事業等に関する指導要綱第2条4号に係る審査案件
- 豊田市土地利用対策会議設置要綱第7条(3)に規定する土地利用対策会議における審査案件
- 豊田市開発事業等に関する指導要綱第2条1号及び2号に規定する案件のうち3,000㎡以上のもの

#### 4 動植物調査

本市は、矢作川の上・中流部に位置し、東・北部の三河高原を形成する山間部と、西・南部の西三河平野につながる丘陵・平野部からなる、自然に恵まれた地域で、多様な生物種が生息しています。

旧豊田市内の重要な自然環境の分布を正確に把握し、自然保護行政の基礎資料とするため、平成13年度から4年かけて豊田市自然環境基礎調査を実施し、報告書を刊行しました。

足助、藤岡、下山、小原、旭、稲武地区については、今後調査が必要です。(環境政策課)

##### (1) 生物調査

###### ホ乳類、八虫類、両生類

ホ乳類は、シカ、イノシシ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、イタチ、アナグマ、テン、アカネズミ、カヤネズミ、ヒメネズミ、ヒミズ、コウベモグラ、アブラコウモリ、ヤマコウモリなどが生息しています。

八虫類は、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシが松平地区の天下峯、観音山などの岩山に数多く生息しています。カメの仲間は、イシガメ、クサガメが市街地のため池などに生息していますが、帰化種のみドリガメの繁殖が著しく、在来種が姿を消しつつあります。

両生類は、ヌマガエル、トノサマガエル、ダルマガエル、イモリなどが生息していますが、農薬・洗剤の影響や農業スタイルの変化により、生息状況が大きく変わってきました。

###### 鳥類

本市で確認されている野鳥は年々増加しています。その要因としては、残念ながら自然環境が改善されて野鳥の生息しやすい自然が豊かになってきたのではなく、モザイク状の開発により、野鳥の生息環境が変化し、狭い生息域でも生息できる野鳥が増えたことが考えられます。

表 鳥類調査結果

調査時期	目	科	種
昭和 45 年	17	40	132
昭和 55 年	17	44	172
平成 17 年	17	51	212

平成3~4年にかけて、ロードサイドセンサス法による生物モニタリング調査を20地点、春、夏、秋、冬で延べ80回行った結果によると、92種9,890羽の鳥類が観察され、スズメ(優占度29.7%)、ムクドリ(優占度7.9%)、ヒヨドリ(優占度6.1%)、カワラヒワ(優占度5.4%)、キジバト(優占度4.7%)、カシラダカ(優占度3.6%)、ホオジロ(優占度3.3%)、エナガ(優占度3.2%)、ニューナイスズメ(優占度3.1%)、ツバメ(優占度3.0%)の10種が7割を占めていました。

環境別では、自然度の高い多様な環境を持つ水辺や山林はこの10種の割合が低く、単純な環境である水田や市街地は割合が高くなっていることから、自然に富んだ地域ほど多くの種類の野鳥が生息していることが分かります。

## 魚類

本市には、矢作川、巴川、逢妻女川、逢妻男川などの河川が流れ、ため池は大小合わせて 150 か所あります。

過去の魚類相と比較して、各種排水が流入し、水質汚濁が進んだり、コンクリートで固められたりして、種類数、個体数ともに大きく減少している河川もあります。その結果、スナヤツメ、タモロコ、カワバタモロコなど、数が減少した種や、ニッポンバラタナゴ、イトモロコ、ヤリタナゴなど生息が確認できなくなった種があります。

タイリクバラタナゴ、オオクチバス、ブルーギルなどの外来種は、各地で繁殖し、生息数を増やしています。特に、木曽川、矢作川から導水されたため池では、オオクチバス、ブルーギルなどの肉食種が急速に繁殖し、在来種の稚魚などを食べるため、魚相が変わってきています。また、近年の釣りブームで、釣り人が、オオクチバス、ブルーギルなどを放流することも外来種が生息地域を広げる一因となっています。

## 昆虫

市東部、北部の山地、南部の田園、それをつなぐ丘陵地という変化に富んだ自然の中に、開発により次第に面積が減りつつあるものの、広大な二次林が残されています。昆虫相は、そのような環境に適応する種で占められています。

本市では、22 目 453 科 5,812 種の昆虫が確認されています。種別では、鱗翅目（チョウ目）が 2,042 種で最も多く、次いで鞘翅目（コウチュウ目）1,826 種、膜翅目（ハチ目）449 種です。

5 希少な動植物の保護

絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況を把握し、保護につなげるため、平成3年度から3か年、平成13年度から4か年調査を実施し、それぞれ「豊田市緊急保護野生動植物調査報告書」(平成6年)と「豊田市自然環境基礎調査報告書」(平成17年)にまとめました。これらの調査の結果、環境省のレッドデータブック記載種は、絶滅危惧 類 4種、絶滅危惧 A類 2種、絶滅危惧 B類 19種、絶滅危惧 類 54種、準絶滅危惧 17種、地域個体群 2種が確認され、愛知県版レッドデータブック記載種は、絶滅 3種、絶滅危惧 A類 14種、絶滅危惧 B類 28種、絶滅危惧 類 57種、準絶滅危惧 85種が確認されました。

(環境政策課)

表 豊田市内に生息、生育する緊急保護野生動植物

項目	哺乳類・八虫類・両生類	鳥類	淡水魚類	昆虫	植物
レッドデータブック (絶滅の恐れのある野生動物、我が国における保護上重要な植物種)	絶滅危惧 類 ... 2種 ダルマガエル ヤマコウモリ 地域個体群 ... 2種 ツキノワグマ トウキョウサンショウウオ	絶滅危惧 類 ... 3種 オオタカ トモエガモ 等 準絶滅危惧 ... 4種 ハチクマ チュウサギ 等	絶滅危惧 A類 ... 2種 ウシモツゴ 等 絶滅危惧 B類 ... 6種 カワバタモロコ等 絶滅危惧 類... 5種 準絶滅危惧 ... 1種	絶滅危惧 類 ... 4種 ベッコウトンボ 等 絶滅危惧 類 ... 7種 ギフチョウ ヒメヒカゲ 等 準絶滅危惧 ... 8種	絶滅危惧 B類 ... 13種 ヒメナエ 等 絶滅危惧 類 ... 37種 ミコシギク ヒメミクリ 等 準絶滅危惧 ... 4種
計	4	7	14	19	54
愛知県版レッドデータブック	絶滅危惧 A類 ... 2種 絶滅危惧 類 カヤネズミ... 1種 準絶滅危惧 テン 等... 6種	絶滅危惧 A類 ... 1種 コノハズク 絶滅危惧 B類 ... 2種 絶滅危惧 類 ... 9種 アカショウビン等 準絶滅危惧... 13種	絶滅危惧 A類 ... 1種 絶滅危惧 B類 ネコギギ ... 1種 絶滅危惧 類 ... 2種 スナヤツメ 等 準絶滅危惧 ... 9種	絶滅危惧 A類 ... 2種 ヒメヒカゲ 等 絶滅危惧 B類 ... 7種 タガメ 等 絶滅危惧 類 ... 13種 準絶滅危惧... 29種	絶滅 ... 3種 ホンゴウソウ 等 絶滅危惧 A類 ... 8種 絶滅危惧 B類 ... 18種 絶滅危惧 類 ... 32種 準絶滅危惧... 28種
計	9	25	13	51	89

自然環境に恵まれた豊田市には、多種多様な動植物が生息・生育しています。近年、都市化に伴う山間地などの開発で自然が失われつつありますが、貴重な動植物の保護・保全を図るため、開発を行う事業者に対し指導を行っています。

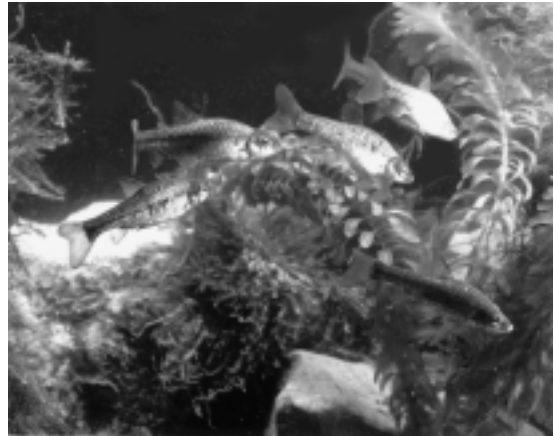
(参考) 自然保護に関する主な法令

〔国〕 ○自然環境保全法 ○自然公園法 ○温泉法 ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ○絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律 ○文化財保護法 ○都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 ○森林法 ○都市緑地法	〔県〕 ○自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 ○愛知県立自然公園条例  〔市〕 ○豊田市環境基本条例 ○豊田市市街地における緑の保全条例 ○豊田市文化財保護条例
--	--

(1) ウシモツゴ

ウシモツゴは、コイ科の魚で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)」で絶滅危惧 A類に指定され、全国で豊田市、西尾市、小牧市、春日井市、岡崎市、岐阜県美濃市、三重県鳥羽市、玉城町の8か所のみ生息しています。本市では、ウシモツゴを市の天然記念物に指定(種の指定)しており、ウシモツゴが生息するため池を取得し、豊田市自然愛護協会にため池の管理と巡視を委託して、ウシモツゴの生息環境の保護を図っています。

また、市役所、自然観察の森、総合野外センターの池において、ウシモツゴの飼育及び繁殖を実施したり、ウシモツゴとカワバタモロコを市内の小中学校へ配布し、飼育体験学習を行うなど、種の保存と自然保護意識の普及、啓発を行っています。



ウシモツゴ

(2) カワバタモロコ

カワバタモロコは、県条例の自然環境調査における指標魚類に指定されており、市内では3地点のため池に生息しています。また、市の天然記念物に指定(種の指定)し、市役所と自然観察の森で、飼育及び繁殖を行っています。

### (3) シデコブシ

シデコブシは、愛知県、岐阜県、三重県の限られた地域のみに見られる湿地性の樹木で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」では、絶滅危惧 類に指定されています。本市では、勘八町、野見山町、琴平町のほか、市内各地で確認されており、特に「琴平町シデコブシ群生地」は県の天然記念物に指定され、保護されています。



シデコブシ

### (4) ギフチョウ

ギフチョウは、春の女神と呼ばれるアゲハチョウ科の昆虫で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」では絶滅危惧 類に指定されています。市内では、猿投山山麓から矢作川を挟んで石野地区周辺の雑木林に生息しています。近年、放置されている森林が増加し、ギフチョウの生息環境が悪化しています。市民団体が、ギフチョウの再生をめざして、猿投山南側山麓の3haの民有林で、ギフチョウの生息できる環境づくりと良好な自然を復元するための活動をしています。

## 6 湿地の保護

湿地植物は、自然環境が良好かどうかという自然度の指標とされています。市内には、東海丘陵要素植物群であるシデコブシ、シラタマホシクサ、ヒメミミカキグサなど特異で貴重な湿地性植物群の自生する湿地が、矢並町、亀首町、御船町を始めいくつも点在しており、特に御船湿地は、シラヒゲソウ自生地として市の天然記念物に指定されています。また、これらの湿地周辺には、ハッチョウトンボ、ヒメヒカゲなど湿地と係わりの深い昆虫が生息しています。本市では、これらの湿地の状態を維持するために、豊田市自然愛護協会に湿地の管理を委託しています。また、湿地保護の啓発のため平成17年度は、秋に3日間、矢並湿地の一般公開を実施し、593人が見学に訪れました。

環境省が平成13年12月に公表した「日本の重要湿地500」では、市内から「濃尾平野外縁部のウシモツゴ生息地」と「豊田市周辺中間湿原群」の2区域が重要な湿地として選定され、田之土里湿原は、県の自然環境保全地域に指定されています。（環境政策課）

## 7 名木の保護

市内には、巨木や美観上優れた樹木、歴史的に由緒ある森、鎮守の森などが数多く残され、地域のシンボル、憩いの場として親しまれています。このような貴重な樹木や森を末長く後世に残していくため、巨木や古木あるいは優れた外観を持つ樹木を名木に指定しています。名木の保護のため、看板を立ててPRするとともに、巡視や樹木診断、樹勢回復作業などの保護を行っています。平成17年度末現在、185件が名木として指定されています。（環境政策課）

## 第4節 自然とのふれあい空間の形成

### 1 自然とのふれあい空間の整備

#### (1) 豊田市自然観察の森

自然観察の森は、身近な自然を都市近郊林で確保し、市民が気軽に自然に親しみながら自然の仕組みと機能を学ぶことのできる自然環境学習の拠点で、全国10か所のうち、豊田市は8番目に設置しました。

豊田市自然観察の森(京ヶ峰、面積28.8ha)は、中心市街地の東方約4kmの標高70~140mに位置し、鞍ヶ池公園に隣接する自然林の中にあります。森の中には、ネイチャーセンターを中心として、約4kmに及ぶ自然観察路、観察舎、休憩舎、学習広場、探鳥用ブラインドなどの施設が整備されており、四季折々の身近な自然を観察することができます。平成17年度は、15,886人の利用者がありました。自然観察の森では、コースガイドや自然観察会を行い、利用者に自然の仕組みや観察の方法などの情報を提供しています。また、ネイチャーセンターでは、展示室及びロビーなどで、小動物の飼育、写真や標本などの展示を行っています。

平成17年度は、自然観察会や自然とのふれあいを目的とした体験型教室を45回開催し、887人の参加者がありました。(環境政策課)



自然観察会

#### (2) 豊田市自然観察の森周辺地域

自然観察の森から鞍ヶ池公園に至る一帯150haの自然と里山風景を保全しつつ、市民の自然環境学習の場づくりを平成15年度から進めています。この一帯は、主にコナラやアベマキを中心とする森林で、谷地では水田が耕作され、里山風景が残る貴重な地域となっています。計画区域の一部には、愛知高原国定公園区域も含まれ、環境省から「日本の重要湿地500」に選定されている矢並湿地もあります。

この地の多様な自然を活かし、市民が自然とふれあい、体験することを通じて自然環境を学ぶ場としていきます。平成17年度は、自然を活用した環境学習を進めるため、ふさわしいメイン施設他に求められる機能を検討し、提言を得るため、施設計画検討会を4回開催しました。

(環境政策課)



古瀬間の谷地



### (3) 多自然型公園整備

#### 児ノ口公園

児ノ口公園(豊田市久保町、1.9ha)は、都心におけるビオトープである多自然型公園です。水と緑のまちづくりをめざし、都心地区での自然環境の創造を目的として、平成6~7年度、多自然工法により、公園とその中を流れる五六川との一体整備を行いました。

都心部において自然と親しむことができ、子どもから高齢者まで幅広い世代のコミュニケーションの場として、市民に安らぎと潤いの場を提供しています。



(公園課)

児ノ口公園

#### 【児ノ口公園の特徴】

- 計画段階から、市民や自然愛護協会の意見を取り入れた
- 暗渠だった五六川を地上に呼び返し、かつての小川を再生
- 池の護岸は、コンクリートをやめて土で覆い、昔ながらの池を再生
- 市民の植樹により、雑木林を再生
- 地域住民による管理協会が中心となり、公園を維持管理
- ごみ箱は置かず、環境美化、ごみの持ち帰りを促す

## 2 自然とふれあう機会の充実

### (1) みどりの少年団

みどりの少年団は、学習活動、奉仕活動、野外活動など、それぞれの地域で、自主的かつ独創的な活動を展開しています。また、その活動発表として、夏にみどりの学習教室が県緑化センターで行われました。愛知県緑化推進委員会の緑と水の森林基金の果実(利子)を活用した事業の一つです。

(公園課)

#### 【豊田市のみどりの少年団】

小学3~6年生までの児童で構成

- 六所山みどりの少年団 ... 豊松小学校(昭和50年結成)
- 足助みどりの少年団 ... 足助小学校(昭和50年結成)
- 稲武みどりの少年団 ... 稲武小学校(昭和52年結成)
- 築羽みどりの少年団 ... 築羽小学校(昭和52年結成)
- 堤みどりの少年団 ... 堤小学校(昭和52年結成)
- 土橋みどりの少年団 ... 土橋小学校(昭和63年結成)
- 萩野みどりの少年団 ... 萩野小学校(平成元年結成)
- 花山みどりの少年団 ... 花山小学校(平成4年結成)

### (2) 名木めぐり

本市の名木の存在価値や保護の必要性を理解してもらうため、市民を対象に名木めぐりを開催しています。平成17年度は、秋に挙母・高橋地区の名木をめぐり、17名の参加がありました。

(環境政策課)

### ( 3 ) 豊田市自然観察の森市民ボランティア活動

自然観察の森では、市民と行政とのパートナーシップの下に、市民によるボランティア活動を取り入れています。(環境政策課)

#### とよた自然わくわくクラブ

湿地や里山のビオトープづくりや自然体験活動の指導を進めるため、公募の市民により組織されています。27名の市民スタッフを中心に、活動を通じて楽しみながら身近な自然を体験できる「プログラムづくり」、地域における自然活動の指導者となる「人づくり」、自然体験学習の恒常的なフィールドとなる「場づくり」の実現を目指しています。平成17年度から、市民を対象にして森と親しむことを目的に「森遊び」の活動を開始しました。

#### 森先案内人あべまきの会

平成14年度から開催している森の自然案内人養成講座の修了者で、希望する市民により組織されています。市民自らが自然解説することを通じて、多くの市民に森の楽しさ、自然の不思議さに気づいてもらい、自然の大切さを考え、市民主体の自然環境学習の推進を図っています。自然観察の森のレンジャーや指導員が実施する自然解説を補助したり、自ら団体利用者を観察コースへ案内するなどの活動を展開しています。平成17年度は、新規に16名が登録し、全体で50名が活動しています。

### ( 4 ) 生きものとの共生

市民による自然環境保全活動を地域のまちづくりとして推進し、生きものと共生する地域づくりを進めるため、自然保護、ビオトープづくり、名木の管理を行う市民団体の活動に対して、資材の提供や講師の派遣を行うことにより支援しています。平成17年度は、4団体の活動に対して支援を行いました。(環境政策課)

#### 支援団体

- ・ カヤの木を守る会(名木保護活動)
- ・ しだれ桜を守る会(名木保護活動)
- ・ カエルの分校(ビオトープづくり)
- ・ 中垣内名木を守る会(名木保護活動)

### 3 自然シリーズの刊行

市民に本市の自然状況を理解し、自然を守る意識を高めてもらうため、樹木、野鳥、魚類、昆虫、地質など、自然環境調査の成果をまとめた冊子「自然シリーズ」を刊行しています。この冊子は、豊田市自然愛護協会の協力により、昭和45年度からこれまでに31シリーズ発行しており、市政情報コーナー・環境政策課・自然観察の森で販売しています。平成17年度は、平成13年度から16年度にかけて実施した豊田市自然環境基礎調査の成果をまとめた「豊田市自然環境基礎調査報告書」を新たに発行しました。(環境政策課)

## 第4章 生活環境が保全され、安心して暮らせるまちづくり

### 第1節 環境に配慮した総合交通体系の整備

#### 交通対策

交通手段の中で、自動車は、高い利便性などから私たちの生活に欠かせないものとなっています。市民生活を自動車交通に大きく依存している本市は、交通手段の7割が自動車で、公共交通の割合が1割に満たないのが現状です。市民の暮らしに欠かせない自動車ですが、渋滞、大気汚染や騒音、地球温暖化などの原因となっています。

本市では、誰もが安全で安心して円滑に移動でき、さらに環境にもやさしい持続可能な交通モデル都市を実現するため、「人と環境にやさしい交通まちづくり」を推進しています。まちづくりや交通の課題に対して具体的な目標を定め、「交通まちづくり行動計画」に基づき対策を実施するとともに、市民・企業・行政が一体となって「モデル事業」を推進しています。また、これら課題の解決を支援するものとして、ITS（高度道路交通システム）を位置づけ、豊田地域ITS「STAR T21」を策定し、交通施策へのITSの活用に積極的に取り組んでいます。

さて、交通円滑化やCO<sub>2</sub>削減対策のモデル事業では、道路ネットワークの整備やTDM（交通需要マネジメント）、環境にやさしい自動車利用などの各種施策を総合的に進めています。

その中で、平成18年12月には、「チャレンジECO通勤強化週間（平日5日間）」として、自動車から公共交通や自転車等への通勤手段の転換、時差出勤など、可能な限りECO通勤を実施するよう呼び掛けた結果、41事業所4,000人を超える人がECO通勤に参加し、期間中、平均で約25%のCO<sub>2</sub>削減効果がありました。さらに、昨年度実施したインターネット上のECO通勤支援システムを活用した事業所主体のTDMの取組みが始まりました。今後も、自発的・継続的な取組みを推進していきます。

また、CO<sub>2</sub>排出量のうち運輸部門が約20%占めていることから、自動車の運転方法を見直す「エコドライブ社会実験」を平成18年9月から実施しました。市民や事業所に車載器を貸与し、走行データの収集と診断結果の還元を行う「モニター実験」、車載器搭載車を市民に運転してもらいエコドライブを体験していただく「体験試乗会」などを実施しました。平成18年9月に実施した体験試乗会では、エコドライブの実践により、16%のCO<sub>2</sub>削減、22%の燃費向上が達成できたというデータも得られました。今後は、実験により得られた効果や評価結果を基に、エコドライブ教本を作成し、市民3万人規模によるエコドライブの推進を図ります。（交通政策課）

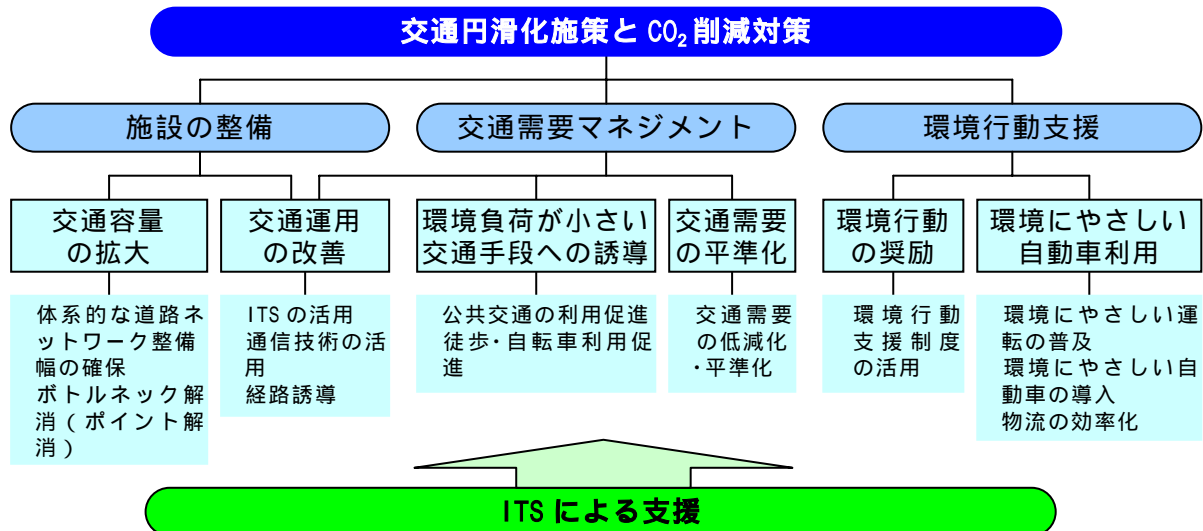


図 交通円滑化施策とCO<sub>2</sub>削減対策の基本方針

## 第 2 節 生活環境の保全

### 1 環境影響評価（環境アセスメント）

環境影響評価は、環境に影響を及ぼす土地の形状変更、工作物の新設その他これらに類する事業について、その事業の実施前に、事業者自らがその環境影響を調査・予測・評価することを通じて環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上、より望ましいものとしていく制度です。

環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例が、平成 11 年 6 月 12 日に施行されました。

本市では、豊田市環境影響評価検討会を設置し、国や県の環境影響評価制度に基づき、県知事へ意見の具申を行っています。平成 17 年度は、「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その 5）」、「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（モニタリング調査）報告書（平成 16 年度）」について、環境保全の見地からの意見書を提出しました。（環境保全課）

#### 【豊田市環境影響評価検討会の主な役割】

- 国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、市長に意見の具申を行う
- 国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、指導等を行う
- 市長が必要と認めて実施する環境影響評価に関し、指導等を行う
- 国、県に協力して、環境影響評価制度の円滑な推進を行う

### 2 公害防止協定の締結

本市では、市内に立地する企業やゴルフ場と市との間で、公害防止のために行うべきことを定めた協定を締結しています。法律や県条例の規制より厳しい規制内容等を定め、市民の健康と生活環境の保全を図っています。また、協定を締結した企業等へ立入調査を行い、協定事項の確認を行っています。（環境保全課）

#### （ 1 ）企業との公害防止協定

公害防止のため特に必要があると認める企業との間で、豊田市公害防止条例に基づき平成 17 年度末現在で 47 企業 85 事業所等と公害防止協定を締結しています。また、協定に準じた覚書を 5 企業 5 事業所と締結しています。平成 17 年度の事前協議は 6 件でした。（旧豊田市分）

#### 【企業との公害防止協定の主な内容】

- 協定値...公害関係諸法令より厳しい規制値
- 事前協議制...一定規模以上の工場等の新設、増設、生産施設の工程変更を行う場合、事前に計画書提出、協議
- 測定及び報告義務...大気汚染、水質汚濁に係る項目の測定義務及び報告義務
- その他の事項...事故発生時の措置、産業廃棄物、緊急時の措置、公害による被害補償、緩衝緑地等の整備

#### （ 2 ）ゴルフ場との農薬使用に関する協定

ゴルフ場の農薬使用による環境汚染を未然に防止して、市民の安全と環境の保全を図るため、平成 2 年度から市内の 8 ゴルフ場と農薬使用に関する協定を締結しています。また、平成 17 年度より合併町村の協定を引き継ぎ、合計で 19 ゴルフ場と協定を締結しています。

【ゴルフ場との農薬使用に関する協定の主な内容】

- 使用する農薬の制限及び空中散布の制限の遵守
- 排水中の農薬濃度を環境省の暫定指針値の2分の1とすること
- 農薬使用量の削減計画の作成並びに使用量の削減
- 農薬使用量及び排出水の検査結果の報告義務
- 立入調査、農薬使用の停止要請、事故時の措置及び報告及び損害の補償などに関する事項

### (3) 開発に係る覚書の締結

開発等による公害の未然防止を図るため、規制基準の設定、事故時の措置、損害の補償、報告及び立入調査等の内容について、現在5工場等と覚書を締結しています。

### 3 事業者への資金融資制度

事業者が環境保全対策を行うためには、環境保全設備の整備等に多額の費用が必要となります。市では、中小企業者等が環境保全設備を設置する場合の経済的負担を少しでも軽減するため、昭和45年度から融資制度を設けています。市内の取扱金融機関と連携し、必要な環境保全設備整備費用の8割、2,000万円を限度として無利子の融資をあっせんしています。平成17年度の融資実績は0件でした。(環境保全課)

### 4 環境監視調査

市域における環境の状況を広く把握するため、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等に関する法令に基づく環境監視調査等を実施しています。

大気環境では大気汚染測定局(市内4局)で、大気汚染の常時監視を実施しています。また、平成17年度は市内5地点で有害大気調査等を実施しました。

水環境では河川や地下水の水環境を監視するため、水質調査を行っています。また、事業場排水を監視するために排水調査等を実施して、公害の未然防止に努めています。(環境保全課)

### 5 環境法令に係る届出の受理等

環境法令では、環境汚染の未然防止のため、事業者が法で定められた施設の設置・変更・廃止等を行う場合には、その種類や規模に応じて市へ届出することを義務づけています。市では環境保全課が窓口となり、届出の受理と事業者への指導を行っています。(環境保全課)

表 環境法令に係る届出の受理等実績（平成 17 年度）

区 分	法 令 等	件 数	
大 気	大気汚染防止法	203	392
	県民の生活環境の保全等に関する条例<大気>	189	
水 質	水質汚濁防止法	447	
P R T R	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律	173	
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	20	
騒音・振動	騒音規制法	125	206
	県民の生活環境の保全等に関する条例<騒音>	81	
	振動規制法	149	250
	県民の生活環境の保全等に関する条例<振動>	101	
	特定建設作業<法・条例>	1,716	
悪 臭	県民の生活環境の保全等に関する条例<悪臭>	82	
土 壌	土壌汚染対策法	19	80
	県民の生活環境の保全等に関する条例<土壌>	61	
地盤沈下	県民の生活環境の保全等に関する条例<地下水揚水>	16	
組 織	公害防止統括者・管理者等	147	
合 計		3,529	

## 6 事業場の公害防止管理

排出ガス量、排出水量、施設規模等が一定規模以上の工場は、特定工場として公害防止管理者や公害防止統括者の選任等の公害防止組織を整備することが定められています。本市では、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及び県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出等の事務や公害防止のための指導を行っています。平成 17 年度末現在、市内で公害防止管理者等を選任している特定工場は、110 工場です。（環境保全課）

## 7 開発行為の指導

本市では、開発行為に関し、関係個別法に基づく指導や、下に掲げる事前協議により、環境に配慮した開発を進めるよう指導を行っています。また、開発着手後は、汚濁水流出防止対策を中心に、各種の環境保全についての啓発、指導を行っています。（開発審査課、環境政策課）

### 【開発行為に関する事前協議】3種

#### 豊田市土地利用対策会議（窓口：開発審査課）

愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づき、市街化調整区域内における 1ha を超える土地の改変などを行う開発について事前協議、その他、面積にかかわらず、施策上重要な案件についても協議

#### 豊田市宅地開発等に関する事前協議（窓口：開発審査課）

豊田市宅地開発等に関する指導要綱に基づき、1,000㎡以上の宅地開発等について事前審査を実施

#### 豊田市土石採取行為等審査会（窓口：開発審査課）

前述二つの事前審査の対象とならず、土砂などの持出し行為のうち 1,000㎡を超える開発について事前審査を実施

環境保全策を反映させた上、個別法へ

### 第3節 大気汚染の防止

#### 1 大気環境調査

##### (1) 大気測定局

市域の大気汚染の状況を把握するために、市内4か所の大気測定局で、大気汚染防止法に基づいた常時監視調査を実施しています。

##### (2) 大気環境調査結果の概要

人の健康を保護する上で維持することが望ましい大気環境の条件として、環境基本法に基づき環境基準が定められています。

市内の大気汚染の状況は、測定項目によって若干の変動は見受けられるものの、この数年は横ばいで推移しています。環境基準が定められている項目について、平成17年度は二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は全局で環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントが全局で環境基準を達成しませんでした。

(環境保全課)



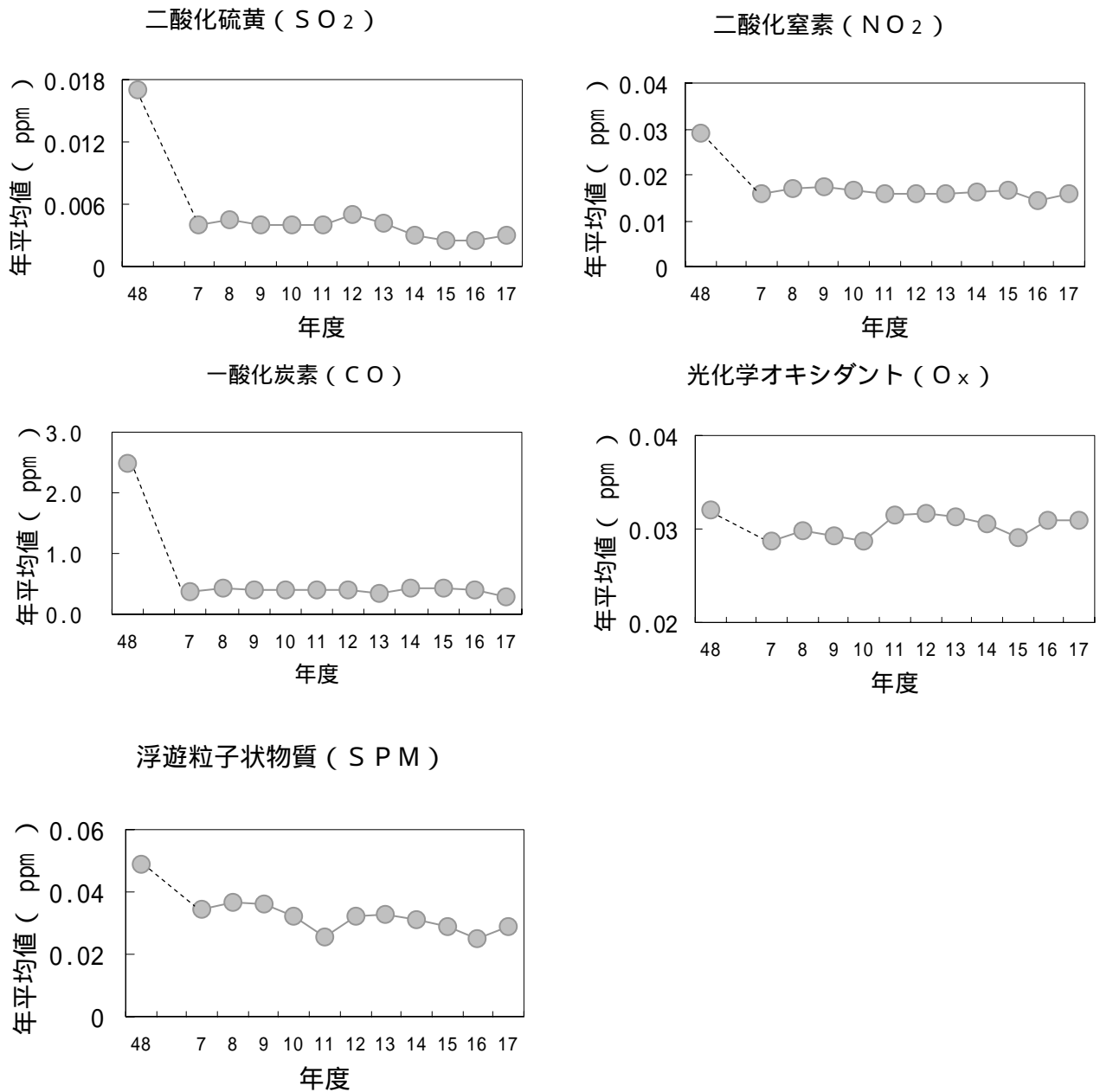
図 豊田市内の大気汚染測定地点

表 大気測定局における環境基準の達成状況

達成 × 非達成

測定局	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) 長期的評価			二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 長期的評価			一酸化炭素 (CO) 長期的評価			浮遊粒子状物質 (SPM) 長期的評価			光化学オキシダント (Ox) 短期的評価		
	H15	H16	H17	H15	H16	H17	H15	H16	H17	H15	H16	H17	H15	H16	H17
北部局													×	×	×
東部局													×	×	×
中部局													×	×	×
南部局													×	×	×
全国一般環境局 達成率 (平成16年度)	99.9%			100%			100%			98.5%			0.1%		
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること			1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること			1時間値が0.06ppm以下であること		
評価方法	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと			年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること			1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下に維持されること ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと			1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m <sup>3</sup> 以下に維持されること ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと			5時から20時の昼間時間帯の1時間値が0.06ppm以下に維持されること		

図 大気汚染物質の経年変化



二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)、一酸化炭素 (CO) に関しては、排出規制等の効果により、調査を開始した昭和 48 年度に比べて濃度は大幅に減少しています。全国の調査結果でも同様な傾向にあり、本市における年平均値は環境基準値と比較して低い値で推移しています。

窒素酸化物については、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) について環境基準が定められ、工場に対する排出規制や自動車に対する排出ガス規制などの対策が実施されています。また、豊田市においては環境基準を達成し横ばい状態で推移しています。窒素酸化物は燃料等の燃焼に伴って発生し、発生源は事業場のみにとどまらず自動車、家庭等多岐にわたっています。



浮遊粒子状物質については、その削減のため、工場からのばいじんや粉じん、自動車、特にディーゼル車からの黒煙の排出規制が行われています。平成 17 年度は環境基準を達成していますが、環境基準の達成状況は、大陸から飛来する黄砂等の自然発生的な要因にも影響を受けることがあります。

光化学オキシダントの環境基準達成率は全国で 0.1% と非常に低く、本市においても全ての測定局で達成していない状況が続いています。

光化学オキシダントの濃度が高くなると、目やのどの痛みなど、健康被害が発生する恐れがあります。光化学オキシダント濃度が一定基準値以上となり、気象状況からその状態が継続又は悪化すると認められるときは、愛知県により光化学スモッグ注意報等が発令されます。なお、平成 17 年度は、光化学スモッグ注意報が 1 度(7 月)、予報が 5 度(7 月及び 9 月)発令されましたが、健康被害の届出はありませんでした。

降下ばいじんは、大気中に浮遊するばいじん、粉じん等の粒子状物質の中でも比較的粒子が大きく、重力や降雨によって地上に降下するものをいいます。愛知県は、簡易測定(デポジットゲージ法)により県下 11 地点において降下ばいじん量の調査を行っています。

本市では、1 か所(市環境センター屋上)で継続した調査を行っており、平成 17 年度の降下ばいじん量は年平均で 1.67 t/km<sup>2</sup>・月であり、ここ数年概ね横ばいで推移しています。

#### 【大気汚染の原因物質】

- ・二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>): 硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)の一種。ぜんそくなど呼吸器系疾患の原因となるほか、酸性雨の原因となる。硫黄分を含む石炭や石油などの燃焼により発生する。最近では重油の低硫黄化などが進められ、汚染濃度は低下している。
- ・二酸化窒素(NO<sub>2</sub>): 窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)の一種。高濃度で人の呼吸器系に悪影響を及ぼしたり、光化学オキシダントを発生したり、酸性雨の原因となる。燃料中の窒素分や大気中の窒素が燃焼によって酸化されて発生する。主な発生源は、工場のボイラーなどの固定発生源や自動車等の移動発生源である。
- ・一酸化炭素(CO): 酸素の少ない条件で燃料等が燃焼することにより発生し、人の体内で血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬機能を阻害することが知られている。
- ・浮遊粒子状物質(SPM): 大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が0.01mm以下のものをいう。微小な粒子で降下しにくいいため、大気中に長時間滞留し、吸い込むと肺や気管などに沈着し、高濃度の場合は呼吸器に影響を及ぼす。燃焼により生成し、工場等から排出されるばいじんや、破碎、選別、堆積によって発生する粉じん、ディーゼル車等自動車の排出ガスに含まれる黒煙等、直接放出されるもの、硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中で粒子状に変化して生成するものがある。
- ・光化学オキシダント(Ox): 窒素酸化物や炭化水素等が太陽光中の紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成する酸化力の強い物質の総称。晴れた日中に多く発生し、夏期を中心に光化学スモッグを引き起こす。高濃度の場合、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼし、植物に影響を及ぼすことも報告されている。

## 2 有害大気汚染物質モニタリング調査

有害大気汚染物質は、大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に暴露された場合に健康影響が懸念される物質で、平成9年にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質について環境基準が設定され、平成13年4月にはジクロロメタンの環境基準が追加されました。

また、平成15年9月には、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物の4物質について「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」が設定されました。

本市では、中核市へ移行した平成10年度からモニタリング調査に取組み、平成17年度に市内4地点（一般環境3、沿道1）で調査した結果は、環境基準が設定されている4物質について、全ての地点で環境基準を達成しました。新たに指針値が設定されたアクリロニトリルをはじめ4物質についても全ての地点で指針値を下回りました。

この他、環境基準等の評価値が設定されていない有害大気汚染物質のうち、優先的に対策に取り組むべきとされる物質のうち11物質について、モニタリング調査を実施しました。これらの物質は、すべて全国の検出濃度範囲内でした。（環境保全課）

表 環境基準が定められている物質の調査結果

調査物質	地域分類	調査地点	年平均値			平成17年度 環境基準 達成状況	環境基準
			年度				
			15	16	17		
ベンゼン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境	北部大気測定局	1.1	0.87	1.1		年平均値 3以下
		中部大気測定局	1.4	1.2	1.5		
		南部大気測定局	1.8	1.4	1.7		
	沿道	福祉センター	2.2	1.8	2.1		
		寿恵野小学校	-	-	1.5		
トリクロロ エチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境	北部大気測定局	0.32	0.28	0.39		年平均値 200以下
		中部大気測定局	0.44	0.31	0.46		
		南部大気測定局	0.50	0.52	0.57		
	沿道	福祉センター	-	0.27	0.43		
テトラク ロエチ レン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境	北部大気測定局	0.14	0.12	0.17		年平均値 200以下
		中部大気測定局	0.19	0.13	0.22		
		南部大気測定局	0.25	0.15	0.24		
	沿道	福祉センター	-	0.14	0.24		
ジクロロ メタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境	北部大気測定局	1.7	1.3	1.8		年平均値 100以下
		中部大気測定局	2.1	1.6	2.3		
		南部大気測定局	2.6	1.9	2.6		
	沿道	福祉センター	-	1.3	2.1		

(注1)  $1\mu\text{g}$  (マイクログラム); 100万分の1g

(注2) 達成状況欄は、年平均値が環境基準を下回った場合は、上回った場合は×とした。

(注3) 環境基準は年平均値で評価する。

(注4) 年平均値算出にあたり、検出下限値未満が存在する場合は当該下限値に1/2を乗じて得た値を用いた。

表 指針値が定められている物質の調査結果

調査物質	地域分類	調査地点	年平均値			平成 17 年度 指針値 達成状況	指針値
			年度				
			15	16	17		
アクリロ ニトリル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境	北部大気測定局	0.20	0.066	0.028		年平均値 2 以下
		中部大気測定局	0.19	0.062	0.034		
		南部大気測定局	0.26	0.088	0.053		
	沿道	福祉センター	-	0.078	0.034		
塩化ビニ ル モノマー ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	一般環境	北部大気測定局	0.013	0.0050	0.020		年平均値 10 以下
		中部大気測定局	0.025	0.0048	0.018		
		南部大気測定局	0.014	0.0052	0.020		
	沿道	福祉センター	-	0.0052	0.019		
水銀及び その化合 物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	一般環境	北部大気測定局	1.9	2.4	1.9		年平均値 40 以下
		中部大気測定局	2.0	2.3	1.9		
		南部大気測定局	2.0	2.3	2.1		
	沿道	福祉センター	-	2.2	2.0		
ニッケル 化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	一般環境	北部大気測定局	-	2.0	4.2		年平均値 25 以下
		中部大気測定局	1.9	2.1	5.0		
		南部大気測定局	-	3.4	5.8		
	沿道	福祉センター	-	2.1	5.4		

(注5)  $1\mu\text{g}$  (マイクログラム); 100 万分の  $1\text{g}$ ,  $1\text{ng}$  (ナノグラム); 10 億分の  $1\text{g}$

(注6) 達成状況欄は、年平均値が指針値を下回った場合は、上回った場合は×とした。

(注7) 指針値は年平均値で評価する。

(注8) 年平均値算出にあたり、検出下限値未満が存在する場合は当該下限値に 1/2 を乗じて得た値を用いた。

### 3 自動車排出ガス調査

自動車排出ガスによる大気汚染の状況を把握するため、交通量の多い道路の沿線で調査を実施しました。平成 17 年度は、国道 153 号線を対象に市民文化会館で 3 週間にわたって調査しましたが、環境基準を上回る値は観測されませんでした。近隣一般局の中部大気測定局と比べると、光化学オキシダント、一酸化窒素及び二酸化窒素など自動車排出ガスの影響が大きい項目の測定値が高い状況にありました。(環境保全課)

### 4 大気環境の保全

地域の大気環境を保全するためには、移動発生源、固定発生源等から排出されるばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質を削減する必要があります。大気の汚染は、従来から対策が進められてきた地域的な汚染問題にとどまらず、酸性雨による影響等広域的な問題になっています。またオゾン層の保護、温暖化防止対策等の地球環境問題への対応も重要な課題となっています。

( 1 ) 事業場対策

市は、市内の工場・事業場に設置される一定規模以上のばい煙発生施設等( ボイラー等 )を対象に、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき排出規制を行っています。

平成 17 年度末現在、市内には、大気汚染防止法に基づくばい煙及び粉じん発生施設は 1,619 施設、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙及び粉じん等発生施設は 1,941 施設あります。

平成 17 年度は、立入調査等を 82 件実施し、必要に応じ事業者に対して指導を行いました。

また、大気汚染物質排出の実態を把握するため、市内のばい煙発生施設設置事業者を対象に排出量調査を実施しました。( 環境保全課 )

表 ばい煙・粉じん発生施設数(平成 17 年度末現在)

大気汚染防止法ばい煙発生施設		大気汚染防止法粉じん発生施設		県民の生活環境の保全等に関する条例該当施設	
ばい煙発生施設	施設数	粉じん発生施設	施設数	特定施設	施設数
1	ボイラー	一般粉じん発生施設		ばい煙発生施設	343
5	溶解炉	2	堆積場	粉じん発生施設	1,583
6	金属加熱炉	3	ベルトコンベア・バケットコンベア	炭化水素系物質発生施設	15
7	加熱炉	4	破砕機・塵砕機	合計	1,941
9	焼成炉、溶融炉	5	ふるい		
10	直火炉	合計			
11	乾燥炉		206		
13	廃棄物焼却炉				
24	鉛溶解炉				
29	ガスタービン				
30	ディーゼル機関				
31	ガス機関				
合計					
	1,413				

表 大気汚染防止のための調査実績(平成 17 年度)

立入調査の種類	件数	調査概要
総数	82	
法令に基づく調査	82	法又は県条例対象施設設置工場・事業場への立入調査
うち 大気汚染防止月間の調査	( 7 )	燃料の使用量が増加し大気汚染が進む 12 月の大気汚染防止月間に、重点的に立入調査

## (2) 最新規制適合車等早期代替促進費補助制度

平成 14 年 9 月から平成 18 年 3 月まで、中小企業等の事業者が最新規制適合車への早期代替を促進する補助制度を設けました。最新規制適合車の購入者に対してその購入費の一部を補助することにより、自動車からの排出物質の低減を図りました。

平成 17 年度の補助台数は 16 台、補助合計額は 7,105 千円でした。

なお、この制度は平成 18 年 3 月 31 日をもって終了しました。(環境保全課)

### 【最新規制適合車等早期代替促進費補助制度の概要】

補助対象者	中小企業等の事業者(個人は対象外)
対象自動車	ディーゼル普通貨物自動車等で、自動車NOx・PM法で定める使用期限の翌日から起算して2年以上前の買替え
補助金額	車両本体及び架装に掛かる費用の10%(上限額は100万円)

表 補助制度の利用状況

	補助台数	補助金額(千円)
H14年度	106	76,583
H15年度	79	57,954
H16年度	23	18,921
H17年度	16	7,105
全実績	224	160,563

## (3) 窒素酸化物及び粒子状物質低減装置導入費補助制度

平成 16 年 10 月から平成 18 年 3 月まで、中小企業者等の事業者が車種規制を受ける貨物自動車等の使用過程車に早期に低減装置を装着する場合、装着費用の一部を補助する制度を設けました。低減装置の装着者に対してその装着費の一部を補助することにより、自動車からの排出物質の低減を図りました。

平成 17 年度の補助申請はありませんでした。

(平成 16 年度実績 補助台数 2 台、補助合計額 1,000 千円)

なお、この制度は平成 18 年 3 月 31 日をもって終了しました。(環境保全課)

### 【窒素酸化物及び粒子状物質低減装置導入費補助制度の概要】

補助対象者	中小企業等の事業者(個人は対象外)
対象自動車	ディーゼル普通貨物自動車等の使用過程車で、自動車NOx・PM法で定める使用期限の翌日から起算して1年以上前の低減装置の装着
補助金額	装着するNOx・PM低減装置の価格(装着費用を含む)にかかる費用の1/2(上限額は50万円)

## 第4節 水質汚濁の防止・河川等の水質浄化

### 1 河川水質調査

#### (1) 河川水質調査結果の概要

水質汚濁防止法に基づき、市内の公共用水域における水質汚濁の状況について、水質調査を実施し、河川の水質状況の把握に努めています。

平成17年度に市内主要30河川1池のうち40地点で調査したところ、カドミウム、鉛等の「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」は、すべての河川において環境基準に適合しました。また、「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」が類型指定されている矢作川等の8河川について、汚濁の代表的指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)では、すべての地点で環境基準に適合しました。pH(水素イオン濃度)は、介木川(万町浄水場取入口)において適合率92%でしたが、その他の地点については、適合率100%でした。(環境保全課)

表 河川水質の環境基準の適合状況(平成17年度)

河川名	地点名	類型	摘要	pH	BOD [mg/ℓ]	SS [mg/ℓ]	DO [mg/ℓ]	大腸菌群数 [MPN/100mℓ]
矢作川	富国橋	A	上段:年平均 下段:適合率	7.4 (100%)	1.1 ○	2 (100%)	11 (100%)	260 (100%)
	豊田大橋	A	上段:年平均 下段:適合率	7.3 (100%)	1.2 ○	2 (100%)	11 (100%)	—
	有平橋	A	上段:年平均 下段:適合率	7.1 (100%)	1.6 ○	2 (100%)	11 (100%)	—
犬伏川	犬伏橋	A	上段:年平均 下段:適合率	7.5 (100%)	0.9 ○	1 (100%)	10 (100%)	2,100 (33%)
巴川	滝穂橋	A	上段:年平均 下段:適合率	7.1 (100%)	0.8 ○	1 (100%)	10 (100%)	—
	足助近岡	A	上段:年平均 下段:適合率	7.2 (100%)	1.1 ○	1 (100%)	11 (100%)	—
	下山境	A	上段:年平均 下段:適合率	7.0 (100%)	1.0 ○	1 (100%)	11 (100%)	—
	香恋の里	A	上段:年平均 下段:適合率	7.0 (100%)	0.9 ○	2 (100%)	10 (100%)	—
逢妻女川	御乗替橋	D	上段:年平均 下段:適合率	7.1 (100%)	6.7 ○	8 (100%)	9.7 (100%)	—
	駒新橋	D	上段:年平均 下段:適合率	7.5 (100%)	6.7 ○	7 (100%)	10 (100%)	—
逢妻男川	宮前橋	D	上段:年平均 下段:適合率	6.9 (100%)	5.1 ○	5 (100%)	9.0 (100%)	—
	雲目橋	D	上段:年平均 下段:適合率	7.3 (100%)	6.0 ○	5 (100%)	9.8 (100%)	—
猿渡川	千石橋	D	上段:年平均 下段:適合率	7.6 (100%)	4.1 ○	5 (100%)	10 (100%)	—
介木川	小渡新橋	A	上段:年平均 下段:適合率	7.2 (100%)	0.8 ○	1 (100%)	11 (100%)	17,000 (0%)
	万町浄水場	A	上段:年平均 下段:適合率	7.3 (92%)	0.8 ○	1 (100%)	10 (100%)	1,700 (50%)
木瀬川	堀越橋	A	上段:年平均 下段:適合率	7.4 (100%)	1.1 ○	1 (100%)	10 (100%)	2,900 (17%)

河川名	地点名	類型	摘要	pH	BOD [mg/ℓ]	SS [mg/ℓ]	DO [mg/ℓ]	大腸菌群数 [MPN/100mℓ]
【参考】 生活環境の保全に 関する環境基準 (河川、抜粋)	A			6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100mℓ 以下
	D			6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—

- ・ BODに関して、上段 測定結果の75%水質値  
下段 環境基準への評価結果
- ・ 適合率[%] = (総検体数 - 環境基準を超えた検体数) / 総検体数 × 100

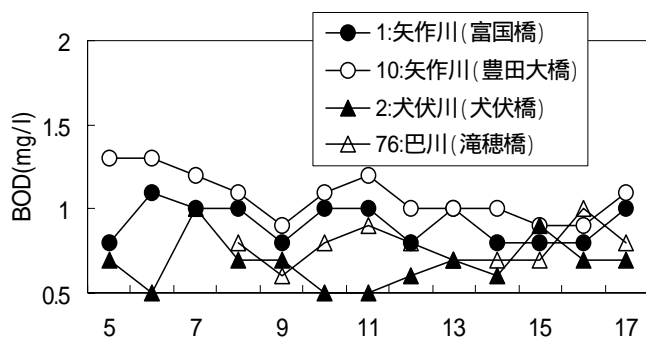
【環境基準等について】

- ・ 「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」は、有害物質に係る基準で、人の健康の観点から維持されることが望ましいとしてカドミウムや鉛等26項目について定められ、すべての河川等に適用される。
- ・ 「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」は、水道、水産、工業、農業用水利用などの利用目的に応じた水域類型が設けられ、各々の水域ごとに基準が定められている。水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数の5項目である。本市では、矢作川、犬伏川、巴川、逢妻女川、逢妻男川、猿渡川、介木川、木瀬川の8河川に適用されている。
- ・ BOD（生物化学的酸素要求量）：好氣的微生物が有機物を分解する時に消費する酸素量のこと、水中の酸素量の変化を測定することにより有機物の量を把握するもの。BODの値が高くなるほど、汚濁していることになる。
- ・ BODの環境基準評価は、全データのうち小さい方から75%にあたるデータ値（75%水質値）で行う。

（2）A類型に指定される河川

豊田市内でA類型に指定される河川は矢作川、犬伏川、巴川、介木川及び木瀬川の5河川であり、BODの年平均値は1mg/ℓ付近を推移しています。（環境保全課）

A類型河川の経年変化

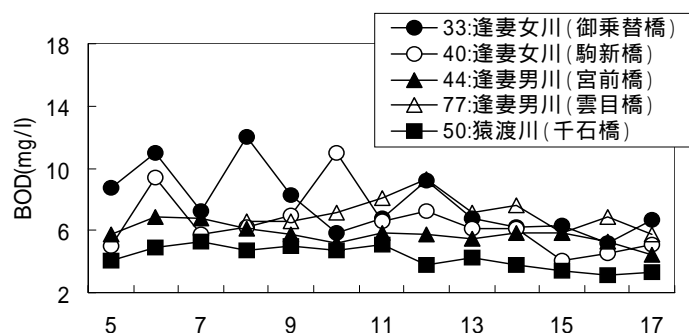


（3）D類型に指定される河川

D類型に指定される河川は逢妻女川、逢妻男川及び猿渡川の3河川です。

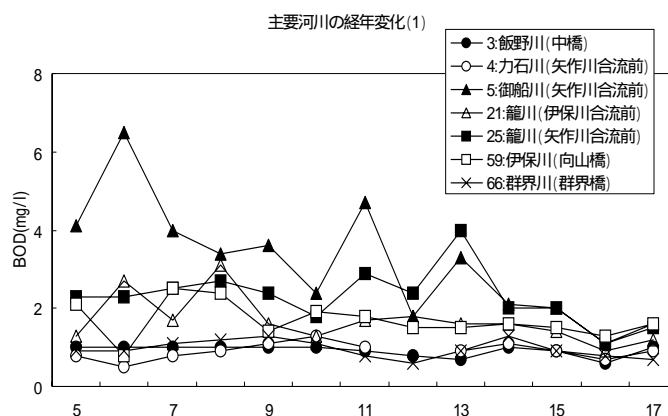
BOD年平均値の経年変化については、変動はあるものの、概ね横ばいで推移しています。（環境保全課）

D類型河川の経年変化

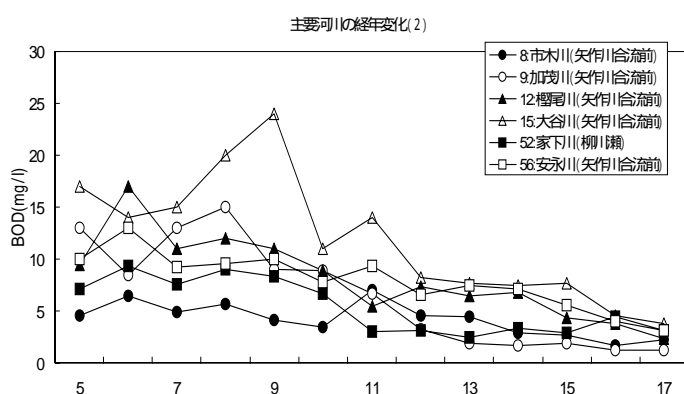


#### (4) 市内の主要な河川

豊田市中心部を流れる河川については、BOD値は概ね横ばいで推移しています。



豊田市南部を流れる河川については、BOD値は横ばい、もしくはやや減少傾向のみられる地点もあります。



合併に伴い、平成17年度より豊田市北部を流れる河川について調査を開始しました。(環境保全課)

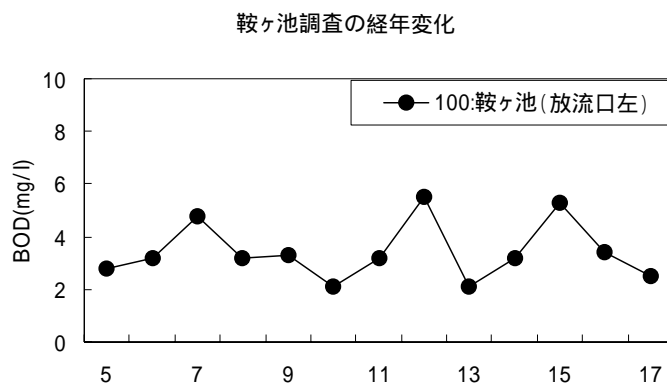
表 主要河川の水質調査結果

河川名	地点名	BOD (年平均値) [mg/ℓ]
野入川	矢作川合流前	0.7
名倉川	宮古橋	0.5
段戸川	矢作川合流前	0.5
明智川	矢作川合流前	0.7
田代川	葎磨橋	0.7
井の平川	日沢橋	0.5
山田川	御船川合流前	2.7
西中山川	御船川合流前	3.0
足助川	交流館裏	1.2
阿摺川	月原橋	0.6



### (5) 鞍ヶ池調査

BOD年平均値の経年変化については、変動はあるものの概ね横ばいで推移しています。(環境保全課)



## 2 工場・事業場対策

### (1) 特定事業場（水質汚濁防止法）

公共用水域の水質保全を目的として、水質汚濁防止法により、工場・事業場の排水規制が行われています。平成17年度末現在、市内には水質汚濁防止法に基づく特定事業場が1,007事業場あります。

(環境保全課)

【特定事業場数】平成17年度末現在	
○水質汚濁防止法で定める特定事業場 …… 1,007 事業場	
	{ 矢作川水域… 702 事業場 }
	{ 境川等水域… 305 事業場 }
○うち規制対象事業場（排水基準適用）… 319 事業場	
○公害防止協定締結事業場 … 55 事業場（覚書締結事業場4事業場を含む）	

表 水質汚濁防止法特定事業場数（平成17年度末現在）

特定施設	事業場数 (内規制対象)	特定施設	事業場数 (内規制対象)
1-2 畜産農業又はサービス業	50(2)	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	50(33)
2 畜産食料品製造業	4(2)	66 電気メッキ施設	15(14)
3 水産食料品製造業	1(1)	66-2 旅館業	122(22)
4 保存食料品製造業	8(1)	66-3 共同調理場	6(4)
5 みそ、しょう油等製造業	5(4)	66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業	6(2)
8 パン若しくは菓子の製造業	4(0)	66-5 飲食店	37(16)
10 飲料製造業	4(0)	67 洗たく業	65(6)
16 めん類製造業	4(1)	68 写真現像業	48(2)
17 豆腐又は煮豆の製造業	17(1)	68-2 病院（病床数が300以上）	2(0)
23-2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業	6(1)	69 と畜業又はへい獣取扱業	1(1)
27 無機化学工業製品製造業	3(1)	70-2 自動車分解整備施設	6(0)
38 石けん製造業	1(0)	71 自動式車両洗浄施設	172(5)
46 有機化学工業製品製造業	1(1)	71-2 科学技術に関する試験・研究機関	11(5)
54 セメント製品製造業	7(6)	71-3 一般廃棄物処理施設、焼却施設	2(0)
55 生コンクリート製造業	19(18)	71-4 産業廃棄物処理施設	6(4)
58 窯業原料の精製業	33(33)	71-5 TCE・PCEによる洗浄施設	4(4)
59 砕石業	2(2)	71-6 TCE・PCEによる蒸留施設	1(1)
60 砂利採取業	9(9)	72 し尿処理施設	58(54)
62 非鉄金属製造業	1(1)	73 下水道終末処理施設	2(2)
63 金属製品製造業又は機械器具製造業	20(14)	74 特定処理施設から排出される水の処理施設	3(2)
64-2 水道施設、工業用水道施設	4(0)	— 指定地域特定施設	187(44)
		合計	1,007(319)

\* 特定施設：汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めたもの

\* 特定事業場：特定施設を設置している工場・事業場

## (2) 事業場等発生源対策

### 法令に基づく規制・指導

河川や湖沼、海の水質汚濁防止を図っていくため、汚水を排出する恐れのある工場・事業場、浄化槽等の水質について報告を求めたり、自治体職員が立入検査を行うことについて、水質汚濁防止法で定められています。

市では、特定事業場等に対し、市職員による立入検査や排水検査、適正管理指導を行っています。平成17年度は、延べ355事業場の立入検査を実施し、108事業場について排水の水質検査を行いました。検査の結果、延べ18事業場において排水基準違反があり、原因は排水処理施設の維持管理上の問題でした。基準違反の汚水の排出、排水処理施設の不適正管理等があった事業場に対しては、文書等による改善指導等を行い、水質汚濁の防止と法の主旨の徹底に努めました。(環境保全課)

#### 【排水基準不適合項目】(平成17年度)

生物化学的酸素要求量 (BOD)	…	7件 (行政指導)
浮遊物質 (SS)	…	8件 (行政指導)
化学的酸素要求量 (COD)	…	1件 (行政指導)
窒素含有量	…	2件 (行政指導)
磷含有量	…	2件 (行政指導)
有害物質	…	4件 (行政指導)

※ 重複している項目があります。

## (3) 公害防止協定及び覚書に基づく指導

水質に係る公害防止協定締結事業場55事業場(覚書締結事業場4事業場を含む)のうち、36事業場(延べ49事業所)の立入検査を実施しました。その結果、水質汚濁防止法等に規定された基準値より厳しい協定値及び覚書値を超過した事業場が5事業場ありました(うち1事業場は上乘せ基準違反)。原因は排水処理施設の維持管理上の問題でした。協定値違反の汚水の排出、排水処理施設の不適正管理等があった事業場に対しては、文書等による改善指導等を行いました。

また、農薬使用に関する協定を締結している市内19ゴルフ場の排水等において、春と秋に延べ31農薬109検体のゴルフ場農薬調査を実施しました。その結果、全てのゴルフ場で、国が定めた暫定指導指針値及びゴルフ場と市との間で定めた指針値より厳しい値である協定値を超えることはありませんでした。(環境保全課)

### 3 生活排水対策

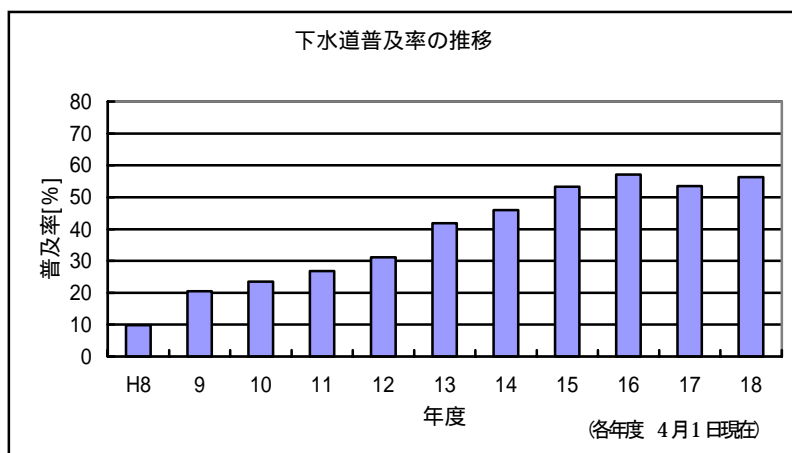
水質調査結果や統計情報を基に、BOD値を指標として市域の汚濁負荷量を推計（水質汚濁情報システム）した結果によると、市内で排出される水の汚濁負荷の最大の発生源は、家庭系の生活排水で、約半分を占めています。生活排水の中では、し尿よりも、台所や風呂場から出る生活雑排水が大きな原因です。

水の汚濁を防ぐため、生活排水対策推進計画や下水道整備計画に基づき、地区ごとの特性を考慮して処理手法を選択し、生活排水対策や下水道整備を進めています。（下水道管理課）

#### （1）下水道整備

矢作川・境川流域下水道の上流部に位置する豊田市は、流域関連公共下水道の整備区域の拡大が遅れており、市民の強い要望を受け、下水道整備に重点を置いています。公共下水道の供用開始は、昭和63年4月、緊急処理対策事業として整備した中心市街地の単独公共下水道が最初で、その後、平成6年1月からの境川処理区に続き、平成9年3月より矢作川処理区の両流域下水道が供用開始しており、順次供用開始区域の拡大に努めています。平成17年度には、計162haの面整備（平山、浄水、三軒、深田西、宮口南、本田、竹元）及び延長4,174mの主要幹線の整備を行いました。

（下水道建設課）



**公共下水道の普及率**

全国平均= 69.3%  
(平成17年度末)

愛知県平均= 64.1%  
(平成17年度末)

豊田市平均= 56.3%  
(平成17年度末)

表 豊田市の下水道（平成18年4月1日現在）

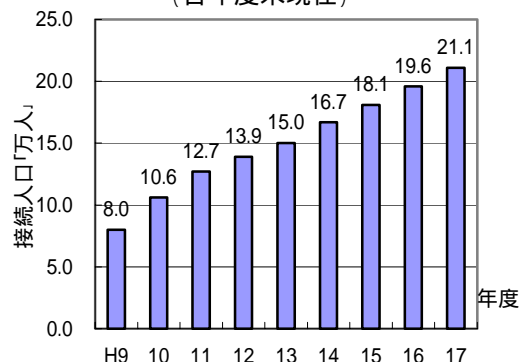
種別		対象地区・処理場	各処理施設の人口割合	公共下水道普及率	汚水処理人口普及率	
公共下水道	単独公共下水道	豊田終末処理場	7.9%	56.3%	76.3%	
	流域関連公共下水道	矢作川処理区	矢作川浄化センター			35.3%
		境川処理区	境川浄化センター			12.8%
	特定環境保全公共下水道	鞍ヶ池浄化センター	0.3%			
その他の汚水処理施設	農業集落排水処理施設	伊保ほか6地区	2.9%			
	コミュニティ・プラント	2地区	0.8%			
	合併処理浄化槽		16.3%			

下水道普及率[%] = (下水道処理区域内人口) ÷ (総人口) × 100

## (2) 下水道への接続促進

下水道が整備され供用開始の告示があると、くみ取り便所の場合は3年以内に、浄化槽の場合は速やかに下水道に接続する義務が生じます。下水道への接続促進のため、次のような様々な啓発を行っています。また、市職員及び相談員の戸別訪問による接続促進をきめこまかく実施し、右図のとおり着実な成果を上げています。本市の多岐にわたる「下水道PR活動」が評価され、平成10年9月、下水道普及啓発部門において建設大臣賞を受賞しました。

図 下水道接続人口の推移  
(各年度末現在)



### 【豊田市『下水道PR活動』の内容】

- 下水道標語の募集、最優秀作品「下水道のびゆく街のパートナー」をPRグッズに活用
- 下水道イメージキャラクター「ミカホちゃん」を名刺や帽子、Tシャツなどへ使用
- 下水道イメージソング「ふるさとの流れに…」を様々な催しで活用
- 下水道の日（毎年9月10日）での駅前街頭PR
- 下水道フェアを下水道整備中又は完了地区において開催
- CATV、全戸配布の市広報誌への情報提供
- 社会科授業用補助教材を通じ、各家庭へ下水道PR
- 小学生対象に下水道PRポスターの募集、優秀作品は巡回掲示後、下水道工事現場へ看板化掲示
- 豊田終末処理場で小学生や一般向けの施設見学会実施
- 夏休み親子下水道エコツアー（流域下水道処理場と碧南市海浜水族館で施設見学と学習）
- 汚泥肥料の配布
- 「供用開始のおしらせ」と一緒に、チラシやパンフレット等の送付



ミカホちゃん

## (3) 下水道の適正管理

公共下水道のうち流域関連公共下水道の管理は県が、その他については市が行っており、運転を委託管理しています。地域下水道として位置づけている農業集落排水処理施設やコミュニティプラント及び市へ管理移管された501人槽以上の共同し尿浄化槽については、その運転管理を（財）豊田市汚水処理施設管理公社に委託し、適正管理に努めています。平成18年3月現在の対象施設数は14施設です。（下水道管理課）

表 下水道処理施設の管理状況（平成17年度）

下水道処理施設	処理水量	汚泥量	汚泥の処分
豊田終末処理場	370万 m <sup>3</sup>	脱水ケーキ 2,695 t	脱水ケーキで陸上埋立（多治見市）
鞍ヶ池浄化センター	13万 m <sup>3</sup>	濃縮汚泥 1,212 t	濃縮汚泥を逢妻衛生処理組合へ
市管理地域下水道 計14施設 ( 農業集落排水処理施設 6 コミュニティプラント 2 共同し尿浄化槽 6 )	177万 m <sup>3</sup>	濃縮汚泥 11,395 t	バキューム車で逢妻衛生処理組合へ搬入

#### (4) 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道等の整備計画のない区域及び整備時期未定区域における生活排水対策として、昭和63年度から補助制度を設け、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。(平成17年度末現在5,979基)

特に、下水道整備計画のない区域では、平成13年度から窒素除去能力のある「高度処理型合併処理浄化槽」の設置を促進するように補助制度を見直し、積極的に事業を推進しています。

(下水道管理課)

表 合併処理浄化槽設置費補助事業の推移 (単位: 基数)

年度	～12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	合計
補助基数	2,942	582	535	581	583	756	5,979

#### (5) 浄化槽の管理

浄化槽法等関係法令に基づく届出を受理するとともに、浄化槽の適正な維持管理を推進するため、浄化槽管理者(使用者)に対し、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査を実施するように、指導、啓発を行っています。(下水道管理課)

表 指導啓発実績 (平成17年度)

文書送付数	13,772通
水質検査数	200基

## 第5節 地下水汚染、地盤沈下の防止

### 1 地下水

#### (1) 平成17年度地下水質測定計画に基づく調査

平成元年度から、水質汚濁防止法に基づき愛知県が策定した「地下水質測定計画」に沿って調査を実施しています。平成17年度は、市内を5kmメッシュに区切ったうち15地点(井戸)で、概況調査を行いました。

地点番号	メッシュ	調査地点
①	D40B	若林東町
②	D41A	野見山町
③	D42C	蕪木町
④	D43	神殿町
⑤	D51A	御船町
⑥	D51C	陣中町
⑦	D51D	保見町
⑧	D52C	桑原田町
⑨	D52D	栃ノ沢町
⑩	D61A	折平町
⑪	D62B	大坪町
⑫	D62D	千洗町
⑬	D72	東郷町
⑭	D74C	大野瀬町
◎	D40B	前林町

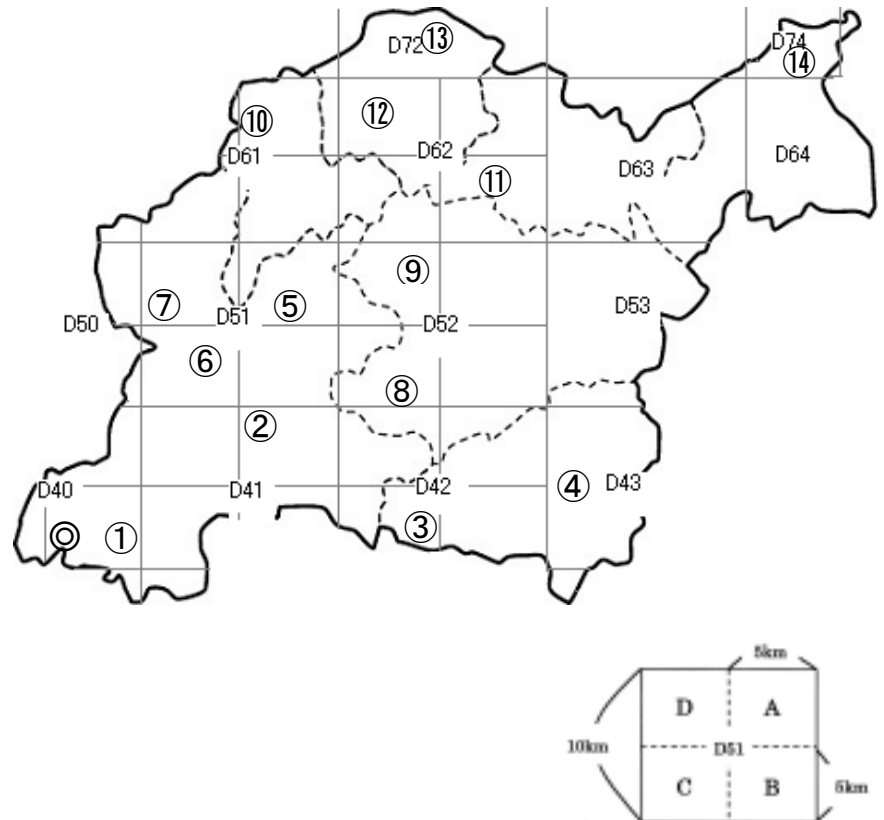


図 平成17年度概況調査地点 (○：メッシュ調査、◎：定点調査)

15井戸でカドミウム、トリクロロエチレン等の環境基準が設定されている25項目について水質調査を実施したところ、4井戸において環境基準が超過した項目がありました(概況調査)。

このため、これら4井戸においてそれぞれ汚染井戸周辺調査を実施したところ、37井戸中8井戸に環境基準の超過がみられました。これらの汚染地域の井戸に関しては、今後も監視していきます。

(汚染井戸周辺地区調査)

また、過去の概況調査において環境基準を超過した項目がみられた地域の汚染状況を監視するため、9井戸の水質調査を行いました。引き続き2井戸で環境基準を超過していました(定期モニタリング調査)。

(環境保全課)

表 地下水質測定計画調査の概要（平成 17 年度）

調査区分		目的	調査 井戸数		環境基準 超過井戸数	
平成 17 年 度地下水 質測定計 画に基づ く調査	概況 調査	メッシュ 調査	市内を 5km メッシュに区切り、市内の全体的 な地下水質の概況を把握するための調査	14	15	4
		定点調査	同一地点における地下水質の経年的変化を把 握するための調査	1		0
	汚染井戸周辺地区調 査	概況調査において、汚染が発見された場合に 行う周辺調査	37		8	
	定期モニタリング調 査	汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染 の継続的監視のために行う調査	9		2	

表 汚染井戸周辺地区調査結果（平成 17 年度） 単位：mg/ℓ

調査地域	物質名	調査 井戸数※	環境基準 超過井戸数	原因
蕪木町	砒素	6	0	自然的要因と 推定
御船町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	0	不明
陣中町	トリクロロエチレン	18	6	不明
野見山町	トリクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	8	2	不明

※発端井戸は含まない

表 定期モニタリング調査結果（平成 17 年度） 単位：mg/ℓ

調査地点	物質名	環境基準	濃度
猿投町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	8.3
寺部町			7.6
舞木町			9.2
九久平町 1			9.9
九久平町 2			11
田平沢町			1.4
迫町	鉛	0.01 以下	<0.005
木瀬町			0.009
高岡町	総水銀	0.0005 以下	0.0008



## (2) 地下水質監視調査

平成 10 年度以降に、複数の企業から市に事業所内の土壌・地下水状況に関する報告がありました。平成 15 年 10 月に「県民の生活環境の保全等に関する条例」が施行され、土壌・地下水汚染の報告が義務付けられ、平成 17 年度には 3 社から敷地内における土壌汚染の状況や、土壌対策措置の内容が報告されました。市は、報告を受け直ちに周辺の地下水調査を実施したところ、周辺地域で飲用井戸や新たな汚染井戸は確認されませんでした。

また、市は過去に報告のあった企業から定期的に状況報告を受けるとともに、立入調査等を実施して、報告内容等の確認を行いました。加えて、報告のあった事業所周辺の井戸で水質監視調査を実施しており、平成 17 年度に、8 地区 43 井戸で調査した結果、4 地区 15 井戸で環境基準を超過しました。

市は、今後も継続的に環境基準を超過した井戸の監視及び自主報告のあった事業所への立入りを行っていきます。(環境保全課)

表 監視調査概要

調査地区数	8 地区 43 井戸
環境基準の超過地区数	4 地区 15 井戸

調査項目 (環境基準値)	調査結果	環境基準超過 地区数	環境基準超過 地区名	超過 井戸数
トリクロロエチレン (0.03mg/ℓ 以下)	<0.002 ~ 0.53 mg/ℓ	4 地区 11 井戸	元町・トヨタ町等地区	6 井戸
			上郷町地区	2 井戸
			高丘新町等地区	1 井戸
			吉原町地区	2 井戸
テトラクロロエチレン (0.01mg/ℓ 以下)	<0.0005 ~ 0.082mg/ℓ	2 地区 4 井戸	元町・トヨタ町等地区	3 井戸
			高丘新町等地区	1 井戸
1,1-ジクロロエチレン (0.02mg/ℓ 以下)	<0.002 ~ 0.034 mg/ℓ	2 地区 2 井戸	元町・トヨタ町等地区	1 井戸
			吉原町地区	1 井戸
シス-1,2-ジクロロエチレン (0.04mg/ℓ 以下)	<0.004~ 0.054 mg/ℓ	1 地区 1 井戸	吉原町地区	1 井戸

※環境基準の超過地区数及び井戸数は、重複地点あり

## 2 地盤沈下

地盤沈下は、主に地下水の汲上げによる広域的な地下水位の低下が原因で発生します。本市では、これまで地盤沈下による被害は報告されていません。

本市は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」による揚水規制区域には指定されていませんが、水量測定器の設置義務区域になっています。そのため、揚水機の吐出口の断面積が 19cm<sup>2</sup> を超える設備を設置する場合は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量の測定と報告をすることになります。(環境保全課)

## 第 6 節 騒音・振動、悪臭などの防止

### 1 騒音・振動

#### ( 1 ) 交通環境調査

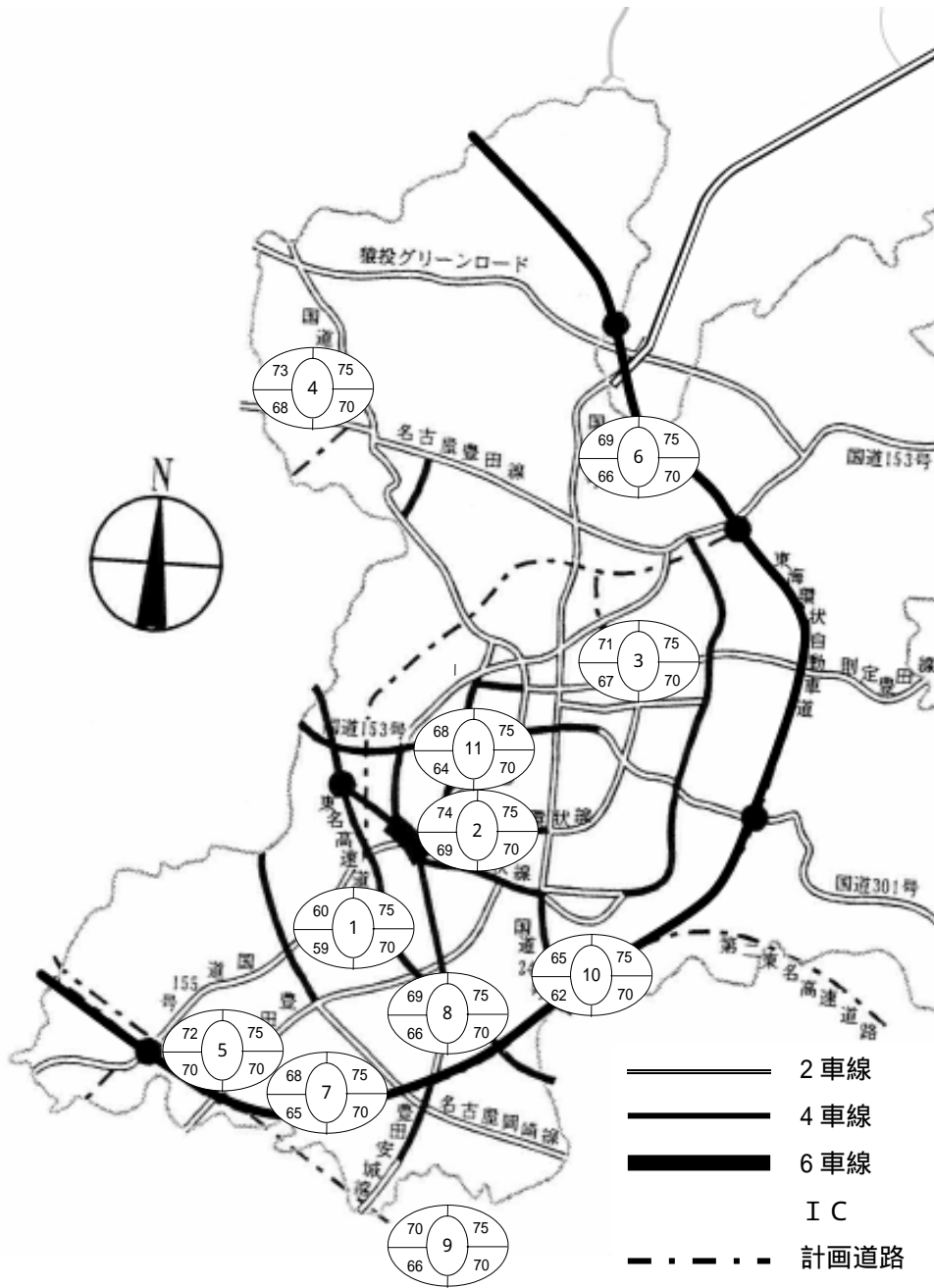
##### 自動車騒音・道路交通振動調査

交通量の多い幹線道路周辺環境把握のため、自動車騒音の要請限度と道路交通振動の要請限度の適合状況を把握するため、毎年、調査を実施しています。

平成 12 年度に自動車騒音調査に関する自動車騒音に係る要請限度、測定方法、区域区分及び時間区分等が改正されました。

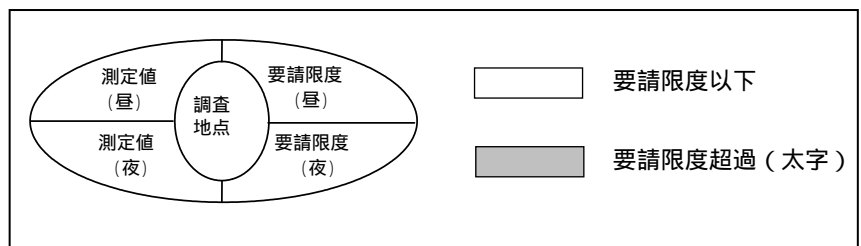
平成 17 年度の自動車騒音調査では、11 地点において調査した結果、昼間・夜間とも要請限度にすべて適合しました。一般国道、県道、市道では、昼間の騒音レベルが高く、夜間は昼間より 4 dB 前後低い値になる傾向が見られます。

平成 17 年度道路交通振動調査では、調査した 3 地点とも道路交通振動の要請限度に適合していました。この結果は昨年と変化はなく、市内ほぼ全域で要請限度を超過する地点はないものと考えられます。( 環境保全課 )



東名高速道路  
 国道153号(1)  
 国道153号(2)  
 国道155号(2)  
 国道155号(3)  
 国道419号(2)  
 名古屋岡崎線  
 豊田安城線(1)  
 岡崎豊明線  
 県道豊田環状線  
 市道大洞筋違橋線

図 平成17年度自動車騒音調査結果



要請限度：道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時に、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請し、又は道路管理者・関係行政機関の長に当該道路部分の改善等に関し意見を述べる事ができる限度をいう。  
 騒音及び振動に関して、区域の区分ごとに、昼間、夜間それぞれの時間帯における要請限度値が定められている。

表 自動車騒音調査結果 - 要請限度適合状況 - (平成17年度)

測定地点			区域の区分	適合状況	騒音レベル [dB]		
					昼間	夜間	
1	東名高速道路	豊田市聖心町4丁目	c区域 (幹線道路)		測定値	60	59
					要請限度値	75	70
2	国道153号(1)	豊田市小川町1丁目	b区域 (幹線道路)		測定値	74	69
					要請限度値	75	70
3	国道153号(2)	豊田市平戸橋町太戸	b区域 (幹線道路)		測定値	71	67
					要請限度値	75	70
4	国道155号(2)	豊田市八草町森下	a区域 (幹線道路)		測定値	73	68
					要請限度値	75	70
5	国道155号(3)	豊田市本町神岡	b区域 (幹線道路)		測定値	72	70
					要請限度値	75	70
6	国道419号(2)	豊田市西中山町稲場	b区域 (幹線道路)		測定値	69	66
					要請限度値	75	70
7	主要地方道 名古屋岡崎線	豊田市若林西町池ノ上	b区域 (幹線道路)		測定値	68	65
					要請限度値	75	70
8	主要地方道 豊田安城線(1)	豊田市竜神町飛越	b区域 (幹線道路)		測定値	69	66
					要請限度値	75	70
9	一般県道 岡崎豊明線	豊田市上郷町藪間	b区域 (幹線道路)		測定値	70	66
					要請限度値	75	70
10	一般県道 豊田環状線	豊田市前山町3丁目	b区域 (幹線道路)		測定値	65	62
					要請限度値	75	70
11	市道 大洞筋違橋線	豊田市小坂町2丁目	b区域 (幹線道路)		測定値	68	64
					要請限度値	75	70

適合状況： ..適合 ..いずれかの時間帯で不適合 網かけ.. 要請限度値を超過したものの

表 道路交通振動調査結果 - 要請限度適合状況 - (平成17年度)

測定地点			区域の区分	適合状況	振動レベル [dB]		
					昼	夜	
5	国道155号(3)	豊田市本町神岡	第1種区域		測定値	43	38
					要請限度値	65	60
6	国道419号(2)	豊田市西中山町稲場	第1種区域		測定値	41	39
					要請限度値	65	60
9	一般県道 岡崎豊明線	豊田市上郷町藪間	第1種区域		測定値	41	36
					要請限度値	65	60

適合状況： ..適合 ..いずれかの時間帯で不適合 網かけ.. 要請限度値を超過したものの

## 環境騒音調査

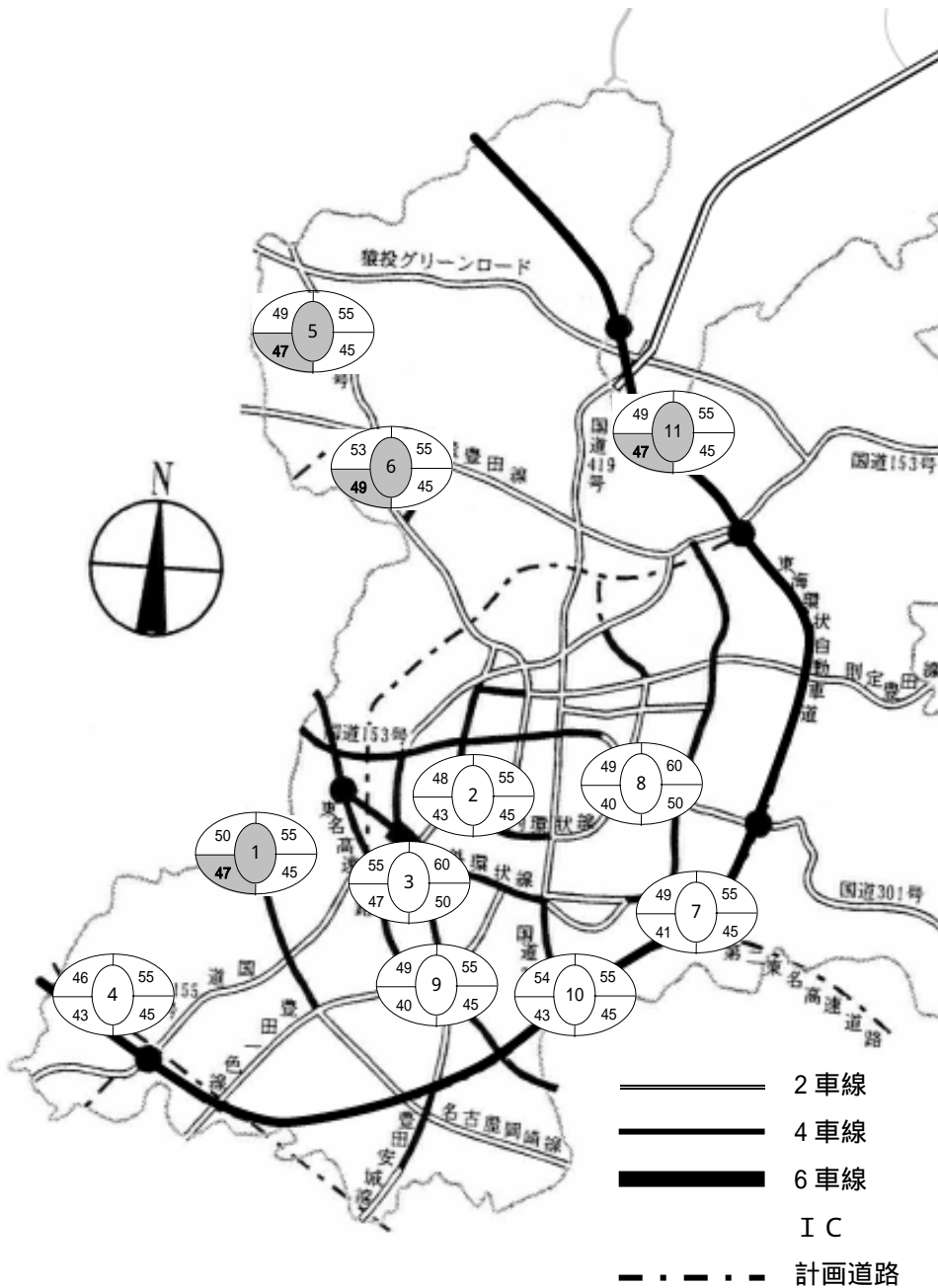
環境基本法により、騒音については、一般地域と道路に面する地域に環境基準が定められています。平成 17 年度は、一般地域にあたる 11 地点の調査をした結果、昼間・夜間とも環境基準に適合した割合は、63.6%でした。また、道路に面する地域にあたる 11 区間の調査をして、面的評価を行いました。その結果、昼間・夜間とも環境基準を達成した割合は 75.2%でした。(環境保全課)

表 環境騒音調査結果 環境基準との適合状況 (平成 17 年度)

単位: dB

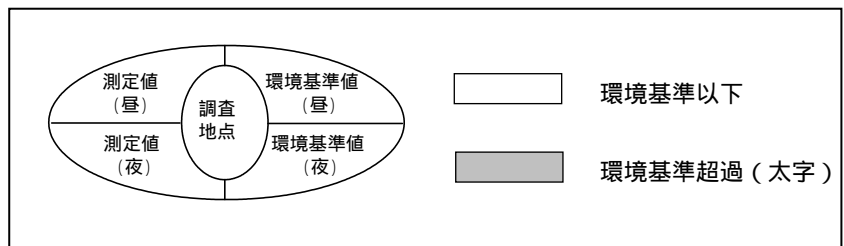
一般地域 (11 地点)				
類型	項目	昼間	夜間	昼間・夜間
A	時間帯平均値 / 環境基準値	49 / 55	44 / 45	
	適合率 (適合地点数 / 測定地点数)	100% (6/6)	50.0% (3/6)	50.0% (3/6)
B	時間帯平均値 / 環境基準値	52 / 55	45 / 45	
	適合率 (適合地点数 / 測定地点数)	100% (3/3)	66.6% (2/3)	66.6% (2/3)
C	時間帯平均値 / 環境基準値	52 / 60	44 / 50	
	適合率 (適合地点数 / 測定地点数)	100% (2/2)	100% (2/2)	100% (2/2)
合 計		100.0% (11/11)	63.6% (7/11)	63.6% (7/11)
道路に面する地域 (11 区間)				
評価区間内全戸数		2,293 戸		
環境基準達成戸数		1,934 戸	1,725 戸	1,725 戸
環境基準達成率		84.3%	75.2%	75.2%
<p><b>【環境騒音調査概要】</b></p> <p>市域を 1km メッシュに分割し、その中から地域を代表する地点を選定し、環境騒音調査を実施            調査地点数...環境基準に係る地点 22 地点 (一般の地域 11 地点、道路に面する地域 11 区間)            調査実施時間帯...昼間 6:00~22:00、夜間 22:00~6:00            道路に面する地域の面的評価。            道路に面する地域について、一定地域内の全ての住居等のうち騒音レベルが基準値を超過する戸数及びその割合により評価するもの。</p>				

表 騒音に係る環境基準 (p72) を参照



- 豊田市田中町3丁目
- 豊田市錦町1丁目
- 豊田市緑ヶ丘2丁目
- 豊田市西岡町保ヶ山
- 豊田市八草町割田
- 豊田市保見町北山
- 豊田市五ヶ丘3丁目
- 豊田市神池町2丁目
- 豊田市永覚新町3丁目
- 豊田市鶯鴨町畔畑
- 豊田市西中山町後田

図 平成 17 年度環境騒音調査結果（一般地域）



< 参考 >

表 騒音に係る環境基準

( 単位 : dB )

類型	該 当 地 域	基 準 値				
		一 般 地 域		道 路 に 面 す る 地 域		
		昼間	夜間	地 域 区 分	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下	2車線以上の車線を 有する道路に面す る地域	60 以下	55 以下
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定め られていない地域			2車線以上の車線を 有する道路に面す る地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 以下	50 以下	車線を有する道路 に面する地域		

幹線交通を担う道路に 近接する空間における特例 ( 全地域共通 )	70 以下	65 以下	(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。
---	----------	----------	---

幹線交通を担う道路：(1)道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)

(2)上記に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

時間区分：昼間...6：00～22：00 夜間...22：00～6：00

( 2 ) 騒音・振動対策

事業所対策

事業者が金属加工機械等の特定施設を設置する場合、施設の規模、能力等の届出を行うことや規制値を遵守することが、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により義務づけられています。

市は、公害の発生防止や改善のため、必要な事業所への立入調査、測定及び指導等を行っています。(環境保全課)

表 騒音・振動関係届出状況（事業所数と施設数）（平成 17 年度末現在）

騒音規制法 特定施設			振動規制法 特定施設			
	騒音規制法 特定施設	県 条 例 騒音発生施設		振動規制法 特定施設	県 条 例 振動発生施設	
事業所数	851	694	事業所数	641	789	
施設数	6,762	13,221	施設数	5,985	14,686	
施 設 名	1 金 属 加 工 機 械	2,984	3,681	1 金 属 加 工 機 械	3,355	3,698
	2 (法)圧縮機及び送風機 ( 条 例 ) 冷 却 機	2,303	2,953	2 圧 縮 機 及 び 冷 凍 機	1,340	3,373
	3 土石又は鉱物用の破碎機、磨砕 機、ふるい及び分級機	215	127	3 土石又は鉱物用の破碎機、 磨砕機、ふるい及び分級機	211	159
	4 織 機	11	1	4 織 機	3	1
	5 建設用資材製造機械	88	10	5 コンクリートブロックマシン	10	0
	6 穀 物 用 製 粉 機	2	20	6 木 材 加 工 機 械	3	0
	7 木 材 加 工 機 械	120	28	7 印 刷 機 械	121	3
	8 抄 紙 機	2	0	8 ゴム練用又は合成 樹脂用のロール機	1	0
	9 印 刷 機 械	171	13	9 合成樹脂用射出成形機	915	456
	10 合成樹脂用射出成形機	854	580	10 鑄 造 造 形 機	26	16
	11 鑄 造 造 形 機	12	66	11 穀 物 用 製 粉 機		1
	12 ディーゼルエンジン及び ガソリンエンジン		138	12 ディーゼルエンジン及び ガソリンエンジン		192
	13 送 風 機 及 び 排 風 機		5,048	13 送 風 機 及 び 排 風 機		6,787
	14 走 行 ク レ ー ン		472			
	15 洗 び ん 機		2			
	16 真 空 ポ ン プ		82			

### 特定建設作業

道路工事等の土木作業や建物等の建設作業は、一定の期間中に行われる一過性のものですが、大きな騒音や振動を発生する恐れのある機械類が使用されるため、周辺住民の生活環境に少なからず影響を与える懸念があります。くい打ち等の特定建設作業を行う場合には、騒音規制法、振動規制法、及び県民の生活環境の保全等に関する条例によって、施工者は特定建設作業実施の届出及び規制基準の遵守が義務づけられています。

市では、届出の受理を行うとともに、低騒音型機械の使用や騒音、振動の少ない工法の活用等について指導を行っています。

平成 17 年度の特定建設作業実施に係る届出の内訳は、騒音については騒音規制法 1,309 件、県民の生活環境の保全等に関する条例 3,669 件、振動については振動規制法 447 件、県民の生活環境の保全等に関する条例 119 件でした。（環境保全課）



## 2 悪臭対策

感覚公害にあたる悪臭は、特に個人差により悪臭としてのとらえ方に差が生じやすく、かつ、悪臭の発生源は多種多様で防止対策も難しいことから、悪臭公害の解決は容易ではありません。

悪臭防止法によって、事業場にはアンモニア、硫化水素等 22 物質の特定悪臭物質の排出規制が適用されます。また、県民の生活環境の保全等に関する条例により、一定規模以上の畜産業等の悪臭関係工場の事業者は、事業内容等の届出が義務づけられています。市内には、悪臭関係工場が 86 事業場あります。

平成 17 年度は、延べ 41 事業場について立入調査を行い、悪臭対策の周知徹底や指導等を行いました。(環境保全課)

表 悪臭関係工場等届出状況(平成 17 年度)

業 種	悪臭関係工場数 (平成 18 年 3 月)	
畜 産 業	養 豚	4
	養 鶏	21
	酪 農	44
飼料、肥料製造業	2	
ゴム製品製造業	2	
鋳物製造業	3	
し尿処理場	1	
ごみ処理場	3	
終末処理場	2	
合 計	82	

## 第7節 近隣公害対策

### 1 公害に関する苦情

市民から寄せられる公害に関する苦情相談は、生活に密着したものが多く、原因や被害状況も多種にわたっています。

平成17年度の苦情相談件数は440件でした。

苦情の種類としては、野外焼却等に起因する大気汚染183件(42%)、悪臭106件(24%)及び騒音92件(21%)に関する苦情が、全体の8割以上を占めました。(環境保全課)

表 公害に関する苦情受付件数(平成17年度)

種類	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	主な原因
大気	140	145	162	131	183	野焼きや焼却炉のばい煙 廃材・プラスチック等の屋外焼却
水質	28	17	33	22	33	油類の流出、排水、建設工事に伴う汚濁水の流出
騒音	58	68	60	80	92	工場の作業音、建設の作業音、飲食店のカラオケ
振動	5	13	8	9	5	建設作業、通過車輛
悪臭	66	58	63	64	106	畜産、工場、排水、野外焼却
その他	18	79	15	31	78	廃棄物、電波障害、害虫の発生
合計	288	332	302	294	440	

苦情受付件数は、苦情の種類が重複しているものがあり、合計件数と一致しないことがあります。

### 2 ごみ散乱防止対策

空き缶等ごみの散乱を防止し快適な生活環境を確保するため、「豊田市の環境を守り育てる条例」を定め、市民への啓発に努めています。(清掃業務課)

**【空き缶等ごみ散乱防止対策】**

啓発活動  
犬のフン防止看板の配布  
ポケット灰皿の配布

### 3 あき地環境保全

あき地の管理を適正に行わないで放置しておくと、雑草などが生い茂り、害虫の発生やごみなどの不法投棄が行われたり、火災若しくは犯罪の原因となるなど、生活環境に重大な支障が生じる恐れがあります。

本市では、市民の快適で清潔な生活環境を保全するため、「豊田市の環境を守り育てる条例」を制定し、あき地の所有者又は管理者が、あき地が放置状態にならないように維持管理する義務があることを定めています。条例に基づき、あき地の維持管理が不良状態にあるとき又はその恐れがあるときは指導や勧告を行い、あき地の環境保全に努めています。

平成17年度は、45件の指導助言を行いました。(清掃業務課)

## 第 8 節 化学物質対策

### 1 ダイオキシン類

#### (1) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるため、「ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という）」が平成 12 年 1 月 15 日から施行され、国を挙げてダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等について対策が進められています。

また、法の中で大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という）が設定された他、法第 26 条第 1 項で、環境中のダイオキシン類の常時監視についても規定されています。

本市では、大気環境については平成 10 年度から、水環境と土壌環境については平成 12 年度から調査を実施しています。平成 17 年度の調査結果は、次のとおりです。（環境保全課）

#### ①大気環境について

平成 17 年度は、北部大気測定局（加納町）、中部大気測定局（三軒町）、南部大気測定局（竹元町）及び藤岡支所（藤岡飯野町）の 4 地点で年 4 回調査したところ、各調査地点の年平均値は 0.017～0.034 pg-TEQ/m<sup>3</sup> でした。これらすべての地点において、大気環境基準（年平均値で 0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下）を下回りました。

また、平成 17 年度の調査結果は、前年度の調査結果（0.027～0.043 pg-TEQ/m<sup>3</sup>）、「平成 16 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）」の全国平均値と比較しても同程度でした。

#### ②水環境について

河川水質は、矢作川、逢妻女川及び逢妻男川の 3 地点で年 2 回水質調査をしたところ、年平均値は 0.12～0.46 pg-TEQ/l であり、すべての地点において水質環境基準（年平均値で 1 pg-TEQ/l 以下）を下回りました。

河川底質は、河川水質と同地点で冬期に調査したところ、調査結果は 0.30～0.42 pg-TEQ/g の範囲であり、底質環境基準（150 pg-TEQ/g）を下回りました。

地下水質は、折平町、陣中町、若林東町及び蕪木町地内の 4 地点で年 1 回調査したところ、調査結果は 0.052～0.054 pg-TEQ/l の範囲でした。これら全ての地点において水質環境基準（年平均値で 1 pg-TEQ/l 以下）を下回りました。

なお、「平成 16 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）」と比較すると、河川水質と地下水質については同程度であり、河川底質については下回りました。

#### ③土壌環境について

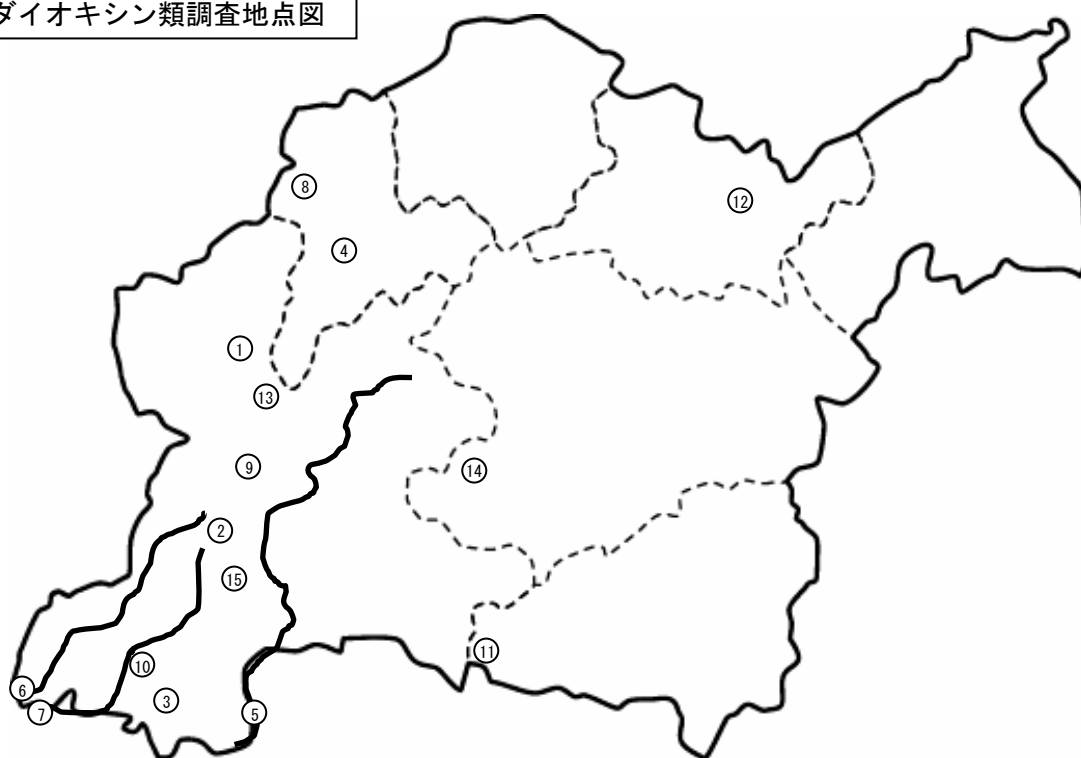
土壌環境は、旭高原元気村（旭八幡町）、豊田市運動公園（高町）、則定小学校（則定町）及び山之手ちびっこ広場（山之手）の 4 地点で年 1 回調査した結果は、0.0080～0.23 pg-TEQ/g であり、土壌環境基準（1,000 pg-TEQ/g 以下）及び調査指標値（250 pg-TEQ/g）を下回りました。「平成 16 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）」と比較しても低い値でした。

表 調査結果の概要（平成 17 年度）

調査区分	地点数	濃度範囲	全国平均	環境基準
大気環境 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	4	0.017~0.034	0.058	0.6 以下
水環境	河川水質 (pg-TEQ/l)	3	0.12~0.46	1 以下
	河川底質 (pg-TEQ/g)	3	0.30~0.42	150 以下
	地下水質 (pg-TEQ/l)	4	0.052~0.054	1 以下
土壌環境 (pg-TEQ/g)	4	0.0080~0.23	2.2	1,000 以下

※ TEQ：毒性等量

ダイオキシン類調査地点図



記号	調査区分	地点名	記号	調査区分	地点名
①	大気	豊田市北部大気測定局	⑧	水 (地下水質)	折平町地内
②		豊田市中部大気測定局	⑨		陣中町地内
③		豊田市南部大気測定局	⑩		若林東町地内
④		藤岡支所	⑪		蕪木町地内
⑤	水 (河川水質・底質)	矢作川（天神橋）	⑫	土壌	旭高原元気村
⑥		逢妻女川（駒新橋）	⑬		豊田市運動公園
⑦		逢妻男川（雲目橋）	⑭		則定小学校
		⑮	山之手ちびっこ広場		

## (2) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設設置事業者は、毎年1回以上排出ガス、排水、及びばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定を実施し、測定結果を市に報告することとされています。

平成17年度に事業者が行った測定については、廃棄物焼却炉等57施設の排出ガスについて市に報告があり、測定結果は全て排出基準に適合していました。また、廃棄物焼却炉から発生する燃え殻や集じん機で集められたばいじんについては、24施設から報告があり、すべての施設において処理基準に適合していました。

また、市は、廃棄物焼却炉1施設とアルミニウム合金製造施設1施設の排出ガスについて行政検査を実施しました。その結果、検査した施設は排出基準に適合しました。

平成17年度末現在の届出施設数については、大気基準適用施設62施設、水質基準対象施設50施設が届出されています。

廃棄物焼却炉は、法が施行された平成11年度末当時では205施設が設置されていましたが、平成14年12月から適用された排出基準の強化等によりその数は減少し、平成17年度末時点では27施設が設置されています。(環境保全課)

表 特定施設設置数 (平成17年度末現在)

大気基準適用施設							水質基準対象施設						
特定施設種類	施設数						特定施設種類	施設数					
	H12	H13	H14	H15	H16	H17		H12	H13	H14	H15	H16	H17
アルミニウム合金製造施設	35	36	36	35	34	35	アルミニウム合金製造施設の廃ガス洗浄施設等	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉	58	42	24	27	26	27	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	8	6	4	9	8	10
計	93	78	60	62	60	62	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	0	0	0	0	40	40
							計	8	6	4	9	48	50

## (3) 渡刈清掃工場におけるダイオキシン類削減対策

渡刈清掃工場のごみ焼却施設におけるダイオキシン類の削減対策として、平成9年度に焼却炉の燃焼改善を行っています。平成10年度から平成11年度では、排出ガス減温装置の設置、電気集じん機からろ過式集じん機への更新、活性炭吹き込み装置の設置などの削減対策を実施しました。渡刈清掃工場の排出ガス調査を実施した結果は、規制基準に適合しています。(清掃工場)

表 渡刈清掃工場排出ガス測定結果 (平成17年度)

炉	測定日	ばいじん [g/m <sup>3</sup> N]	硫黄酸化物 [K]	窒素酸化物 [ppm]	塩化水素 [mg/m <sup>3</sup> N]	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m <sup>3</sup> N]
1号炉	H18.2.3	0.001	0.024	190	19	0.011
2号炉	H18.2.3	0.001	0.017	150	14	0.063
規制基準		0.08	9	250	700	1

#### (4) 藤岡プラントにおけるダイオキシン類削減対策

藤岡プラントのごみ焼却施設におけるダイオキシン類の削減対策として、平成6年度に万全の公害防止設備を整えた3号炉を供用開始しました。老朽化した1、2号炉は平成8年度から2カ年にわたり改造し、焼却炉の燃焼改善、排出ガス減温装置の設置、電気集じん機からろ過式集じん機への更新、有害ガス除去装置の設置などの削減対策を実施しました。藤岡プラントの排出ガス調査を実施した結果は、規制基準に適合しています。(清掃工場)

表 藤岡プラント排出ガス測定結果(平成17年度)

炉	測定日	ばいじん [g/m <sup>3</sup> N]	硫酸化物 [K]	窒素酸化物 [ppm]	塩化水素 [mg/m <sup>3</sup> N]	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m <sup>3</sup> N]
1号炉	H17.11.30	0.003未満	0.14	52	140	0.056* <sup>1</sup>
2号炉	H17.11.30	0.002未満	0.13	27	86	0.042* <sup>2</sup>
3号炉	H17.11.30	0.003未満	0.13	120	32	0.077* <sup>3</sup>
規制基準		0.15	17.5	250	700	5

備考 1 ダイオキシン類のみH17.10.13測定  
2 ダイオキシン類のみH17.10.17測定  
3 ダイオキシン類のみH17.10.19測定

## 2 PCB調査

PCBは、製造と使用が禁止されてから、長期間に渡って保管が義務づけられてきましたが、平成10年度の厚生省の実態調査で多くのPCB廃棄物が不明・紛失していることが判明し、PCBの環境中への拡散による環境汚染のリスク拡大が懸念されています。

そして、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、PCB廃棄物保管事業者に15年以内の処理が義務づけられるとともに、PCB廃棄物に関する届出等によって、その保管量や保管状況が明らかになってきました。

現在、本市において、日本環境安全事業(株)によって東海4県を対象とした豊田PCB廃棄物処理施設が運転されています。処理施設の付近を始めとした市内の一般環境中でPCBの状況調査を行いました。

平成17年度の調査では、すべての調査地点でPCBが検出されました。検出されたPCB濃度は、環境省が公表した全国調査結果の範囲内であり、全国的にみても一般的な濃度レベルです。

(環境保全課)

表 PCB調査結果一覧(平成17年度)

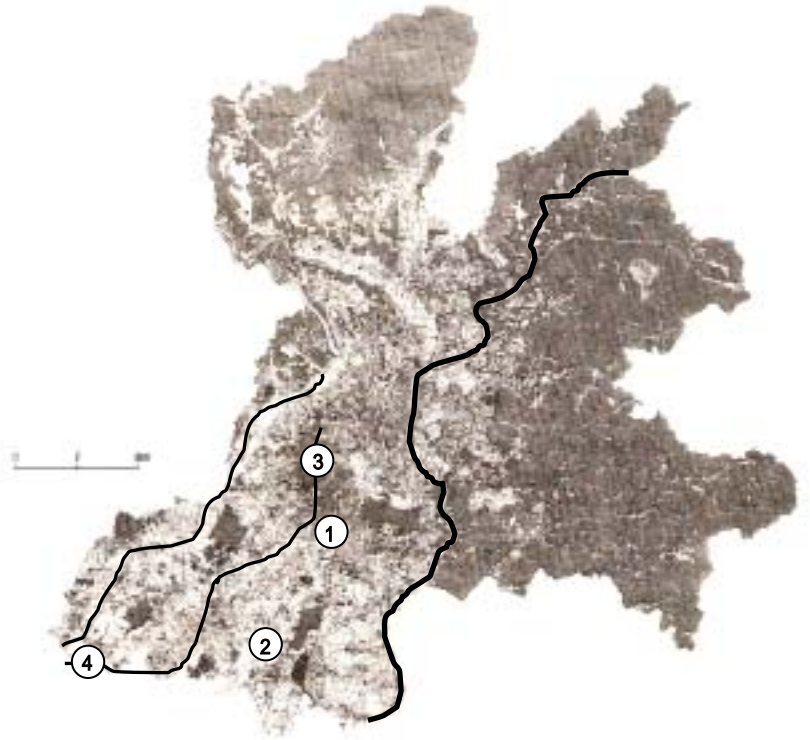
調査区分	地点数	調査項目* <sup>1</sup>	調査結果		全国調査結果* <sup>2</sup>
			範囲	平均値	
大気	2	Co-PCBs (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.0015~0.0035	0.0030	—
		PCB総量 (pg/m <sup>3</sup> )	110~570	270	17~2,600
河川水質	2	Co-PCBs (pg-TEQ/l)	0.033~0.075	0.054	—
		PCB総量 (pg/l)	320~1,300	820	230~3,100
河川底質	2	Co-PCBs (pg-TEQ/g)	0.089~0.13	0.11	—
		PCB総量 (pg/g)	1,800~6,700	4,300	39~5,600,000
土壌	1	Co-PCBs (pg-TEQ/g)	0.070	—	—
		PCB総量 (pg/g)	220	—	—

\*<sup>1</sup> Co-PCBはTEQ(毒性等量)で、PCB総量は濃度で表す。

\*<sup>2</sup> 環境省 平成15年度モニタリング調査結果

PCB環境調査地点図

調査地点		調査区分
①	山之手小学校	大気、土壌
②	南部大気測定局	大気
③	逢妻男川(PCB 廃棄物 処理施設 直近)	河川水質・底質
④	逢妻男川(雲目橋)	河川水質・底質



### 3 P R T R 制度

P R T R 制度とは、毎年、どのような化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るための仕組みです。平成 11 年に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、対象化学物質や届出をしなければならない事業者などが決められています。届出対象業種は 23 業種、届出対象化学物質は、第一種指定化学物質（354 物質）、特定第一種指定化学物質（12 物質）になります。

P R T R 制度によって、事業所は使用している化学物質の種類や排出量を把握することで、無駄を省くなど、自主的な管理が進みます。

平成 17 年度には、平成 16 年 4 月から平成 17 年 3 月までの 1 年間の排出量及び移動量について、173 の事業所から届出がありました。（環境保全課）

#### （1）届出排出量及び移動量

届出排出量・移動量の合計は、4,600 t となっています。

排出量は、3,800 t、移動量は、780 t でした。なお、土壌への排出、下水道への移動及び当該事業所内での埋立て処分の届出はありませんでした。（環境保全課）

届出排出量（3,800 t）の内訳		届出移動量（780 t）の内訳	
大気への排出	3,800 t	外への移動	780 t
公共用水域への排出	25 t		

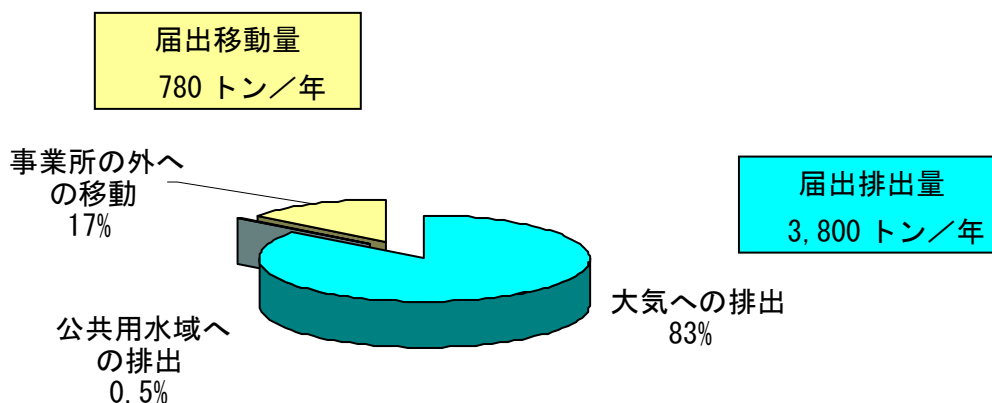


図 届出排出量及び移動量の内訳



(2) 届出排出量及び移動量の合計の多い物質

届出排出量及び移動量の合計の多い上位 10 物質とその排出量は、下図のとおりです。

届出排出量及び移動量の合計の多い順にトルエン 2,100 t、キシレン 1,400 t、エチルベンゼン 490 t、1,3,5-トリメチルベンゼン 100 t、エチレングリコール 72 t の順になっています。

(環境保全課)

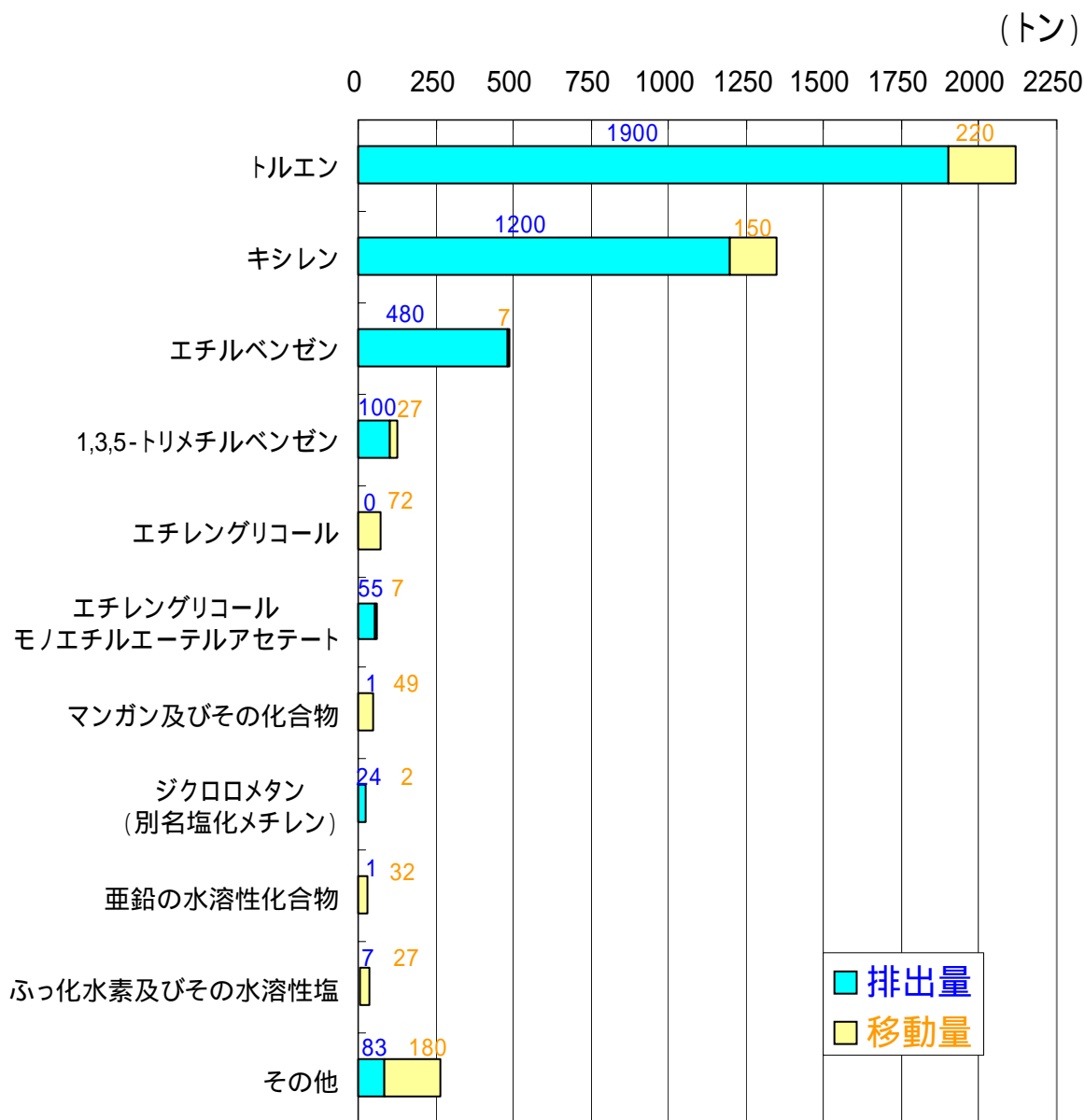


図 届出排出量及び移動量の合計

## 第5章 快適で魅力あふれる環境が整備されたまちづくり

### 緑のネットワークの形成

#### 1 緑化の推進

都市の緑は、市民生活に潤いと安らぎを与え、豊かな人間性を育むには欠くことのできないものであり、本市では、第6次豊田市総合計画で掲げる「豊かな自然と調和する環境にやさしいまち」、豊田市環境基本計画で掲げる「豊かな自然と共生するまち」の実現をめざしています。豊田市緑の基本計画で、緑の将来像を市民一人当たりの公園、緑地等の確保面積 25 m<sup>2</sup>/人、市街地面積に対する緑地の割合 25%の維持を「人と緑が活きるまち・2525 とよた」として、2010年までの基本目標に掲げ、公園や緑地の整備、公共施設の緑化、市民の緑化意識向上のための施策を積極的に行っています。

(公園課)

#### (1) 公共施設の緑化

公園、緑地、学校、道路、交流館などの公共用地の緑化を推進しています。  
平成17年度は、32事業で高木1,684本、低木14,344本を植栽しました。

表 公共施設緑化の主なもの(平成17年度)

公共用地	整備状況(平成17年度末)
公園、緑地	枝下緑道整備工事始め17事業 高木818本、低木5,518本植栽 都市公園面積430.58ha、10.37m <sup>2</sup> /人
道路	市道(仮)四郷貝津線道路新設工事始め10事業 高木709本、低木5,434本植栽
河川	河川環境整備事業始め2事業 高木51本、低木1,236本植栽
公共施設	巴ヶ丘小学校外構整備工事始め3事業 高木106本、低木2,156本植栽

#### (2) 樹木の配布

##### 記念樹の配布

出生、結婚、転入、新築をされた方に、記念として緑化木の苗木を配布しています。届出をされた市の窓口で記念樹引換券を渡し、豊田市西山公園で交換しています。平成17年度は、ケヤキ、ゲッケイジュ、サルスベリ、サザンカ、サツキ、ハナミズキ、アジサイ、ローズマリー、バラの9種、1,556本を配布しました。

また、新入学を祝って、新一年生に、記念樹として苗木を贈っています。平成17年度は、コデマリ、キンモクセイ、ハナミズキ、ベンジャミンの4種、4,351本を配布しました。

## 緑化木配布事業

緑化の普及、潤いと安らぎのあるまちづくりのため、県補助を受け苗木を配布しています。

### 【緑化木の配布】平成 17 年度

O ' 05 とよた緑花まつり	(5月27日)	サフィニア	1,000本	公園緑地協会
	(5月28日)	ハナミズキ	1,000本	公園課(県補助)
	(5月29日)	サフィニア	1,000本	公園緑地協会

## (3) フラワーロード事業

花の演出による道路環境整備を行い、快適で印象に残るもてなし空間の創出と、潤いと安らぎを感じることができるよう、フラワーロード(4路線)を平成16年度に選定しました。

平成17年度は、地元住民等の協力を得て、4路線で、17の花壇と約1,700のプランターの花飾りを実施しました。

国道153号の本新町地内にある中央分離帯に、草花などの植栽を行っています。平成17年度は、春にハナナ、夏～秋にヒマワリ、マリーゴールドなどを植栽し、通行する人が四季の花を楽しみました。

## 2 (財)豊田市公園緑地協会

### (1) 西山公園(都市緑化植物園:緑の相談所)

西山公園(西山町、6.4ha、市緑化センター)は、市民の緑化意識を高め、植栽知識の普及を進めることを目的とした都市緑化植物園です。市民へ緑化に関する正しい知識や情報を提供し、緑化相談や講習会を開催しています。

### (2) 豊田市みどりの推進基金

豊田市みどりの推進基金は、市民からの寄付と豊田市の出資金で積立てられた基金です。平成17年度末現在、基金の合計は、524,494,759円です。この果実(利子)を緑化推進事業に役立てています。(財)豊田市公園緑地協会が、基金の管理・運営を行い、事業を実施しています。

### (3) 緑の募金

区長会の協力により、緑の募金への家庭募金にご協力いただき、緑化の推進を図っています。

平成17年度は、募金総額24,287,633円で、(社)愛知県緑化推進委員会から20,644,487円の交付を受けました。この交付金は、豊田市みどりの推進基金の果実(利子)とともに、次のような緑化推進事業に役立てています。

#### 【豊田市みどりの推進基金及び緑の募金の交付金による事業】平成17年度実績

##### 05 とよた緑花まつり

市民に植木などを提供、緑化の普及を行う  
開催日:平成17年5月27日~5月29日  
場 所:豊田スタジアム  
参加者:約5万人

##### 各種園芸講座の開催

市民を対象に、四季折々の花や緑に関する園芸講座を開催し、植栽知識の普及を図る  
計21回開催、参加者593人

##### 緑化相談

木や花に関する相談や指導  
内容:庭木の樹種選定、害虫予防、手入れの仕方等  
相談件数:953件

##### 樹木植栽への助成

地域における緑の拠点づくりを進めるため、緑化事業に助成  
19自治区に、総額2,900,000円

##### 花いっぱい運動

市民参加による潤いのあるまちづくりをめざす

##### ●市民花壇コンクール

58団体が参加し、42団体表彰

##### ●花風景コンテスト

団体の部:14団体が参加し、11団体表彰  
個人の部:66人が参加し、25人表彰

##### ●草花の種子の配布

年3回、25品種50,240袋を配布

##### ●花いっぱい助成

花のあるまちづくりを図るため、花壇、プランターの設置及び花苗等に助成  
117団体に、総額8,934,000円

## 第6章 「環境都市・とよた」を築くため、参加と協働ができるまちづくり

### 第1節 環境情報の提供

#### 1 「環境報告書」等による情報公開

本市では、市の環境に関する施策を「環境報告書」として、清掃事業に関する施策を「清掃事業の概要」として冊子にまとめ広く公開しています。

同様に、毎年の大気、水質、騒音・振動などの環境調査を実施し、その結果も「環境調査報告書」として冊子にとりまとめ広く公開しています。

#### 2 ホームページによる情報公開・提供

市のホームページを通じて、各種環境調査の結果や市の施策・支援制度に関する情報提供、環境学習講座の開催案内や、環境学習に関する人材や教材などの情報提供を行っています。

図 環境部各課のトップページ <http://www.city.toyota.aichi.jp/>

環境政策課のトップページ



環境保全課のトップページ



廃棄物対策課のトップページ



清掃管理課のトップページ



清掃業務課のトップページ



清掃工場のトップページ



## 第2節 環境教育、環境学習の充実

### 1 学校の取組み

#### (1) 環境教育

本市の学校では、市内を流れる川の水質汚濁の調査、通学路や側溝の清掃活動、鳥の巣箱かけや給餌などの愛鳥活動など、自然保護や環境保全活動に取り組んでいます。また、小学校では平成15年度までに10校で野生の生き物が生きていくために必要なビオトープ（生物生息空間）を校内につくり、自然とともに生活することを重視した環境教育を進めています。現在、こうした体験的な活動を重視した環境教育の多くは、平成14年度から実施されている総合的な学習の時間に位置づけて実践しています。（環境政策課）

自然保護・環境保全を目的とした環境教育	
・ゲンジボタル等生きものの飼育・保護活動	・河川の水質汚濁の調査活動
・側溝、地下道、河川の清掃活動	・空き缶等リサイクル活動
・里山をはじめとする校区内のクリーン活動	・ごみの分別活動
・苗木の栽培、植樹等緑化活動	・残飯等の堆肥化
・探鳥会・巣箱づくり・給餌などの愛鳥活動	

ビオトープ設置校		
学校名	整備年度	活動状況
東広瀬小学校	昭和51年	自然観察クラブが水生生物等の調査
畝部小学校	平成10年	カワバタモロコの飼育/魚観察
堤小学校	平成12年	メダカ・ヤゴ・ザリガニなどの観察
寿恵野小学校	平成12年	水生生物等の観察/観察米づくり(5年生)
衣丘小学校	平成12年	水生生物等の観察/田んぼの整備(5年生)
拳母小学校	平成12年	水生生物等の観察/野鳥等の観察
加納小学校	平成12年	クロメダカ等の観察/草刈りなどの整備
上鷹見小学校	平成13年	カワバタモロコの観察
幸海小学校	平成13年	ヤゴ・メダカ・カワニナなどの観察
朝日小学校	平成14年	メダカ中心の生態系づくり/5年生が当番制で管理

## ( 2 ) 矢作川の小さな見張り番 - 西広瀬小学校の水質監視の取組み

昭和 51 年、西広瀬小学校の児童たちは、目の前を流れる矢作川が汚れているのに気づき、水遊びのできるきれいな川にしようと透視度による水質調査を始めました。この水質調査は、一日も休まず続けられ、平成 18 年 8 月 14 日で連続 11,000 日を達成しました。この活動は、流域の住民の共感を呼び、河川愛護運動のきっかけとなるとともに、環境保全活動の一つとして全国に紹介されています。平成 10 年度には日本水大賞の審査部会特別賞を受賞し、その後も様々な賞を受賞しています。

この活動を市民に紹介し河川愛護についての理解を深めるため、市役所ロビーに水質監視データ掲示板を設置し、西広瀬小学校の活動内容と、毎日送られてくる水の透視度を掲示しています。(環境政策課)



水質調査

## ( 3 ) 水生生物調査

水生生物調査は、河川に棲んでいる水生生物の種類や数を調べることで、理化学的な水質検査で分かるような瞬間の水質ではなく、その河川の継続的な水質汚濁状況を知るための調査です。

水がきれいであれば、きれいな水を好む生物が棲み、水が汚れていれば、汚い水でも耐えられる生物が棲むように、河川がそこに棲む生物の種類を決めています。水質の判定方法は、河川がそこに棲む生物の種類で特定できることを利用したもので、特別な装置や知識を必要としないため、誰でも気軽に行うことができます。

本市では、平成 6 年度に 2 校で調査を開始、以来順次実施校を増やしてきました。平成 17 年度は小学校 18 校で 19 河川 37 地点を調査し、その結果は、「きれいな水」と判定された地点が多かったものの、一部の地点では「大変きたない水」と判定された地点や川もありました。このような調査は、参加した子どもたちが、自分たちの住む地域の河川に様々な生物が棲んでいることを知り、身近な自然環境を守ることの大切さを理解する機会となっています。(環境政策課)



水生生物調査

表 水生生物調査結果（平成17年度）

河川名	小学校	参加人数	調査日	判 定		備 考
広見川	大畑	14人	7/6	地点1	きれいな水	-
				地点2	きれいな水	
				地点3	きたない水	
籠川	加納	41人	9/20	地点1	きれいな水	ボランティアの方のおかげで、生物の分類がよく分かった。
				地点2	少しきたない水	
飯野川	西広瀬	15人	6/28	地点1	きれいな水	3地点の結果の違いから、汚い原因は、生活排水だと気づくことができた。
				地点2	きれいな水	
				地点3	きたない水	
力石川	中金	6人	7/7	地点1	きれいな水	年々、水質が悪くなってきていると感じる。
桜田川 一の瀬川	上鷹見	18人	6/24	地点1	きれいな水	生き物はかなりいると感じるが、子どもが捕まえることができない。また、ヒメタイコウチがたくさん見つかった。
				地点2	少しきたない水	
				地点3	きたない水	
市木川	市木	119人	7/13	地点1	少しきたない水	前日が、雨天だったにもかかわらず、川の水位も濁りも普段とほとんど変わらず、調査しやすかった。
				地点2	きたない水	
				地点3	きたない水	
				地点4	大変きたない水	
白山川	幸海	27人	6/27	地点1	少しきたない水	マムシが出るので気をつけた。
仁王川	豊松	30人	7/29	地点1	きれいな水	日々の生活の中に、自然が多いこともあり、子どもたちは生き物の見つけ方が分かっていたようだ。自分たちの仁王川がきれいであることを知り、郷土に対する愛情を深めることができた。
				地点2	きれいな水	
				地点3	きれいな水	
滝川	九久平	29人	6/29	地点1	きれいな水	-
				地点2	きれいな水	
				地点3	きれいな水	
逢妻男川	土橋	80人	9/14	地点1	大変きたない川	-
山田川	中山	23人	9/13	地点1	少しきたない川	-
矢作川 支流 介木川	小渡	18人	6/14	地点1	きれいな川	-
				地点2	きれいな川	
				地点3	きれいな川	
阿摺川	御蔵	7人	9/26	地点1	きれいな川	石の裏に小さな生き物がたくさんいて、子どもたちはとても楽しんで活動していた。きれいな水と少し汚い水にいる生き物が多かった。
介木川	築羽	5人	7/11	地点1	きれいな川	水生生物の採取に意欲的に取り組み、様々な生物がいることに気づくことができた。また、身近な川・地域の川のごれに関心をもつことができた。
阿摺川	敷島	17人	9/9	地点1	きれいな川	水生昆虫等について、関心を深めることができた。自分たちの生活に身近な川について、よく見る機会が持ててよかった。
段戸川 菅生川 阿摺川	明和	30人	7/19	地点1	きれいな川	-
				地点2	きれいな川	
				地点3	きれいな川	
				地点4	きれいな川	
足助川	萩野	8人	9/15	地点1	きれいな川	-
郡界川	花山	34人	9/1	地点1	少しきたない川	-
合計	19 河川 (1校中止)	18校 521人	6/14～9/26		きれいな水	24
					少しきたない水	6
					きたない水	5
					大変きたない水	2



#### (4) こどもエコクラブ

次の世代を担う子どもたちが、環境を大切にする意識をもち、地域環境、地球環境に関する学習や活動を推進するため、環境省は「こどもエコクラブ事業」を通じて子どもたちの地域の中での主体的な活動を支援しており、市も事務局としてクラブに関する業務を行ってきました。

平成17年度の登録は16クラブ360人で、自然観察、野鳥観察、水生生物調査、ごみの調査、リサイクル活動など、活発な活動を行いました。また、3月に交流発表会を開催しました。

(環境政策課)

表 とよたこどもエコクラブ(平成17年度)

ク ラ ブ 名	子ども (人)	サポーター (人)	会員数 (人)	会 員 の 構 成
やはぎがわエコキッズ!	11	1	12	稲作及び農体験グループ仲間
市木Kids Eco-Club	2	1	3	家族
パードフィッシュ防衛隊	7	2	9	東広瀬小学校
東広瀬川調査隊	11	1	12	東広瀬小学校
世界守るぞエコ隊	16	1	17	小渡小学校
ささゆりクラブ	36	4	40	上鷹見小学校
地球を守るこどもたちネットワーク豊田	54	60	114	環境問題に興味のある親子
H O M E 藤沢 2005	20	4	24	藤沢小学校
地域にやさしい田小クラブ	8	1	9	田平沢小学校
敷島小学校エコクラブ	10	2	12	敷島小学校
プラナリア	3	1	4	近所のお友達・家族
がんばるエコ♡	4	5	9	近所のお友達・家族
tssyr	2	1	3	家族
水辺の防人	42	3	45	井郷中学校有志
ホタルこい	18	19	37	豊田市自然観察の森へ集う有志
いちキッコロ	9	1	10	近所のお友達・家族
合 計	253	107	360	

## 2 啓発イベント

### (1) こども環境サミット2005

7月26日(火)～29日(金)に豊田市、豊橋市、愛・地球博を会場として「こども環境サミット2005」が開催されました。

このサミットは「持続可能な社会に向けて行動を起こそう」をテーマに開催され、世界56カ国から752名の子どもと引率者が参加しました。世界から子どもたちが一同に会して環境に関する様々な経験や意見を共有し、お互いの理解を深めたり、友情を築き、地球規模で物事が考え行動できるようにすることを目的としています。

子どもたちの代表が自国で行なっている環境活動のプレゼンテーションを行ったり、ユニセフや世界銀行などによる世界規模で行なわれている環境活動の講演を聞くなど様々な体験をしました。また、実際の環境活動や自然に触れるためワークショップ(W S)やフィールドトリップ(F T)にも参加もしましたが、7月26日(火)に予定されていた豊田市でのW SやF Tは台風のため中止となりました。

豊田市からは、15名の子どもがサミットに参加し、世界の子どもたちと交流を図りました。

総括会議において、4つのデイテーマ(「エネルギー」「森林と生物多様性」「水」「リサイクル」)に沿った「コミットメント(私たちの宣言)」「ペティション(世界のリーダーへの要望)」から成る「こども環境サミット愛知宣言」を取りまとめました。

#### 『こども環境サミット』

この会議は1992年に「国連環境開発会議(地球サミット)」の決議を受け、国連環境計画(UNEP)が1995年以来開催しています。今回は6回目の開催となります。



#### 私たちの約束(Commitment)

私たち、こども環境サミット2005に参加した子どもたちは、次のことを約束します。

1. エネルギーを節約し、再生可能なエネルギー資源を利用します。
2. 毎月10本の木を植えます。また、絶滅の危機にある動物製品を使いません。
3. 水を上手に貯え、節水し、再利用することができる賢明な方法を学び、伝えます。
4. 環境にやさしい買い物袋を利用し、すべての廃棄物を分別してリサイクル・処理し、埋め立てゴミをできるだけ減らします。

### 3 啓発事業

#### ( 1 ) 小学生向け環境学習補助教材

将来を担う子どもたちが、できるだけ早い時期から環境への理解を深め、環境にやさしい行動が自然に身につくよう、小学生向け環境学習補助教材「ぼくもわたしもエコレンジャー」(小学4年生向け)、「めざせスーパーエコレンジャー」(小学6年生向け)を作成しています。

4年生向けは、「水」「ごみ」「自然観察」の三つのテーマ、6年生向けは、「エネルギー」「空気」「食べ物」の三つのテーマに分かれており、学校や家族みんなでそれぞれのテーマについて学んだり、調べたりできるようになっています。また、チェックシートでシールを貼りながら、環境に配慮した行動ができているかをチェックすることができ、環境にやさしい暮らし方を考える機会づくりをしています。(環境政策課)

#### ( 2 ) 大人向け環境家計簿

豊田市地球温暖化防止行動計画の市民向け普及啓発用に大人向け環境家計簿「エコライフ実践ノート」を作成しています。このノートは、すぐにできる実践メニューや実践の手助けになる記録をとるための環境家計簿で、出前講座などで普及啓発しています。希望者には無料で配布しています。

(環境政策課)

#### ( 3 ) 環境学習グッズの貸出・提供

自主的な環境学習を支援するために、生活排水の汚れを簡単に測定できるパックテストなどの教材や書籍、水生生物調査用の器材など各種取り揃え、市内の小中学校、幼稚園、保育園、交流館を始め、活動団体を対象にこれらの教材の提供や貸出を行っています。

平成17年度は、63団体3,735名の利用者がありました。(環境政策課)

#### ( 4 ) 環境に関する指導者名簿

環境への意識が高まり、環境問題の解決に向け、自らが主体的に学習や参加する気運が広がっています。そのような中、環境学習・活動の手助けの一助として活用していただくため、市内や県内で指導者やアドバイザーとして活躍できる専門知識をもった方を登録した名簿(ホームページでも紹介)を作成し、小中学校、高等学校、交流館などに配布しました。平成17年度の登録者は126名です。(環境政策課)

#### ( 5 ) 一般向け環境講座

生涯学習、環境教育、環境啓発の一環として、地球環境問題や生活排水対策などのメニューを準備し、PTA活動、コミュニティ活動などの各種団体から講座開催依頼を受け、市の職員や環境学習ボランティアが出向いて環境講座を実施しています。

平成17年度は、5講座(8回)248名が参加しました。(環境政策課)

( 6 ) 環境指導者養成講座の開催

地域での環境学習活動を支援するリーダーを養成するため、環境学習指導者養成講座を開催しています。平成 17 年度は、「環境学習リーダー養成講座」「森の自然案内人養成講座」「新規教職員向け環境学習講座」を開催しました。( 環境政策課 )

【環境学習リーダー養成講座(入門編)「豊田の環境もっと知りたい」】			
開催日：平成 17 年 9 月 11 日(日)～10 月 22 日(土)の全 7 回			
参加：一般 8 人			
回数	場所	内容	講師
第 1 回	平戸橋いこいの広場	講義「環境問題と豊田市の取り組み」	市職員
	矢作緑地-越戸公園	実習「魚の眼・虫からみる矢作川-水生生物調査」	矢作川研究所 内田 朝子 氏
第 2 回	男女共同参画センター キラッ とよた	講義「エコライフとエネルギー環境のつながり」	環境カウンセラー 浅野 智恵美 氏
第 3 回	ITS 情報センター みちなびとよた	講義「トヨタ自動車の環境取り組み」	トヨタ自動車 山口 眞一 氏
		「豊田地域 ITS “STAR T21” の取り組み」	市職員
第 4 回	男女共同参画センター キラッ とよた	実習・講義 「自然観察の森と野鳥保護レンジャー」	日本野鳥の会 自然観察の森レンジャー 大畑 孝二 氏
第 5 回	男女共同参画センター キラッ とよた	講義「ネットワーキングがつくる環境社会」	自然体験活動コーディネーター 守随 純子 氏
第 6 回	面ノ木原生林 面ノ木風力発電所	実習・講義 「ブナ原生林の紅葉の秘密と自然(風力) エネルギー」*バスで移動	環境カウンセラー 篠田 陽作 氏
第 7 回	自然観察の森	実習・講義 「心をほぐすアイスブレイクと森の おみやげづくり」	とよたネイチャーゲームの会 原田 あきお 氏 原田 けいこ 氏
【森の自然案内人養成講座 ~インタープリター入門~】			
開催日：平成 17 年 9 月 17 日(土)～10 月 29 日(土)の全 5 回			
参加：一般 18 人			
場所：自然観察の森			
回数	内容		講師
第 1 回	講義・実習 「森の自然案内人とは」「自然界を理解し、生態系の仕組みを知ろう」		環境カウンセラー 篠田 陽作 氏
第 2 回	講義・実習 「生態系の仕組みと自然観察の仕方」		自然観察指導員 北岡 明彦 氏
第 3 回	講義・実習 「野鳥観察の仕方と解説」		自然観察の森レンジャー 大畑 孝二 氏
第 4 回	講義・実習 「心をほぐすアイスブレイクと森のおみやげづくり」		とよたネイチャーゲームの会 原田 あきお 氏 原田 けいこ 氏
第 5 回	実習 「自然解説のプログラムをつくろう」		自然観察の森レンジャー 大畑 孝二 氏

【新規教職員向け環境学習講座】

開催日：平成 17 年 7 月 6 日（水）、7 日（木）、13 日（水）

参加：98 人

場所：自然観察の森（ネイチャーセンター及び周辺フィールド）

内容：講義「地球環境問題と豊田市の取り組み」

講義と実習「環境教育と環境学習」

講義と実習「様々な感覚を使って自然を学ぶ、自然から学ぶ」

（講師は自然観察の森レンジャー 大畑孝二氏と市職員）

（ 7 ）地球温暖化・大気汚染防止推進月間

窒素酸化物等の大気汚染物質の濃度が 1 年で最も高くなる 12 月は、「大気汚染防止推進月間」と定められているのに加え、地球温暖化防止に関して国民各層に取組みを促すため、平成 10 年度から 12 月が「地球温暖化防止推進月間」と定められました。

本市では、地球温暖化・大気汚染防止推進月間に、公共施設・企業によるポスターの掲示、広報とよたへの記事の掲載、企業への立入指導強化などの啓発活動を行っています。

（環境政策課、環境保全課）

（ 8 ）スターウォッチング

全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）は、星空観察という身近な方法によって大気の調査活動を行うことです。大気環境保全について考え、関心を深める機会づくりとして、昭和 63 年度から全国規模で実施されています。

平成 17 年度は、夏期、冬期ともに、豊田市スターウォッチング実行委員会（環境政策課、産業文化センター、豊田天文クラブにて構成）を中心に、旭高原元気村グラウンドで調査を実施しました。夏期は調査当日曇りだったため、全国平均より星が見えにくく、冬期は全国平均という観測結果になりました。（環境政策課）

表 スターウォッチング観察結果 - 都市規模別に見た「平均観察等級」（平成 17 年度冬期） -

（単位：等級）

	夏 期		冬 期	
	全国平均値	豊田市	全国平均値	豊田市
巨大都市	7.5 (7.1)	6.2 (8.6)	8.1 (7.3)	8.2 (7.1)
大都市	7.6 (7.6)		7.8 (7.5)	
中都市	7.7 (7.8)		7.8 (7.9)	
小都市	8.5 (8.7)		8.4 (8.3)	

注：( )内は前年度の等級

（ 9 ）生活排水対策

河川の汚濁原因の約 5 割を占める生活排水対策を推進するため、小中学校や自治区などで環境講座を開催し、リーフレットや生活排水グッズを配布しました。（環境保全課）

#### 4 環境学習施設の整備

「自然環境」と「生活環境（暮らし）」の二つの環境学習施設を、市民参画により整備し、「体験」や「学習」を通じて環境保全活動の実践につなげます。（環境政策課）

##### 「豊田市環境学習施設 eco-T（エコット）」整備

「ごみ」を起点として生活と環境の係わりを楽しく学ぶ学習施設を、新清掃工場隣に平成 19 年度オープンをめざして工事を進めています。

施設整備にあたり、計画段階から市民参画を図り、オープン後も市民の手により企画・更新される「市民更新型展示」や「参加・体験型プログラム」を導入します。建物には、屋上・壁面緑化、太陽光発電、風力発電設備を整え、省エネ・代エネ設備やリサイクル材の積極使用、風力発電式照明灯を始めとする「愛・地球博」のリユース材活用など、地球温暖化防止へ寄与すると同時に、ポリ塩化ビフェニル（PCB）等の有害物質問題等も取り上げます。一体的に学習することで、子どもを含む多くの市民に身近な環境問題に気づいてもらい、日常生活の中で、地球温暖化防止のための環境にやさしい行動ができる人づくりをめざしています。また、愛知県の地球温暖化防止活動推進センターの支所にも位置づけられることから、温暖化防止に資する施設としても機能します。平成 17 年度は、建設工事に着手し、進捗率は 17 パーセントでした。また、市民・専門家・行政によるパートナー会議を 5 回、市民会議、各種分科会も 48 回開催し、延べ参加人数は 480 人でした。また、2 月には、市民主体によるイベントも開催しました。

##### 自然観察の森周辺地域整備

市街地に隣接する貴重な里山を保全するとともに、自然とふれあい学ぶことで、主体的に自然環境保全活動が行える市民を育むために、平成 21 年度オープンをめざして自然観察の森周辺地域を整備します。

ここでは、市民が発見した情報を伝えたり、新たな発見や創造を共有する「創造発展型システム」を構築します。また、計画段階から市民参画を図り、施設整備・運営の過程そのものが市民の学びとなります。体験や実践から主体的な活動のための知恵や技術を身に付け、暮らしの場へとつなげます。



「豊田市環境学習施設 eco-T（エコット）」完成イメージ



自然観察の森周辺地域

### 第3節 市民、事業者、行政の連携強化

#### 1 とよたエコライフ倶楽部の活動

本市では、消費者、事業者及び行政が一体となり、全市的な「買物袋持参運動」を展開しています。

この運動は、単にレジ袋の削減にとどまらず、余分な包装を断るなどごみを元から断ち、資源を無駄にしない社会づくりを進めていくために、身近なことから取組むものです。そして、この運動を契機に、環境にやさしい生活（エコライフ）が市民の間に広まり、商店や製品づくりも環境に配慮したものに変わっていくことをめざしています。



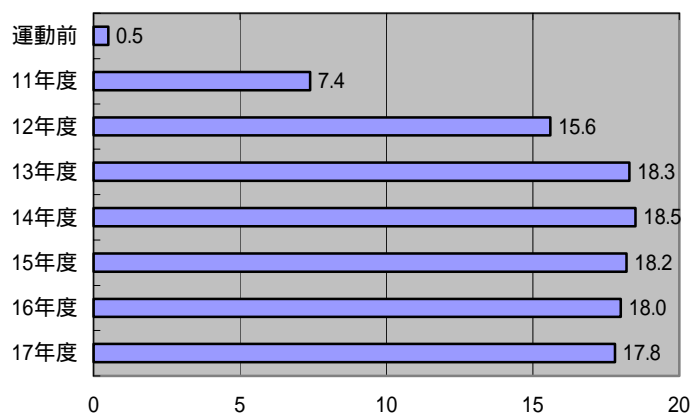
買物袋持参運動

この運動の推進母体として、平成11年3月に発足した「豊田市買物袋持参運動（エコライフ）推進協議会」は、一層の市民参加と自主性を促すため、平成16年4月に「とよたエコライフ倶楽部」と改名しました。（環境政策課）

平成17年度の主な事業内容は次のとおりでした。

#### （1）豊田市共通シール制度

（買物袋持参率推移（大型食料品店））（％）



平成12年6月から実施している「買物袋持参共通シール制度」により、市内の大型食料品店での買物袋平均持参率は、平成12年度15.6%と大幅に上昇しました。平成14年6月からは、レジ袋を断る以外の環境にやさしい行動に対してもシールを発行できるように変更を加え、「豊田市共通シール制度」として継続しています。平成17年度の買物袋持参率は17.8%でした。加盟店の数も徐々に増え、255店（平成18年3月末現在）が加盟しています。また、平成18年1月には、エコシールの活用の幅を広げ、エコシールをより一層浸透させる拠点として、ITS情報センター内にエコシールセンターをオープンしました。



## ( 2 ) E X P Oエコマネー事業

愛・地球博会場内で実施された「E X P Oエコマネー」に、サポーター参加をしました。これにより、ポイント数に応じて懸賞や植樹に参加できたり、エコ賞品がもらえたりするE X P Oエコマネーポイントに、市内で集めた豊田市共通シールを換算することができるようになりました。愛・地球博の期間中に延べ7,259人がセンターを訪れ、420,434枚のエコシールがエコマネーに換算されました。

市内でのエコライフ活動が、愛・地球博での環境学習につながっています。

## ( 3 ) リサイクルの推進

市内で回収された牛乳パックから再生した豊田市民オリジナルティッシュ「モーいちど」の普及啓発を行っています。これは、市内で消費した資源を回収するだけでなく、それから再生された品物を利用するというリサイクルの輪の完結を実践するものです。

## ( 4 ) 第5回とよたエコライフ賞

買物袋持参運動を始めエコライフの推進に貢献し、その功績が顕著なものを表彰することにより、循環型社会の実現に寄与することを目的とし、6部門について、地道・ユニーク・身近な環境にやさしい取組みを募集しました。平成17年度は応募36件のうち10件の個人・団体を表彰しました。

## ( 5 ) 全体会「とよたエコライフ倶楽部フェア」の開催

多くの市民に、楽しみながらエコライフを体験してもらい、エコライフを推進するとともに、とよたエコライフ倶楽部の年間活動報告の場として、そして倶楽部の活動を紹介し、仲間を増やすために「とよたエコライフ倶楽部フェア」を開催しました。店内をめぐり、環境に配慮した商品、店舗の取組みなどを親子でチェックするエコショップ探検隊、食育体験、マイバッグキャンペーン、ごみの重さを当てるエコクイズ、パネル展示などを行いました。





## 2 市民の活動

### (1) 環境美化活動

環境美化活動は、地域を中心とした快適なまちづくりを進める活動で、「まちと川を美しくする会」主催の「環境美化の日」として、春と秋の年2回市内一斉に行われます。

平成17年度は、245自治区で実施され、春は73,483人、秋は119,214人で、延べ192,697人が環境美化活動を行いました。(自治振興課)

#### 【環境美化活動の内容】

- 道路、住宅地周辺の草取り
- 河川の清掃
- 道路、広場などの空き缶、空きびん、紙くず拾い

### (2) 巴川水質調査

平成10年6月より、鶴ヶ瀬自治区は巴川の水質調査を始めました。水温・透視度・水素イオン濃度など6項目を巴川漁業組合と市へ報告しています。この自治区の活動に地元の松平高校環境クラブが協力するなど、環境保全活動の輪は広がりつつあります。(環境政策課)

### (3) とよたクリーン活動

ボランティア国際年の2001年より、トヨタ自動車ボランティアセンターが中心となり、市内の各企業、ロータリークラブやライオンズクラブなどの市民団体と一緒に矢作川河川敷のごみ拾い「とよたクリーン活動」を行っています。平成17年度は、5月28日に矢作川の豊田大橋～高橋・水源公園一帯で、1200名の参加により、可燃ごみ560kg、金属ごみ290kg、埋めるごみ110kg、粗大ゴミ170kg、総重量1,130kgを回収しました。(河川課)

### (4) 榎尾川水質浄化活動

特定非営利活動法人が、地元住民等の協力により、平成14年度から矢作川支流の榎尾川で竹炭の敷設、有能な微生物の散布、河川清掃などによる水質浄化活動を始めました。年間を通じた活動で川への関心を高めることにより、環境重視のライフスタイルの普及に努めています。(河川課)

### (5) 水辺愛護会活動

水辺愛護会(自治区の有志で組織された団体)は、「ふるさとの川」の指定を受けた範囲において、良好な水辺空間の保全、活用、創造を目的に、清掃及び草刈り作業、また生態系保全に必要な竹木の間引きを行っています。

平成4年8月に発足された古岸水辺愛護会を始めとし、現在11団体423人の会員により、主に矢作川水系において良好な環境が創出されています。(河川課)

### 3 事業者の取組み

#### (1) ISO14001認証取得

市内事業者のこれまでの環境対策としては、事業者の独自基準や市との協定により、法規制より厳しい基準を遵守したり、地域の緑化推進に取り組むなどの事例がありました。

新しい流れとして、法規制にとどまらず自らの環境目標を設定して、「環境マネジメントシステム」を構築し、この国際基準であるISO14001の認証を取得する企業が増加するなど、循環型社会への転換に向け、事業者の積極的な環境への取組みが進んでいます。平成17年度末現在、市内におけるISO14001認証取得件数は143件です。(環境政策課)

表 豊田市内事業者のISO14001認証取得件数

年度	12年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末
取得件数	28件	77件	99件	125件	143件

(平成18年6月8日現在、JAB登録件数ベース)

#### (2) ISO認証取得費を市が補助

市内中小企業の競争力強化及び地域環境の改善を図ることにより、本市産業の振興に資するため、ISO14000及びISO9000シリーズの認証を取得しようとする中小企業に対し、本市では費用の一部を平成12年度から補助しています。補助額は、登録審査に要する経費の3分の1以内、1シリーズ50万円を限度としています。

(産業労政課)

表 補助件数

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
ISO14000シリーズ	6件	9件	22件	26件	23件	15件
ISO 9000シリーズ	5件	12件	14件	30件	25件	8件

## 第4節 行政の率先行動

### 1 環境マネジメントシステム（ISO14001）の継続的改善

平成12年11月にISO14001の認証を取得した豊田市役所本庁舎の環境マネジメントシステムは、平成17年度も適切に運用され、継続的改善を進めました。

平成17年度の環境目標達成状況は表のとおりです。（環境政策課）

## 平成17年度 年度活動実績集約表

### 環境基本計画・エコチャレンジプロジェクト10

#### プロジェクト1（廃棄物の発生を抑え、循環資源の有効利用を進めます）

環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直すことにより、廃棄物の発生を抑制し、資源が循環的に利用されるまちをめざします。	資源循環に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業の推進（年間目標：普及啓発の推進）	環境部 環境政策課	とよたエコライフ倶楽部をとおして普及啓発を推進（大型食料品店買物袋持参率：17.8%） （共通シール発行：約580万枚）	

#### プロジェクト2（廃棄物の管理体制を強化し、適正処理を進めます）

環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
	市内PCB廃棄物の処理の推進（年間目標：収集運搬協定の締結）	環境部 環境保全課	13社と収集運搬協定を締結	
廃棄物に対する指導管理体制を強化するとともに、安全性、信頼性の高い処理施設整備を進め、廃棄物が適正に処理されるまちをめざします。	PCB廃棄物の処理対策の推進（年間目標：PCB無害化処理の推進、環境モニタリング調査の実施）	環境部 環境保全課	豊田市PCB処理安全監視委員会の開催（委員会3回実施） 大気2地点、水質2地点、土壌1地点、底質2地点のモニタリング調査実施	
	廃棄物処理施設に対する立地規制手法の強化（年間目標：立地規制の実施、適正立地へ向けた事前相談の強化）	環境部 廃棄物対策課	紛争予防条例による地元説明会の実施（3施設） （累計で10施設）	

プロジェクト3 (二酸化炭素等の排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます)

環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
環境にやさしいライフスタイルが当たり前となるようなまちをめざします。また、エネルギー利用効率の向上、自然エネルギーの活用など地球環境に配慮した事業活動を推進します。	住宅用太陽光発電システムの普及(年間目標:330基補助)	環境部 環境政策課	357件補助(総補助件数:1,371件)	
	市内における低公害車等の普及率の向上(年間目標:780台補助)	環境部 環境政策課	537件補助(総補助件数:2,097件) (補助対象の主力車種のマイナーチェンジが11月にあり、それに伴う買い控えがあり、また新車の納入時期が3月以降となり、年度内の補助申請が減少したものとする。よって、次年度は販売店等から情報等に基づき目標設定し、積極的に広報PRしていくこととします。)	×
	率先行動による市役所からの二酸化炭素などの排出量の削減(年間目標:2004年度実績の算定・2005年度以降目標の設定)	環境部 環境政策課	4,434万kg-CO2(2003年度) 8,586万kg-CO2(2004年度) (町村合併等による影響により、大幅に増加した。数値把握に終始したため、次年度の目標は、前年度(今年度)を上回ることのないように設定する。)	
	ISO14001認証取得企業数の増加(年間目標:25社補助、施策の検討)	環境部 環境政策課	取得に係る補助制度実施(15社補助) (認証取得希望企業への支援は商工会議所が実施しているため、市としてこれ以上の支援は予定していない。)	× (終了)
	新エネルギー普及促進事業(年間目標:市民・事業者への普及啓発の推進、既存の補助制度の推進、公共施設への新エネルギーの導入促進)	環境部 環境政策課	住宅用太陽光発電システムへの補助金交付(357件) 公共施設への導入促進(太陽光発電) (朝日丘交流館(10kW)) (美里交流館(10kW)) (拳母小学校(10kW))	
	低公害車等普及促進事業(年間目標:市民への普及促進(補助制度の充実)及び公用車への低公害車の率先導入)	環境部 環境政策課	低公害車への補助金交付(537件) 公用車の低公害車の率先導入 (ハイブリッド自動車2台(累計59台)) ( & 低燃費10台(累計16台)) ( & 低燃費16台(累計44台))	
	地球環境問題に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業(年間目標:エコライフ事業の推進、エコイベントの推進、こども環境サミット2005実施)	環境部 環境政策課	とよたエコライフ倶楽部の活動を通じ普及啓発 こども環境サミット2005開催及び継承事業実施等	

**プロジェクト4 (自然と人が身近にふれあえる場や機会を増やします)**

環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
恵まれた自然環境を維持するため、それらの現状把握と適正な保全対策を図るとともに、身近に自然とふれあえる空間や体験の場を創造します。	「自然観察の森」来場者数の増加(年間目標:19,000人)	環境部 環境政策課	19,976人(2004年度) 15,886人(2005年度) (愛知万博の開催とともに、隣接する鞍ヶ池公園がリニューアルオープンしたことにより来場者が減少したものと考えられ、次年度より、自然観察の森の自然観察資源を活かした環境管理を実施し、また自然観察の森の自然情報や行事等を積極的に広報し、PRします。)	×
	地域自然学習フィールド整備箇所数の増加	環境部 環境政策課	(昨年度末にて事業廃止) 整備事業が市民のボランティア活動に形を変えたため、廃止 市として新たに整備の予定は無し	- (廃止)
	多自然型河川の整備延長(年間目標:195メートル延長)	建設部 河川課	広沢川ほか河川改修工事(工事延長 L=253m)	
	自然観察の森再整備事業(年間目標:ガイドボランティアの養成・登録及び活用、自然体験学習会の定着、市民参加の森づくり)	環境部 環境政策課	ガイドボランティア養成・登録:16人 子どもわくわく自然学習:3回 とよた自然わくわくクラブ活動:21回	
	公共施設の自然ネットワーク事業	環境部 環境政策課	(昨年度末にて事業廃止) 合併により広がった豊田市域の自然環境の状況に対応し、再検討するため、本事業を一旦廃止	- (廃止)
	親水護岸、せせらぎ水路等多自然型水辺づくりの推進(年間目標:市街地への多自然型水辺づくり導入方法の検討及び整備の推進)	建設部 河川課	拠点施設の事業手法及び場所の検討、基本設計の策定	

**プロジェクト5 (農地・森林を保全し、環境保全上の多様な機能を確保します)**

環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
水源涵養、生物の生息空間の確保等多様な環境保全機能を持つ農地や森林を保全するために、環境保全型農林業の展開、推進を図るとともに、農林業の活性化を図ります。	農業振興地域における農用地面積の確保(年間目標:農用地面積の把握、基礎調査)	産業部 農政課	農用地面積の把握(6,423.0ha)及び基礎調査	
	環境に配慮したほ場整備事業(年間目標:上郷東部地区継続、若園南部地区の整備継続)	産業部 農地整備課	上郷東部地区:12.4ha実施、若園南部地区:仕上げ工事一式 (上郷東部地区については完了予定であったが、県営事業で計画変更により事業期間が19年度までとなった。)	(変更)
	農村自然環境整備事業(年間目標:枝下用水パイプライン上部の緑道整備、農業用溜池の水辺環境整備、農道整備)	産業部 農地整備課	緑化施設整備:L=3.6km実施、農道整備:L=3.1km実施 水辺環境整備:1か所(本地新池) (平成17年度末完了事業を継続とし、平成18年度までに変更する。)	(変更)

**プロジェクト6 (交通環境を整備し、環境への負荷を低減します)**

環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
自動車から排出される二酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質などの削減を図り、環境への負荷を低減し、誰もが安全で快適に移動できる交通環境が整備されたまちをめざします。	大気環境中の二酸化窒素(N <sub>2</sub> O)濃度(日平均値の年間98%値)の維持(年間目標:0.04ppm以下)	環境部 環境保全課	0.04 ppm以下の維持 (自動車排出ガス調査は短期間のため、次年度から常時観測データを活用することとする。)	(変更)
	公共交通分担率(自動車から鉄道やバスへの転換)の向上(年間目標:公共交通基本計画の検討)	都市整備部 交通政策課	豊田市公共交通基本計画の検討 (現況把握、基本方針の設定)	
	自動車NO <sub>x</sub> ・PM法に基づく具体的施策の推進(年間目標:ディーゼル車等の規制適合車への買替促進事業の推進、PM対策の検討、具体的事業の推進)	環境部 環境保全課	ディーゼル車等の規制適合車への買替促進補助金交付(16台) (早期買替のための補助制度であったため、時期が終了した。)	(終了)
	豊田都市圏新渋滞対策事業(年間目標:TDM研究会参加事業所の拡大、社会実験の実施)	都市整備部 交通政策課	TDM研究会参加事業所の拡大、社会実験の実施	
	パーク・アンド・ライド駐車場整備事業(年間目標:パーク・アンド・ライド駐車場整備工事の実施)	都市整備部 交通政策課	民間駐車場利用促進策の検討、駐車場整備候補地の検討	

**プロジェクト7 (化学物質などによる汚染の実態把握を進め、環境リスクを軽減します)**

環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
有害化学物質に関する実態把握、市民への適切な情報提供及びリスクコミュニケーションが図られるまちをめざします。また、有害化学物質等の排出量を削減し、環境リスクを軽減します。	化学物質の使用・排出量の把握事業者数(年間目標:100事業所の把握)	環境部 環境保全課	173事業所の化学物質の使用・排出量の把握 (PRTTR法の届出受付件数)	
	大気、水質及び土壌中のダイオキシン類に係る環境基準の達成(大気及び水質の基準値は年平均値)(年間目標:環境基準以下の維持)	環境部 環境保全課	ダイオキシン類に係る環境基準の達成 (ダイオキシン類の常時監視調査結果による)	
	事業者への化学物質適正管理の指導促進(年間目標:適正管理の指導・啓発)	環境部 環境保全課	PRTTR法に基づく届出の周知 有害物質使用工場56事業場に対する立入	
	リスクコミュニケーションの場づくりの推進(年間目標:リスクコミュニケーションの場の推進、既存制度の継続運用)	環境部 環境保全課	豊田市PCB処理安全監視委員会の設置。委員会3回開催。 PCB事故現場視察1回	
	ダイオキシン類の発生抑制の促進(年間目標:法対象者による測定・報告、改善指導の実施、行政検査の実施)	環境部 環境保全課	54施設に対する立入等調査・指導 57施設からの排出ガス・排出水、24施設からのばいじん等測定結果報告受理 2施設への行政検査	

**プロジェクト8 (河川、雨水などの水環境を改善し、健全な水循環の向上をめざします)**

環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
「水循環」の視点で治水、利水が進められ、健全な水循環が向上されるまちをめざします。また、水環境を改善するとともに、水資源の確保と水の有効利用を促進します。	下水道普及率の向上（年間目標：55.6%）	上下水道局 下水道建設課	53.5%（2004年度）      56.3%（2005年度）	
	雨水流出抑制施設整備の推進（年間目標：本事業の推進）	上下水道局 下水道管理課	雨水貯溜施設設置件数：89基 （貯溜施設の新設58基、不用浄化槽の再利用31基） 事業拡充策として、現行補助制度の活用推進策を検討・実施	
	高度処理型合併処理浄化槽の設置促進（年間目標：既設単独処理浄化槽等からの転換促進、小集落等を単位とした計画的整備の促進）	上下水道局 下水道管理課	高度処理型合併処理浄化槽設置実績：274基 （内、集落促進事業188基）	

**プロジェクト9 (緑豊かなやすらぎを感じる都市基盤を整備します)**

環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
環境に配慮した住環境、道路環境などの都市基盤の整備を進めるとともに、緑豊かなやすらぎを感じることができ、安全に生活できるまちづくりを進めます。	街路樹の植栽（植栽延長）の拡充（年間目標：別の指標を検討）	環境部 環境政策課	把握が困難なため廃止	× （廃止）
	市民一人あたりの都市公園面積の増加（年間目標：11.74m <sup>2</sup> /人）	建設部 公園課	11.71m <sup>2</sup> /人（2004年度）      11.74m <sup>2</sup> /人（2005年度）	
	豊田市駅前通り地区市街地再開発事業（年間目標：西棟・東棟建築工事）	都市整備部 都市再開発課	環境に配慮した都市基盤整備として、西棟、東棟建設工事継続	
	緑豊かな都市計画道路、市道の整備（年間目標：事業の推進）	建設部 街路課	排水性舗装の実施（（都）高橋細谷線） 透水性舗装の実施 （（都）高橋細谷線、（都）西山上挙母線、 （都）猿投公園線、 （市）美山幼稚園、（市）広美樹塚1号線）	
	総合公園整備事業（年間目標：扶桑公園費用対効果の検証、毘森公園園路整備工事）	建設部 公園課	毘森公園園路整備 木系園路A=45m <sup>2</sup> 矢作緑地費用対効果検証実施	

プロジェクト10 (環境問題に関し、市民、事業者、行政が協働できる仕組みをつくります)

環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
学校、学習施設、地域など様々な「場」での総合的な環境教育・環境学習が推進され、市民、事業者、行政が協働できるまちをめざします。	環境指導者登録者数(年間目標:5名登録)	環境部 環境政策課	環境学習リーダー養成講座(5名登録) 森の案内人養成講座(16名登録) 総登録者数86名	
	環境保全協定(公害防止協定)締結事業所数(年間目標:5社と締結)	環境部 環境保全課	0社 (協定の内容がまとまらず新規事業所との公害防止協定が結ぶことができなかったが、「環境を守り育てる条例」に位置付けを盛り込んだため、次年度以降に準備を進めていく。)	×
	環境学習拠点整備事業(年間目標:施設建設工事及び展示製)	環境部 環境政策課	環境学習施設展示製作契約締結、製作開始 環境学習施設建設工事契約締結、工事開始	
	(仮称)環境保全協定の締結事業(年間目標:締結事業の推進(企業間の情報交換、研修会の開催等))	環境部 環境保全課	環境保全協定の素案、対象要件の検討のみ、事業化できず (協定の内容がまとまらず新規事業所との公害防止協定が結ぶことができなかったが、「環境を守り育てる条例」に位置付けを盛り込んだため、次年度以降に準備を進めていく。)	×
	(仮称)とよた環境市民会議の創設(年間目標:とよたエコライフ倶楽部の運営・管理)	環境部 環境政策課	とよたエコライフ倶楽部役員会及び運営委員会の開催	

とよたエコアクションプラン、公共工事における環境配慮指針

環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
職員の環境意識を高める	環境率先行動チェックシートの項目について、自ら率先して行動する。	全部門 全所属	全実行部門・全所属において、A判定 (A:全項目で3以上、かつ、4以上が4分の3以上)	
公共工事における環境配慮を進める	平成17年度「公共工事における環境配慮指針」に基づき工事を実施し、分野ごとに設定した配慮率の達成に努める。 (道路1=60%、道路2=45%、道路3=55%、土木施設=70%、河川1=70%、河川2=65%、上水道=55%、下水道1=60%、下水道2=45%、面整備=70%、建築=60%、設備=70%、建築その他=60%)	総務部 技術管理課 及び 公共工事を実施する所属 ( )	全分野にて目標達成 (回収集計件数:729件)  (道路1=66.8%、道路2=53.1%、道路3=69.1%、土木施設=84.1%、河川1=70.1%、河川2=65.3%、上水道=68.5%、下水道1=63.9%、下水道2=69.2%、面整備=80.1%、建築=79.2%、設備=91.7%、建築その他=82.9%)	

( ) 公共工事を実施する所属とは、次の所属をいう。  
 総務部: 豊田土地開発公社 社会部: 交通安全課 産業部: 農地整備課 都市整備部: 交通政策課、都市整備課、営繕課、住宅課  
 建設部: 幹線道路推進課、道路維持課、街路課、土木課、河川課、公園課 上下水道局: 水道整備課、下水道管理課、下水道建設課 教育委員会

2 グリーン購入の実践

国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)の施行に伴い、環境物品等の調達の推進を図るため、平成17年度も「豊田市グリーン調達方針」を作成しました。特定調達品目について目標数値を設定し、四半期ごとに実績を確認して目標達成に努めました。平成17年度の特定調達品目ごとの実績は、次のとおりです。(契約課、環境政策課)



平成17年度グリーン調達率(全体)

品目	グリーン	非グリーン	総計	グリーン率
コピー用紙	69,128,342	77,901	69,206,243	99.89%
フォーム用紙	5,217,080		5,217,080	100.00%
インクジェットカラープリンタ - 用塗工紙	27,098	300	27,398	98.91%
ジアゾ感光紙(青焼き用紙)	21,687		21,687	100.00%
印刷用紙(カラー用紙を除く)	8,019,372	15,000	8,034,372	99.81%
印刷用紙(カラー用紙)	4,988,634		4,988,634	100.00%
トイレトペーパー	345,784	192	345,976	99.94%
ティッシュペーパー	26,170	230	26,400	99.13%
シャープペンシル	4,893		4,893	100.00%
シャープペンシル替芯	587	1	588	99.83%
ボールペン	28,631	27	28,658	99.91%
マーキングペン	17,476		17,476	100.00%
鉛筆	881	312	1,193	73.85%
スタンプ台	107	1	108	99.07%
朱肉	373		373	100.00%
印章セット	15		15	100.00%
ゴム印	826	51	877	94.18%
回転ゴム印	73		73	100.00%
定規	81	7	88	92.05%
トレー	42		42	100.00%
消しゴム	4,273	40	4,313	99.07%
ステーブラー	405		405	100.00%
ステーブラー針リムーバー	94		94	100.00%
連射式クリップ(本体)	6		6	100.00%
事務用修正具(テープ)	3,098	6	3,104	99.81%
事務用修正具(液状)	1,369		1,369	100.00%
クラフトテープ(紙製)	2,930	10	2,940	99.66%
粘着テープ(布粘着)	3,976		3,976	100.00%
両面粘着紙テープ	1,371	9	1,380	99.35%
製本テープ	222		222	100.00%
ブックスタンド	101	6	107	94.39%
ペンスタンド	11		11	100.00%
クリップケース	43		43	100.00%
はさみ	78	10	88	88.64%
マグネット(玉)	76		76	100.00%
マグネット(バー)	160		160	100.00%
テープカッター	219	10	229	95.63%
パンチ(手動)	208		208	100.00%
紙めくりクリーム	36		36	100.00%
鉛筆削(手動)	3		3	100.00%

品目	グリーン	非グリーン	総計	グリーン率
OA クリーナー(ウエットタイプ)	486		486	100.00%
ダストブローア	20		20	100.00%
レターケース	49		49	100.00%
メディアケース(FD・CD・MO用)	415		415	100.00%
マウスパッド	152		152	100.00%
OAフィルター(デスクトップ(CRT・液晶)用)	2		2	100.00%
丸刃式紙裁断機	3		3	100.00%
カッターナイフ	132	1	133	99.25%
カッティングマット	35		35	100.00%
デスクマット	8		8	100.00%
OHP フィルム		1	1	0.00%
絵筆	63		63	100.00%
絵の具	59		59	100.00%
墨汁	10		10	100.00%
のり(液状)(補充用を含む。)	4,416	10	4,426	99.77%
のり(澱粉のり)(補充用を含む。)	5		5	100.00%
のり(固形)	8,067	30	8,097	99.63%
のり(テープ)	659	1	660	99.85%
ファイル	50,028	65	50,093	99.87%
バインダー	1,057	27	1,084	97.51%
ファイリング用品	7,180	346	7,526	95.40%
アルバム	1		1	100.00%
つづりひも	41,379		41,379	100.00%
カードケース	656	2,000	2,656	24.70%
事務用封筒(紙製)	127,835	303	128,138	99.76%
窓付き封筒(紙製)	29,001		29,001	100.00%
けい紙	645		645	100.00%
起案用紙	4		4	100.00%
ノート	2,351	1	2,352	99.96%
タックラベル(宛名ラベル)	1,238		1,238	100.00%
インデックス	2,180	20	2,200	99.09%
パンチラベル	35		35	100.00%
付箋紙	10,614		10,614	100.00%
付箋フィルム	56		56	100.00%
黒板拭き	555		555	100.00%
ホワイトボード用イレーザー	217	1	218	99.54%
額縁	174		174	100.00%
ごみ箱	1		1	100.00%
リサイクルボックス	63		63	100.00%
名札(机上用)	291		291	100.00%

品目	グリーン	非グリーン	総計	グリーン率
名札(衣服取付型・首下げ型)	1,224	30	1,254	97.61%
いす	190	6	196	96.94%
机	110		110	100.00%
棚	22		22	100.00%
収納用什器(棚以外)	57		57	100.00%
ローパーティション	6		6	100.00%
傘立て	5		5	100.00%
掲示板	2		2	100.00%
黒板	1		1	100.00%
ホワイトボード	21		21	100.00%
コピー機	1		1	100.00%
複合機	2		2	100.00%
プリンタ	23		23	100.00%
プリンタ/FAX兼用機		1	1	0.00%
FAX	2		2	100.00%
スキャナ	1		1	100.00%
シュレッダー	3		3	100.00%
電気冷蔵庫	4	1	5	80.00%
電気冷凍庫	1		1	100.00%
電気冷凍冷蔵庫	7		7	100.00%
エアコン	1		1	100.00%
ガス調理機器	2		2	100.00%
蛍光管(直管型:大きさの区分40型蛍光ランプ)	2,806		2,806	100.00%
ハイブリッド自動車	1		1	100.00%
ガソリン車	15	2	17	88.24%
ガソリン車	1		1	100.00%
ディーゼル車	3		3	100.00%
消火器	7		7	100.00%
制服	242	37	279	86.74%
作業服	3,755	381	4,136	90.79%
カーテン	18		18	100.00%
織じゅうたん	26		26	100.00%
毛布	2,040		2,040	100.00%
ふとん		4	4	0.00%
作業手袋	1,251	3	1,254	99.76%
ブルーシート	16		16	100.00%
印刷	136,556	87	136,643	99.94%
<b>合計</b>	<b>88,285,395</b>	<b>97,471</b>	<b>88,382,866</b>	<b>99.89%</b>

### 3 公共施設におけるごみ減量

#### (1) せん定枝等の資源化

平成12年4月から、公共施設の維持管理等で発生するせん定枝及び公共工事で発生する木屑を民間処理施設においてチップ化・堆肥化しています。これにより、これまで焼却処分されていた年間約2,000tのせん定枝等の焼却施設への搬入がなくなり、焼却施設の延命化につながっています。

(清掃管理課)

#### (2) 給食残飯の堆肥化

市内5か所の給食センターと卸売市場に大型の生ごみ処理機を設置して、残飯等を処理し、処理後の肥料は学校、幼稚園、保育園等で活用しています。(保健給食課)

表 平成17年度処理実績

設置場所	設置時期	方式	処理能力	処理実績	処理後の堆肥
北部給食センター	H12年3月	(バイオ)コンポストタイプ	600kg/日	222kg/日	学校・園で再利用
中部給食センター	H9年3月	(乾燥)コンポストタイプ	350kg/日	299kg/日	学校・園で再利用
平和給食センター	H9年3月	(バイオ)コンポストタイプ	500kg/日	126kg/日	学校・園で再利用
藤岡給食センター	H13年3月	消滅型	350kg/日	175kg/日	
下山給食センター	H14年7月	(乾燥)コンポストタイプ	80kg/日	15kg/日	学校・園で再利用
卸売市場	H12年3月	高速発酵型	3000kg/4日	3000kg/4日	業者が買い取り

また、5か所の市施設でも、生ごみを水と二酸化炭素に分解する消滅型の生ごみ処理機を設置して、ごみの減量化に努めています。(環境政策課)

設置場所	方式	処理能力
こども発達センター	微生物式(バイオ式)	25kg/日
寿楽荘	微生物式(バイオ式)	30kg/日
総合野外センター	微生物式(バイオ式)	80kg/日
第二ひまわり学園	微生物式(バイオ式)	25kg/日
若草苑	微生物式(バイオ式)	30kg/日
稲武保育園	乾燥式(温風乾燥除菌)	8.8kg/日
寿楽荘	微生物式(バイオ式)	30kg/日
若草苑	微生物式(バイオ式)	30kg/日

### (3) 除籍図書リサイクル

市図書館ではコミュニティセンター・交流館図書室も含め、あまり利用されなくなった図書を毎年約 35,000 冊廃棄処分にしていましたが、平成 11 年度から年 2～4 日間、中央図書館で「除籍図書リサイクル会」を開催し、これらの図書を無料配布することにより資源を再利用してきました。

平成 14 年度からは中央図書館 3 階の常設リサイクルコーナーでの無料配布に切り替え、多くの方に提供しています。(毎月 2 回定期的に補充しています。)

またコミュニティセンター・交流館においても、各施設で毎年開催される「ふれあいまつり」などで「除籍図書リサイクル会」を開催しています。

その他、公共施設等にも提供し施設の備品として再利用されています。(図書館)

表 除籍図書リサイクル冊数

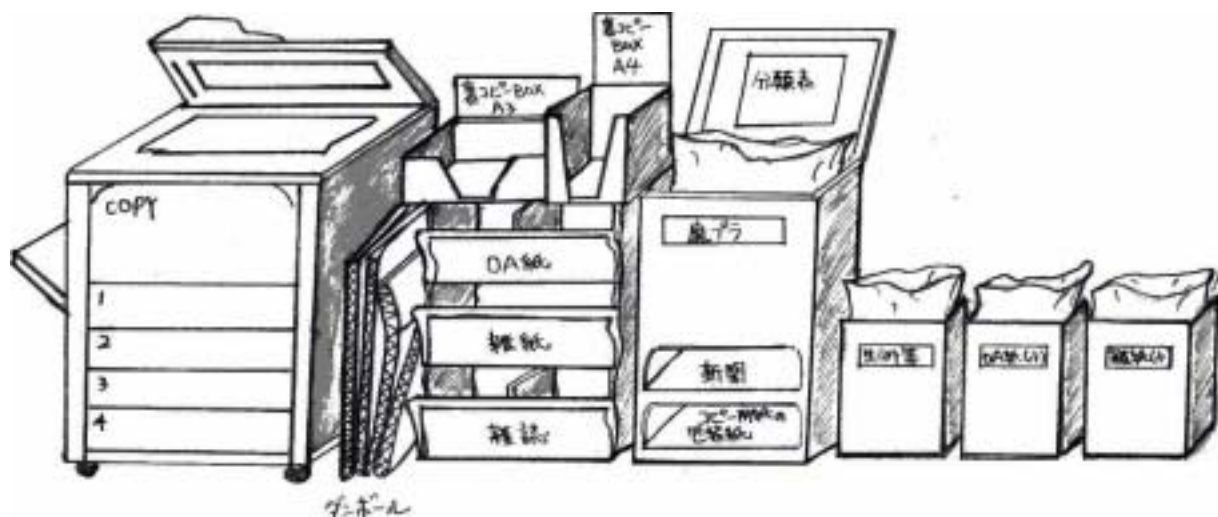
	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
図書リサイクル冊数	19,893 冊	27,388 冊	32,852 冊	28,707 冊

### (4) 本庁舎の分別によるごみ削減・資源化

市役所本庁舎内から出る保存文書は、古紙のリサイクル化を徹底するため、毎年時期を決めて一斉に古紙問屋に回収してもらっています。平成 17 年度は 5 月、11 月、2 月に実施し、その合計は 93,560kg ありました。また、庁内「ごみストックヤード」に出る、古紙資源(ダンボール、新聞紙、雑誌、雑紙、OA紙)は 109,303kg あり、これについてもリサイクルしています。

平成 11 年 10 月から、本庁舎で実施していた「古紙類 6 分別ルール【新聞、ダンボール、OA紙、雑誌、雑紙、燃やすごみ】」による分別を小中学校、交流館を含む全庁、全施設において実践し、ごみ削減・資源化を図ってきました。そして、平成 14 年 1 月から古紙類については 6 分別から 9 分別【増加分：牛乳パック、OA紙(小)、雑紙(小)】へと、さらに細分化して一層の資源化を図っています。また、一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底し、本庁舎以外の施設等についても、本庁舎の取組みに準じてごみの減量化を図っています。(環境政策課)

#### 分別コーナーの設置例



## 4 公共工事における環境配慮指針

### ( 1 ) 環境配慮指針の実践

市が実施する公共工事において、環境への負荷を低減するとともに、豊かな自然環境の保全、創造及び人にやさしい環境づくりに努めるための基本的な考え方を示したものが「公共工事における環境配慮指針」です。この指針に基づき、平成 12 年 4 月から環境負荷の少ない仕様（材料、構造等）・工法を採用し、生態系や周辺環境・景観との調和に配慮して公共工事を行っています。

平成 17 年度は平成 16 年度と同様に工種を 13 に分類し、工種毎に目標数値を掲げ、729 件の工事で確認したところ、13 工種すべてにおいて目標数値を上回ることができました。（技術管理課）

### ( 2 ) 取組み概要

公共工事の計画・設計及び施工の各段階において、環境に配慮しました。

人にやさしい環境づくりの推進

人にやさしい街づくりの推進・・・・・・・・・・（丸山保育園ほか 140 件）

省資源・省エネルギー対策

同調施工に努める・・・・・・・・・・・・・・・・（公共下水道事業管渠築造工事ほか 68 件）

型枠を使用しない工法の採用に努める・・・（市道力石枝下線道路改良工事ほか 123 件）

環境負荷の少ない製品の使用推進

間伐材の活用を推進する・・・・・・・・・・（深見地区農道舗装工事ほか 298 件）

### ( 3 ) 公共工事から発生する建設廃棄物の処理

市が発注する工事においては、産業廃棄物・残土処理管理報告書等の書類により廃棄物の種類・数量・処分場等の確認を行うとともに適正に処理されたことを確認しています。平成 17 年度のアスファルト塊、コンクリート塊の処理量は 65,072t で、再利用率は 100% でした。（技術管理課）

環境行政年表

年	市	国・県
昭和40年度	4月 産業経済部商工課公害係設置	4月 愛知県公害防除施設整備資金特別融資制度開設
41年度	10月 豊田市公害対策審議会条例制定	
42年度		8月 公害対策基本法公布 3月 愛知県立自然公園条例制定
43年度	4月 商工労働部商工課公害係となる	6月 大気汚染防止法、騒音規制法公布 2月 硫黄酸化物に係る環境基準閣議決定
44年度	9月 矢作川沿岸水質保全対策協議会発足	12月 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布 2月 矢作川が水質保全法指定水域となる
45年度	4月 総合企画部公害課となる 豊田市公害防除施設等整備金融融資及び利子補給制度開設	4月 水質汚濁に係る環境基準閣議決定 8月 境川等が水質保全法指定水域となる 第64臨時国会において、公害関係14法案可決成立 12月 水質汚濁防止法公布 廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布 市域の一部が愛知高原国定公園指定
	3月 豊田の自然シリーズ発刊	2月 一酸化炭素に係る環境基準閣議決定
46年度	5月 豊田市議会に環境保全対策特別委員会設置 9月 豊田市環境基本条例制定 12月 公害センター設置	4月 愛知県公害防止条例公布 5月 騒音に係る環境基準閣議決定 6月 悪臭防止法公布 水質汚濁防止法等公害関係8法施行 7月 光化学スモッグ緊急時対策暫定要綱制定 愛知県公害防止委員制度発足
	1月 豊田市環境対策審議会委員委嘱 公害センター分析業務開始 3月 豊田市公害防止条例及び規則制定 大気汚染自動測定局設置（県）	1月 浮遊粒子状物質に係る環境基準告示 3月 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例公布
47年度	4月 緑化推進のため記念樹の配布開始	6月 自然環境保全法公布 9月 公害等調整委員会発足 3月 自然環境の保全及び緑地推進に関する条例制定
48年度	4月 市民部公害課となる 6月 豊田市あき地環境保全条例制定 7～9月 公害防止協定締結（13社）	4月 環境庁第1回自然環境保全基礎調査 5月 大気汚染に係る環境基準告示（二酸化窒素、光化学オキシダント） 悪臭防止法の規制地域指定 6月 第1回環境週間（6/5～11） 9月 都市緑化保全法公布 10月 公害健康被害補償法公布 1月 自動車排気ガス量の許容限度告示
49年度	6月 豊田市光化学スモッグ緊急時対策要綱制定 7～11月 公害防止協定締結（23社）	5月 光化学スモッグ緊急時対策要綱制定 12月 衣浦、西三河地域を含む第5次地域公害防止計画承認（第1次） 3月 愛知県公害防止条例の一部改正（排水量の測定義務化設定）
50年度	4月 環境部公害課となる	4月 大気汚染防止法施行規則の一部改正（K値強化） 3月 愛知県公害防止条例の一部改正（硫黄酸化物総排出量規制及び地下水採取規制強化）
51年度	4月 豊田市土石採取等に関する指導要綱制定 7月 市民部環境課となる 12月 名古屋市下水道と下水道污泥の埋立処分について公害防止の覚書締結 2月 県営神池住宅の汚水処理施設について県と覚書締結	6月 振動規制法公布 7月 愛知県豊田環境保全センター業務開始 9月 悪臭防止法施行令の一部改正（悪臭物質に二硫化メチル等3物質追加）

年	市	国・県
昭和 52年度	7月 久岡町湧水流量計設置	5月 愛知県公害防止条例施行規則一部改正（K値強化） 大気汚染防止法施行規則の一部改正（塩化水素、窒素酸化物の規制基準強化） 中央公害対策審議会、水質の総量規制の在り方について答申
		6月 12月
53年度	5月 矢作川水系の川をきれいにする会発足	7月 環境庁、二酸化窒素の環境基準の改定告示
	3月 豊田テレビ中継局を野見山に設置	
54年度		4月 環境庁第2回自然環境保全基礎調査
		5月 水質汚濁防止法施行規則の一部改正（総量規制基準設定等） 2月 愛知県生活排水対策推進要綱制定 3月 内閣総理大臣、衣浦、西三河地域を含む第5次地域公害防止計画の見直し承認
55年度	4月 市民部公害課となる	
	11月 双美ヶ丘住宅における合成洗剤の調査実施（県、市合同）	2月 伊勢湾総量規制の一環として小規模事業等を対象に排水対策指導要領制定
56年度	4月 窒素酸化物調査開始（TEA法、15地点）	8月 飲食店、テニスコ場に係る近隣騒音規制実施
		11月 水質汚濁防止法の規制対象事業場に8業種追加 3月 愛知県伊勢湾富栄養化対策指導方針制定
57年度	8月 三点比較式臭袋法による悪臭調査開始	
	11月 工場の全炭化水素系物質調査開始	
58年度	4月 衣丘小学校に大気自動測定局移設	4月 愛知県窒素酸化物（NOx）総合対策推進要綱制定 環境庁第3回自然環境保全基礎調査
		9月 大気汚染防止法に基づく第5次窒素酸化物排出規制告示 3月 悪臭の測定方法の一部改正告示
59年度	8月 公害センターを現環境センターに移設	7月 湖沼水質保全特別措置法成立
	12月 池沼汚濁調査実施	8月 環境影響評価実施要綱閣議決定 9月 内閣総理大臣、衣浦、西三河など8地域の公害防止計画の5年間延長決定
60年度	3月 公害防止協定締結（14社）	
		6月 大気汚染防止法に基づき小型ボイラーを規制する施行令及び総理府令の一部改正 3月 愛知県環境影響評価要綱制定
61年度	4月 水質汚濁防止法第28条の規定に基づく事務委任を受け政令市となる	
	7月 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の事務委任を受ける	
	9月 豊田市公共下水道条例制定	
	3月 「とよたの水辺」発刊	
62年度	8月 生活排水対策実践活動実施（井上地区）	5月 愛知県化学的酸素要求量に係る総量削減計画策定
		6月 合併処理浄化槽設置整備事業創設 3月 西三河地域生活排水対策推進連絡会議発足（西三河19市町村）
63年度	4月 公害水質センターに名称変更（環境課所管）、上水道の検査業務を統合	4月 環境庁第4回自然環境保全基礎調査
	7月 生活排水対策実践活動実施（中根地区） 3月 豊田市市街地における緑の保全条例制定	
平成 元年度	4月 みどりの日記念植樹式始まる	
	6月 豊田市環境影響評価審査会設置 10月 豊田市市街地緑地保全審議会発足 3月 生活排水啓発映画「今、ふるさとの川は」制作	6月 水質汚濁防止法の一部改正（地下水の汚染防止）



年	市	国・県
平成2年度	4月 植物モニタリング調査実施 生活排水対策として流し台用ストレーナーを全世帯に配布 気候環境調査委託（平成2年～4年） 6月 (財)豊田公園緑地協会設立 8月 豊田市自然観察の森開設 あいちクリーンアクアフェア参加 9～2月 ゴルフ場における農薬使用に関する協定締結（8ゴルフ場）	6月 水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策の推進） 9月 水質汚濁防止法施行令の一部改正（指定地域特定施設）
	3月 北部大気測定局設置（市） 講演会「川とのであい」開催（講師C.W.ニコル）	3月 愛知県悪臭防止法施行令の一部改正に伴う規制地域指定告示 愛知県化学的酸素要求量に係る第3次総量削減計画策定
3年度	4月 環境部環境課となる 公園緑地課の緑化推進部門が自然保全課として分離独立し、環境部所管となる 豊田市名木指定事務取扱要綱制定 動物モニタリング調査委託 8月 「自然環境ふれあい教室」実施（小中学校教諭対象：上高地、穂高） 9月 緊急野生動物植物調査開始（平成3年度～5年度）	4月 「日本の絶滅の恐れのある野生動物（日本版レッドデータブック）」作成 7月 水質汚濁防止法施行令の一部改正（特定施設の追加）
	3月 東部大気測定局設置（市） ウシモツゴ、カワバタモロコを市の天然記念物に指定	3月 内閣総理大臣愛知地域の公害防止計画承認（平成3年～7年） 愛知県環境にやさしい自動車利用指針策定
4年度	5月 県と共催で「豊田・西加茂地域植樹祭」開催（東保見小学校）	6月 都市計画法及び建築基準法の一部改正 絶滅の恐れのある野生動物植物の種の保存に関する法律公布 7月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 8月 愛知県「あいちアースフェア」愛知青少年公園にて開催 9月 環境庁ゴルフ場の建設及び運営に係る環境配慮指針作成
	2月 桜を中心とした緑化推進に向けてトヨタ自動車（株）より寄付を受ける 3月 環境啓発用「環境のあらし」作成 環境基本計画研修会開催（名古屋大学只木良也教授）	3月 水質汚濁に係る環境基準改正（トリクロロエチレン等15項目追加）
5年度	4月 公害水質センターが課として独立 6月 電気自動車普及プロジェクト研究会設立総会開催 で正会員に加入 9月 名古屋アメリカンセンターと共催で日米環境保全セミナー開催 10月 豊田市環境基本計画策定検討委員会設置 11月 県と共催で「地球にやさしい暮らし展アースフェア'93 IN 豊田」開催	4月 環境庁第5回自然環境保全基礎調査 6月 悪臭防止法施行令の一部改正（トリクロロエチレン等15項目追加） 11月 環境基本法公布 12月 水質汚濁防止法施行令の一部改正（有害物質ジクロロメタン等13項目追加）
	2月 電気自動車購入	2月 土壌汚染に係る環境基準の一部改正 3月 あいちエコプラン21策定（愛知県地球温暖化対策推進計画）
6年度	7月 環境基本計画研修会開催（愛知教育大学大和田道雄教授） 水生生物調査実施（西広瀬小学校、中金小学校） 11月 電気自動車用急速充電スタンド設置（豊田地域文化広場）	11月 環境庁重金属等に係る土壌汚染調査対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌、地下水汚染調査、暫定指針通知 12月 環境基本計画閣議決定 愛知県あいちアジェンダ21策定
	2月 環境基本計画研修会開催（(財)国立公園協会理事長日下部光太郎氏） 3月 豊田市環境基本計画策定	2月 愛知県環境審議会での今後の窒素酸化物対策について答申 3月 愛知県環境基本条例制定

年	市	国・県
平成7年度	5月 公害防止協定の一部改正（26社）	4月 愛知県窒素酸化物総合対策推進要綱策定 愛知県における低公害車普及方針策定 悪臭防止法の一部改正（臭気指数を用いた規制基準の導入等）
	8月 矢作川の水質監視掲示板を市役所東庁舎ロビーに設置	6月 国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行のための行動計画閣議決定 容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
	12月 豊田市環境保全施策推進検討委員会より「今後の環境行政のあり方」について提言 豊田市空き缶等ごみ散乱防止条例制定	
8年度	2月 みどり実施計画研修会開催（日本鱗翅学会理事 田中蕃氏）	2月 グリーン購入ネットワーク発足 伊勢湾における全窒素、全燐に係る環境基準の水域類型指定
	3月 豊田の貴重な動物・植物「自然と友達になろう」を作成し、自然保護啓発資料として各小学校に配布 豊田市みどりの実施計画策定	
	4月 都市環境部となる	5月 大気汚染防止法の一部改正（有害大気汚染物質対策等） 7月 水質汚濁防止法の一部改正（汚染地下水の浄化制度の導入等） 愛知県化学的酸素要求量に係る総量削減計画告示 10月 大気汚染に係る環境基準の測定方法に乾式測定方法追加
9年度	3月 市民向け環境配慮指針「環境にやさしいくらし方」作成	1月 ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（新ガイドライン） 3月 愛知県窒素及び燐に係る削減指導要領策定
	6月（仮）桜台公園整備基本計画策定 8月 こども向け環境家計簿発行 10月 地球環境フォーラム開催 グリーン購入説明会開催 県と共催「豊田・西加茂地域植樹祭」の開催（東山運動広場）	6月 地下水の水質の汚濁に係る環境基準の告示 有害大気汚染物質対策に関する第4次答申（ダイオキシン類） 8月 環境影響評価法公布 大気汚染防止法の一部改正（指定物質） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則の一部改正（焼却施設）
	12月 豊田市公害防止条例、規則の一部改正 3月 公共施設からの飲料水等自動販売機の撤去 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域、規制基準等の告示	9月 ダイオキシン対策に係る5か年計画の策定 大気汚染防止法施行令の一部改正（ダイオキシン大気環境指針）
10年度	3月 公共施設からの飲料水等自動販売機の撤去 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域、規制基準等の告示	
	4月 中核市となる 中核市移行に伴い産業廃棄物に関する事務が県より移譲 豊田市環境対策監会議を設置 環境部設置（5課） 豊田市低公害車普及促進事業補助金制度創設 豊田市環境審議会答申「地球温暖化対策として本市の今後の施策について」 10月 豊田市湿地サミットの開催 廃棄物の焼却に係るダイオキシン類等排出抑制指導要綱制定	4月 容器包装リサイクル法一部施行 5月 家電リサイクル法成立 6月 環境ホルモン戦略計画 SPEED'98 策定 環境影響評価法施行規則制定 「水環境保全に向けた取組のための要調査項目リスト」の作成 省エネルギー法の一部改正 9月 騒音に係る環境基準 改正 10月 地球温暖化対策の推進に関する法律成立 12月 愛知県環境影響評価条例 公布
	2月（仮）桜台公園第1期工事 完成 3月 温室効果ガス吸排出量算定 買物袋持参運動（エコライフ）推進協議会設立	

年	市	国・県
平成 11年度	6月 ダイオキシン類等環境ホルモンに関する情報連絡会議発足 (開催：6月・10月・3月) エコストア宣言制度開始 子ども向け環境家計簿改訂 矢並湿地一般公開開始 8月 ISO14001の認証取得宣言 10月 リサイクルティッシュ「モーいちど」発売開始	5月 愛知県環境影響評価指針を策定 7月 ダイオキシン類対策特別措置法 公布 (平成12年1月施行) P R T R法制定 12月 水質汚濁防止法の一部改正 (ジクロロメタンによる洗浄施設と蒸留施設を追加) ダイオキシン類対策特別措置法 施行例・規則 公布 (平成12年1月施行)
	1月 水道水源保全基金の「事業実施に関する基本協定」を5町村と調印 2月 (仮)桜台公園第2期工事 完成 (4月：名称を前田公園に決定) 3月 豊田市地球温暖化防止行動計画を策定 豊田市産業廃棄物処理計画を策定	3月 愛知県地球温暖化対策地域推進計画を策定
平成 12年度	4月 豊田市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度スタート 6月 買物袋持参「共通シール制度」スタート 環境学習用教材の貸出・提供スタート 民間の焼却施設2施設で規律を超える濃度のダイオキシン測定結果が判明 7月 「豊田市産業廃棄物ダイオキシン類影響対策会議」設置 8月 「豊田市ダイオキシン類関連健康調査検討委員会」設置 環境リーダー養成講座開催 9月 「豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会」設置 10月 「お店と市民の地球にやさしい申合せ書」事項締結 「豊田市ダイオキシン類環境影響検討委員会」設置 11月 豊田市ダイオキシン類環境影響「検討委員会」答申 豊田市水道水源保全事業「開始式」(足助町にて) ISO14001認証取得(市役所本庁舎) 「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体」として豊田市が環境庁長官表彰受賞 12月 「買物袋持参運動(エコライフ)推進協議会」が環境庁長官表彰受賞	4月 騒音規正法の一部改正(自動車騒音に係る要請限度の改正) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行 5月 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年6月改正) 悪臭防止法一部改正(平成13年4月施行) 6月 循環型社会形成推進基本法公布 資源の有効な利用の促進に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律公布 特定家庭用機器再商品化法改正 浄化槽法一部改正(平成13年4月施行) 8月 (愛知県)ISO14001取得に向け「環境方針」策定 12月 環境基本計画の変更(閣議決定)
	3月 「豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員」答申 「豊田市ダイオキシン類関連健康調査検討委員会」から健康調査報告受理 環境に関する指導者名簿作成・紹介	1月 (愛知県)ISO14001認証取得(県庁本庁舎) 3月 愛知県庁の環境保全のための行動計画を改訂

年	市	国・県
平成 13年度	4月 粗大ごみの戸別収集(有料)スタート 6月 「豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」公布 (平成13年9月施行) 自然環境基礎調査開始(H13～H16) 「第1回とよたエコライフ賞」表彰 毎月20日を「マイバックDAY」として設定 9月 「不法投棄パトロール隊」、「まちの美化活動団体」発足 「豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会」答申 12月 豊田市環境審議会答申「環境の保全に関する施策の今後のあり方」及び「施策の推進と実効性の確保について」	4月 特定家庭用機器再商品化法施行 5月 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行 6月 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法改正 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法公布
	3月 豊田市環境基本計画(改訂版)策定	
平成 14年度	4月 庁内での環境マネジメントシステムデータベース、グリーン購入データベース(電子システム)稼働 5月 第1回豊田市エコライフ海外視察派遣団による海外視察(ドイツ、スイス) 6月 新「共通シール制度」スタート 8月 とよたエコキッズキャンプ開催 9月 豊田市最新規制適合車等早期代替促進費補助事業スタート 10月 豊田市PCB適正処理ガイドライン策定 PCB廃棄物広域処理施設の立地について、国へ条件付受入回答	5月 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法一部施行 6月 京都議定書締結を閣議決定 地球温暖化対策の推進に関する法律一部改正 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律一部改正 7月 政府の地球温暖化防止実行計画を閣議決定 使用済自動車の再資源化に関する法律(自動車リサイクル法)公布 10月 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律公布 豊田市における環境事業団によるPCB処理事業について環境大臣が認可
	2月 豊田市環境学習施設基本構想策定 3月 「第2回とよたエコライフ賞」表彰 豊田市地域省エネルギービジョン策定	1月 自然再生推進法施行 使用済自動車の再資源化に関する法律(自動車リサイクル法)一部施行 2月 土壌汚染対策法施行 3月 (愛知県)県民の生活環境の保全等に関する条例公布 (愛知県)愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例公布
平成 15年度	5月 豊田市PCB廃棄物処理事業に係る東海地区協議会設置 8月 とよたエコキッズキャンプ開催 9月 ISO認証更新・継続(市役所本庁舎) 10月 豊田市PCB処理安全監視委員会設置 豊田市環境学習施設基本計画策定に関する市民ワークショップ開催 11月 第2回豊田市エコライフ海外視察派遣団による海外視察(デンマーク、フィンランド)	4月 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行 PCB廃棄物処理基本計画策定 7月 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の公布 8月 (愛知県)愛知県土壌汚染等対策指針を告示 (愛知県)愛知県化学物質適正管理指針の告示 10月 (愛知県)県民の生活環境の保全等に関する条例施行 (愛知県)愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行 12月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正(不法投棄の未然防止等の措置及びリサイクル促進等の措置) ダイオキシン類対策特別措置法施行令一部改正(特定施設の追加)
	2月 「第3回とよたエコライフ賞」表彰	3月 PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン策定

年	市	国・県
平成 16年度	4月 豊田PCB廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定を締結 豊田市買物袋持参運動(エコライフ)推進協議会が「とよたエコライフ倶楽部」に名称変更 8月 ライトダウン2004～ブラックイルミネーション～の実施 とよたエコキッズキャンプ開催 豊田市環境学習施設基本計画に関するパブリックコメントの実施 豊田市自然観察の森周辺地域基本構想に関するパブリックコメントの実施 10月 窒素酸化物及び粒子状物質低減装置導入費補助制度スタート 12月 豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定	4月 独立行政法人環境再生保全機構設立 日本環境安全事業(株)設立 5月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正(PCB廃棄物処理基準の創設等) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改定 6月 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布 不法投棄撲滅アクションプラン公表 産業廃棄物不法投棄ホットライン設置 景観法公布 7月 全国地球温暖化防止活動推進センター「ストップおんだん館」開館 10月 「第1回グリーン購入世界会議 in 仙台」の開催
	2月 「第4回とよたエコライフ賞」表彰	1月 使用済自動車の再資源化に関する法律(自動車リサイクル法)の施行 2月 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更を閣議決定 (愛知県)愛知県環境学習基本方針の策定 (愛知県)あいち地球温暖化防止戦略の策定 京都議定書の発効
平成 17年度	5月 地球温暖化対策推進国民運動「チーム・マイナス6%」に参加 6月 ライトダウン2005～ブラックイルミネーション～の実施 7月 「こども環境サミット2005」の開催 10月 第1回環境審議会の開催(諮問) 豊田市産業廃棄物処理に係る行政処分の基準等に関する条例の施行 11月 第1回豊田市自然観察の森周辺地域施設計画検討会の開催 「第5回とよたエコライフ賞」表彰 12月 第2回環境審議会の開催	4月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行 京都議定書目標達成計画の閣議決定 6月 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行 ブラックイルミネーション2005 7月 環境省設置法の一部を改正する法律等の施行 (愛知県)第1回自然環境資源の利活用に関する検討会議の開催 8月 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正 沖縄県伊江村におけるサトウキビ由来バイオマスエタノールの製造・利用に関する実証事業の開始 (愛知県)エコ・パートナーシップフォーラムの開催 10月 「沖縄こども環境大臣」サミットの開催 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行
	1月 第3回環境審議会の開催 2月 環境審議会の答申 3月 「未来へつなげよう 愛・地球博 10か国フレンドシップフェスティバル&地球市民村 in あすて」の開催 勘八不燃物処分場閉鎖 豊田市の環境を守り育てる条例の制定 豊田市の産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例の制定 豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正	1月 「ライフスタイルフォーラム2005」の開催 2月 (愛知県)「あいち地球温暖化防止戦略・あいち新世紀自動車環境戦略推進大会」の開催 排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令の一部を改正する省令の施行 3月 バイオマス・ニッポン総合戦略の閣議決定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正

**環境部の業務内容**

所 属 名		業 務 内 容
環 境 部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境に係る政策立案に関する事</li> <li>○ 環境に係る調査及び調整に関する事</li> <li>○ 環境基本計画に関する事</li> <li>○ 環境マネジメントシステムに関する事</li> <li>○ 職員の環境率先行動の管理に関する事</li> <li>○ 自然保護に関する事</li> <li>○ 省エネルギー及び省資源の啓発並びに新エネルギーの普及促進に関する事</li> <li>○ グリーン購入の普及促進に関する事</li> <li>○ 環境学習及び環境啓発に関する事</li> </ul>
	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公害諸法に基づく工場等の届出、規制指導、監視調査及び公害苦情処理に関する事</li> <li>○ 環境の常時監視及びその他環境調査に関する事</li> <li>○ 大気測定局の管理に関する事</li> <li>○ 公害防止計画及び公害の未然防止に係る取組みに関する事</li> <li>○ 環境影響評価に関する事</li> <li>○ 化学物質等の環境リスクに係る取組みに関する事</li> <li>○ 環境保全に係る取組み及び調査研究に関する事</li> <li>○ 環境の状況等の周知に関する事</li> <li>○ 工場等に対する環境保全整備等の融資及び助成に関する事</li> </ul>
	廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関する事</li> <li>○ 産業廃棄物処理業の許可及び指導に関する事</li> <li>○ 産業廃棄物の不法投棄の防止に関する事</li> <li>○ 産業廃棄物の適正処理指導に関する事</li> <li>○ 産業廃棄物の発生抑制に関する調査及び啓発に関する事</li> <li>○ 産業廃棄物処理に係る苦情処理に関する事</li> <li>○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る許可及び指導に関する事</li> </ul>
	清掃管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 清掃事業の総合調整に関する事</li> <li>○ 一般廃棄物の処理計画に関する事</li> <li>○ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事</li> <li>○ 旭不燃物最終処分場の管理の総合調整に関する事</li> <li>○ 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関する事</li> <li>○ ごみの発生抑制及び排出抑制の普及促進に関する事</li> <li>○ ごみの資源化及びリサイクルの普及促進及び支援活動に関する事</li> <li>○ 環境委員活動の支援に関する事</li> <li>○ ごみの統計資料等の作成に関する事</li> <li>○ 清掃施設等の管理に関する事</li> <li>○ 公衆便所の整備及び維持管理に関する事</li> </ul>

所 属 名		業 務 内 容
環 境 部	清掃業務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 清掃職員の安全衛生及び研修に関すること</li> <li>○ ごみの分別収集に関すること</li> <li>○ ごみ袋の販売あっせんに関すること</li> <li>○ ごみ収集の指揮監督に関すること</li> <li>○ 粗大ごみに関すること</li> <li>○ ごみの不法投棄に関すること</li> <li>○ し尿の収集に関すること</li> <li>○ し尿の収集業務委託及び委託業者の指導に関すること</li> <li>○ 一般廃棄物処理手数料(し尿に限る。)の徴収に関すること</li> <li>○ 空き地の環境保全及び空き缶等のごみ散乱防止に関すること</li> </ul>
	清掃工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 清掃工場の運営管理に係る総合調整に関すること</li> <li>○ 清掃工場の運転計画の総合調整に関すること</li> </ul>
	渡刈清掃工場 及び 藤岡プラント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工場の維持管理及び補修に関すること</li> <li>○ 焼却業務に係る調査、分析及び統計に関すること</li> <li>○ 一般廃棄物処理手数料(し尿を除く。)の徴収に関すること</li> <li>○ 工場の運転管理に関すること</li> <li>○ 一般廃棄物の焼却業務及び焼却灰の処分に関すること</li> </ul>

## 開発に関する法規制等

### 土地に関する規制

【規制にかかわる項目】	【所 管】	【市の担当課】	【規制などの内容】
農地	農用地	農 政 課	-農振除外（農用地以外の目的）
	一般農地	農 政 課	-農地転用許可、届出（農地以外に転用）
山林	保安林	な し	-指定の解除、行為許可等
	地域森林	森 林 課	-伐採の届出（立木の伐採・1ha以下）
		な し	-林地開発許可（1ha超の開発）
林道	林業目的以外で通行する場合等	森 林 課	-使用許可等
道路	工事の承認	土木管理課	-道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合
	占用許可	土木管理課	-道路を継続使用する場合
河川	工事の承認	土木管理課	-河川管理者以外の者が河川の工事を行う場合
	土地の占用の許可	土木管理課	-河川区域内の土地を占有する場合
	土地の掘削等の許可	土木管理課	-土地の形状を変更する場合
開発区域内の市有地		土木管理課	-都市計画法第32条協議 （従前の道水路を含む場合）
国定公園	特別地域	開発審査課	-特別地域内行為許可（禁止行為あり）
	普通地域	開発審査課	-普通地域内行為届出
風致地区		都市計画課	-地区内行為許可
砂防指定地	豊田加茂建設事務所	土木管理課	-砂防指定地内行為許可
急傾斜地	豊田加茂建設事務所	土木管理課	-急傾斜地崩壊危険区域内行為
地すべり防止区域	豊田加茂建設事務所	土木管理課	-地すべり防止区域内行為許可
宅地造成区域		開発審査課	-宅地造成規制に関する許可申請
保護動植物の生息地		環境政策課	-区画形状の変更、生息環境の変換
埋蔵文化財包蔵地		文化財課	-埋蔵文化財包蔵地の形状変更
排水		農地整備課	-排水承諾区域内の行為
指定緑地		公園課	-指定緑地内についての行為

### 行為に関する規制

【規制項目】	【規制及び許可などの内容】	【所 管】	【市の担当課】
開発行為等	-500m <sup>2</sup> 以上の開発	開発許可	開発審査課
	1haを超える開発	開発行為 造成行為	開発審査課
建築物等	-建築物・工作物の築造	建築確認	開発審査課
工場立地	-敷地面積9,000m <sup>2</sup> 以上		建築相談課
	又は建築面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の工場	届出	豊田加茂事務所
廃棄物	一般廃棄物の処理	施設設置の届出	産業労政課
	産業廃棄物の処理	施設設置の届出	渡刈清掃工場
土石採取	採石法に基づく土石の採取	計画認可	産業廃棄物課
砂利採取	砂利採取法に基づく砂利採取	計画認可	-- 豊田加茂建設事務所 豊田加茂建設事務所
			開発審査課 土木管理課

### 行政的指導

【指導に関する項目及び指導事項の内容】	【市の担当課】
水質保全等	環境政策課
	河 川 課
	環境保全課
	河 川 課
保全区域	森 林 課
挙母西部地域開発構想に基づく緑地保全	森 林 課
矢作川、巴川、猿投グリーンロード周辺の緑地保全	森 林 課

矢水協：矢作川沿岸水質保全対策協議会。矢作川沿岸及び水域の水質保全に必要な調査、対策及び運動を行うことを目的とした組織で、県企業庁、矢作川流域市町村、漁業協同組合、土地改良区などの関係団体を会員として構成されている。特に、大規模な開発などについて、行政と連携し、事前協議、監視、指導を行い、その水環境管理方式は「矢作川方式」として全国的にも有名。



## 環境関連例規（条例）

### 環境保全

○豊田市環境基本条例（H8.9.30 全部改正 / H17.7.13 改正 / 環境政策課）

「環境の保全及び創造」に向けた基本理念を定め、市・事業者・市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めている。

○豊田市の環境を守り育てる条例（H18.3.30 制定 / 環境政策課）

市、事業者及び市民がそれぞれの生活及び活動において環境に配慮した行動を積極的に行うことで、市の持続的発展を図るとともに、市民の健康的な生活の確保を目的とし、必要な事項を定めている。

### 環境衛生

○豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（H5.3.31 全部改正 / H.18.3.30 改正 / 清掃管理課）

資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することにより廃棄物を減量し、並びに廃棄物を適正に処理するための基本的な事項を定めている。

○豊田市の産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例（H18.3.30 制定 / 廃棄物対策課）

産業廃棄物の適正な処理等に関する市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の設置に関し必要な規制等を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理並びに廃棄物処理施設の適正な設置及び維持管理を促進し、もって市民の良好な生活環境の保全に資することを目的として必要な事項を定めている。

○豊田市一般廃棄物処理施設条例（S37.3.27 制定 / H18.3.30 改正 / 渡刈清掃工場）

豊田市廃棄物処理施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

○豊田市産業廃棄物処理に係る行政処分の基準等に関する条例

（H17.9.30 制定 / H18.3.30 改正 / 廃棄物対策課）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるものを除くほか、行政処分の基準等に関し必要な事項を定めることにより、法違反行為に対する市の適切かつ迅速な監督権限の行使の確保を図り、もって生活環境保全上の支障の発生を防止し、産業廃棄物の適正処理を確保することを目的とする。

○豊田市浄化槽保守点検業者登録条例（H9.12.24 制定 / H17.9.30 / 下水道管理課）

浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の保守点検を業とする者についての登録に関し必要な事項を定めている。

### 都市計画

○豊田市屋外広告物条例（H9.12.24 制定 / H17.12.26 改正 / 都市計画課）

屋外広告物法に基づき、屋外広告物について必要な事項を定め、地域の特性を考慮した美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的としている。

○豊田市都市景観条例（H2.3.28 制定 / H16.12.27 改正 / 都市計画課）

都市景観を保全し、育成し、創造し、ゆとりとうるおいのある美しいまちとすることを目的とし、良好な都市景観の形成に関して必要な事項を定めている。

○豊田市市街地における緑の保全条例（H1.3.27 制定 / H4.7.1 改正 / 公園課）

市街地における緑の保全を図り、市民の健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持することを目的とする。

○豊田市地区計画等の区域内における建築物制限条例（H5.3.31 制定 / H18.3.30 改正 / 建築相談課）

建築基準法に基づき地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めている。

下水道

○豊田市公共下水道条例（S 61.9.20 制定 / H 14.3.26 改正 / 下水道管理課）

下水道法に基づき、公共下水道の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

火災予防・危険物規制

○豊田市火災予防条例（S 48.12.27 制定 / H 17.9.30 改正 / 消防本部予防課）

消防法に基づき、豊田市における火災予防上必要な事項を定めている。

**環境関連例規（告示）**

区域指定等

○騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定

（H 10.3.13 制定 / H 17.3.29 改正 / 環境保全課）

○振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定

（H 10.3.13 制定 / H 17.3.29 改正 / 環境保全課）

○悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定

（H 17.3.29 制定 / 環境保全課）

○屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定

（H 10.3.31 制定 / H 17.2.17 改正 / 都市計画課）

○良好な景観を形成するため広告物及び広告物を掲出する物件の整備を図る地域の指定

（H 14.8.20 制定 / H 17.2.17 追加 / 都市計画課）

**環境関連資料**

平成 17～18 年度発行物（H 19.1 月現在最新のもの）

名 称	担当課	発行年月	サイズ	内 容
平成 18 年版 環境報告書	環境政策課	19.1	A4/125 頁	平成 17 年度の市の環境の状況、環境 施策の概要のまとめ
平成 18 年版 環境調査報告書	環境保全課	18.9	A4/351 頁	平成 17 年度の市の調査、規制の状況、 調査測定、データ、実績報告
平成 18 年度 清掃事業の概要	清掃管理課	18.11	A4/126 頁	平成 17 年度の清掃事業の概要
平成 18 年 豊田市下水道年報	下水道管理課	18.8	A4/76 頁	平成 17 年度の下水道事業の概要
資源・ごみの分け方、出し方 （2006 年度版ごみカレンダー）	清掃管理課	18.3	A4/8 頁	資源ごみの収集日と正しい分け方、出 し方を示したもの
資源・ごみの分け方、出し方 ガイドブック	清掃管理課	18.3	A5/41 頁	ごみの分別の方法や資源リサイクル等 をわかりやすく解説
産業廃棄物処理業者名簿	廃棄物対策課	18.3	A4/250 頁	豊田市長の許可を受けている産業廃棄 物処理業者の名簿

自然シリーズ（現在購入可能なもの）

題 名	発行年月	題 名	発行年月
11 豊田の植物（帰化植物）	56.3	26 豊田の植物（樹木の花）	10.3
17 豊田のクモ	62.3	27 豊田市の活断層と地震	11.3
19 豊田の昆虫（猿投山の昆虫 1）	1.3	28 豊田の昆虫（チョウとガ）	12.3
20 豊田の昆虫（猿投山の昆虫 2）	2.3	29 豊田のきのこ 里山のきのこ図鑑	13.3
22 豊田の名木	5.3	30 豊田のきのこ 里山のきのこ図鑑	14.3
23 豊田の植物（野草の花）	6.3	31 豊田市自然環境基礎調査報告書	17.4
24 豊田の野鳥	7.3	- 自然観察の森ガイドブック	2.4
25 豊田の魚（池沼編）	8.12		

## 環境問題に関する決議

清らかな空気、きれいな水、豊かな緑など自然環境は、人間をはじめ地球上に生きるすべての生命の基盤であり、私たちは、豊かな環境の恵みに支えられて生活を営んできた。

本市は、「産業文化交流都市」の構築に向け、自然と調和したまちづくりを進めている。しかし、都市化の進展や産業の集積に伴い、恵み豊かな環境を将来にわたって維持することが困難な時代を迎えている。

生活様式の変化や事業活動の拡大による資源・エネルギーの大量消費に伴い、大気汚染、水の汚濁、地球の温暖化など地球規模で環境が損なわれ、将来にわたり人々の生活が不安なものとなり、生物の生存基盤が危ぶまれている。

それだけに今、私たちは、自然がもたらす恵みと資源を守り育てるとともに、調和のとれた都市環境、地球環境をつくりあげていく責務がある。そのためには、潤いと安らぎのある快適な環境の創造に向けて、今まで以上に資源・エネルギー多消費型の生活や事業活動を見直し、市民、事業者、行政が協力し省資源に努めるとともに、リサイクルを推進する環境にやさしい地域にしていく必要がある。

よって、本市議会は、自然と共生できる都市を実現するため、ここに環境問題に関する決議をし、環境・資源・エネルギーの先進自治体として、かけがえのない地球環境を保全する取り組みを積極的に推進することを期するものである。

以上、決議する。

平成7年9月8日

豊田市議会

## 豊田市環境基本条例（前文）

（平成8年9月30日全部改正）

私たちのまち、豊田市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然と多くの歴史的文化的遺産の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきた。

しかしながら、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への負荷をもたらすこととなり、身近な自然の減少や都市・生活型公害といった地域の環境問題にとどまらず、人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めてきている。

その結果、将来にわたって良好な環境を維持することが次第に困難となりつつあり、これまで以上に環境に配慮したまちづくりを積極的に推進していくことが強く求められてきている。

すべての市民は、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代の市民に引き継ぐ責務を担っている。

私たちは、このことを改めて認識し、市、事業者及び市民のすべてが協働して、環境への負荷の低減に努めるとともに、人と自然とが共生することのできる健全で恵み豊かな環境を保全し、創造していくことにより持続的な発展が可能な社会を実現していくことを決意し、ここに、この条例を制定する。





# 環 境 方 針

## 基本理念

私たちのまち豊田市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然と多くの歴史的文化的遺産の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきました。

しかしながら、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みは、一方で大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への負荷をもたらし、身近な自然生態系への影響をはじめ、さらには地球環境をも大きく変化させようとしています。

そのため、直面する一つひとつの課題を克服し、持続可能で自然豊かな環境にやさしいまちづくりを進めていきます。そして、地球環境も健全で恵み豊かなものとして維持し、次の世代に引き継いでいくため、市役所自らが率先して、市の施策、事務事業を進める上で、継続的に環境の保全と改善に取り組んでいきます。

## 基本方針

- 1 この環境方針を達成するため、環境目的、環境目標を定め、定期的な見直しを行うことにより、継続的な改善を進めます。
  - (1) 職員が行う日常業務においては、省資源・省エネルギーを推進するとともに、廃棄物の削減とリサイクルを徹底します。
  - (2) 公共工事などの事業活動を行うときは、環境汚染の防止はもとより、環境への負荷を最小限にするよう配慮します。
- 2 環境に関する法令を遵守するとともに、環境汚染の予防に努めます。
- 3 全職員が環境方針を認識し、この方針に沿った活動を維持し、継続的に実践できるよう研修、訓練を実施します。
- 4 市民からの意見や提案を積極的に受け入れ、本市の事務事業に反映します。
- 5 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を内外に公表し、だれもがその情報を入手できるようにします。

平成12年4月3日

豊田市長 鈴木公平

この年次報告書は、  
豊田市環境基本条例第 17 条に基づき、  
平成 17 年度における豊田市の環境の状況、  
実施した環境施策の概要についてまとめ、  
公表するものです。

## 平成 18 年版 環境報告書

平成 19 年 1 月

発行 **豊 田 市**  
編集 環境部 環境政策課

〒471-8501 豊田市西町 3-60

TEL 0565-34-6650

FAX 0565-34-6759

<http://www.city.toyota.aichi.jp/>

E-mail:kansei@city.toyota.aichi.jp